

電気用品調査委員会 のあゆみ

電気用品の安全確保のために

電気用品調査委員会／
電気用品等規格・基準国際化委員会

発刊にあたって

近年、社会や家庭における電気用品の普及には目覚ましいものがあり、それに伴い電気用品に係わる事故や災害についても大きく注目されるようになってきました。電気用品の安全については、古くは昭和36年制定の旧「電気用品取締法」に基づき、また最近では平成11年に「電気用品取締法」から改題及び改正された「電気用品安全法」に基づき国による規制が行われてきました。この間、昭和47年に学識経験者や関係団体、消費者代表などから構成される『電気用品調査委員会』が設置され、同委員会は自主的に、あるいは関係官庁からの依頼に応じて調査研究を行い、安全規制の対象となる「電気用品の技術上の基準」の改正等について、必要に応じ関係官庁等への意見具申及び資料の提出を行ってきました。

また、平成8年には電気用品等に係わる国内規格・基準とIEC規格等国际規格との整合性を図るために、これも学識経験者や関係団体、消費者代表などから構成される『電気用品等規格・基準国際化委員会』が同じく設置され、同委員会はIEC規格原案の国内審議、JIS規格及び「電気用品の技術上の基準」の国際規格への整合化等に必要な調査検討を行い、『電気用品調査委員会』を通じて関係官庁に対し報告を行ってきました。

電気用品の技術は日進月歩であり、製品の多様化や流通の国際化も進み、電気用品が国民生活の中に浸透するに従い、電気用品を使用する消費者の安全意識はますます高まって来ております。“使い捨て”から“良いものを大事に使う”というフロー型消費生活への流れも始まろうとしております。また、社会の高齢化、製品の高機能化等に伴い、誤使用や不注意による事故も目立ってきております。このため、最近に至り電気用品に関する重大事故報告制度・公表制度や長期使用安全表示制度が相次いで制定され、さらには消費者行政を一元的に担う消費者庁が発足するなど、電気用品の安全を巡る諸情勢は大きく変化してきています。

『電気用品調査委員会』及び『電気用品等規格・基準国際化委員会』の活動は、それぞれ38年及び13年の歴史がありますが、急速かつグローバルに変化する諸情勢に対応するには、電気用品の安全に関する規格・基準の制改定の方法などについて、そろそろ再検討する時期が来ているように思われます。このため、両委員会の設立時の経緯や、その後の活動の成果、あるいは今後の取り組みの方向性などについて、関係各位のご協力のもとに、寄稿や座談会あるいは資料の形でまとめておくことは有意義であるとの考えから、今般記念誌として発刊する運びとなりました。

両委員会の活動に対する関係各位の長年にわたるご協力に改めて感謝申し上げますとともに、今後とも一層のご支援の程宜しくお願い申し上げます。

平成22年3月18日

電気用品調査委員会 事務局
電気用品等規格・基準国際化委員会 事務局
(社)日本電気協会

目次

I. 寄稿

1. 電気の安全と電気用品調査委員会	武田 康	4
2. 国際整合と電気用品等規格・基準国際化委員会	大崎 博之	6
3. 電気用品安全の課題と今後について	三木 健	8
4. 消費者からみた電気製品の安全	三浦 佳子	10
5. 電気製品の安全と委員会活動	飛田 恵理子	12
6. 家庭における電気安全	石田 篤志	14
7. 家電製品に求められる安全性と技術基準の役割	秋田 徹	16
8. 照明器具に求められる安全性と技術基準の役割	赤塚 美津雄	18
9. 電線に求められる安全性と技術基準の役割	亀田 実	20
10. 配線器具に求められる安全性と技術基準の役割	澁江 伸之	22
11. 電気用品雑感	高杉 和徳	24
12. 検査・認証機関の電気用品調査委員会への期待	松尾 清一	26

II. 座談会

.....	28
-------	----

III. 電気用品の安全規制及び電気用品調査委員会/電気用品等規格・基準国際化委員会の沿革

.....	35
1. 電気用品安全法の沿革	35
2. 電気用品安全法の規制体系	36
3. 電気用品の適用範囲	37
4. 電気用品の技術上の基準の体系	38
5. 電気用品調査委員会の設立と電気用品等規格・基準国際化委員会の設置	39
6. 近年の活動成果	41

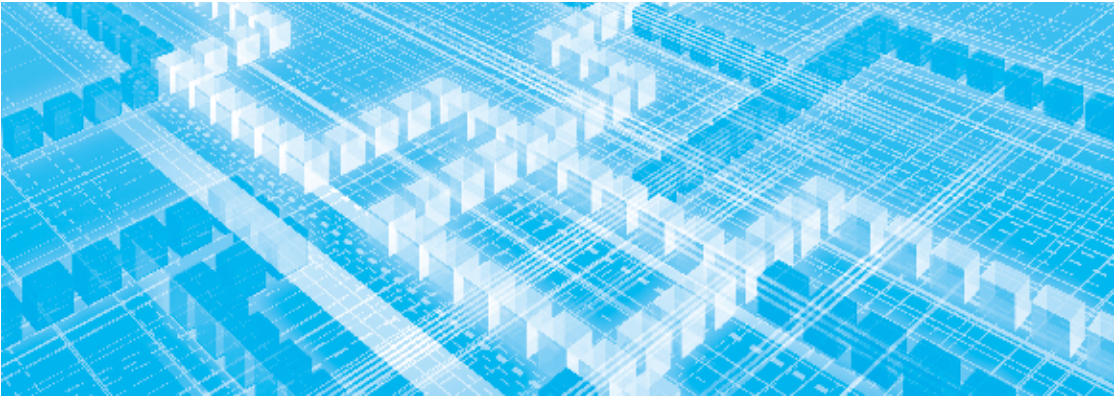
IV. 電気用品等規格・基準国際化委員会 小委員会活動の概要

.....	43	
1. 第 1,3,25 小委員会の活動	(財)日本規格協会	44
2. 第 20 小委員会の活動	(社)日本電線工業会	44
3. 第 15,22,36,77,88,106,112 小委員会の活動	(社)電気学会	45
4. 第 59/61/116,72 小委員会の活動	(社)日本電機工業会	47
5. 第 17-2,17-3,31,32-2,96-1 小委員会の活動	(社)日本電機工業会	48
6. 第 82,88,105 小委員会の活動	(社)日本電機工業会	48
7. 第 21 小委員会の活動	(社)電池工業会	49
8. 第 23-1 小委員会の活動	(社)日本配線器具工業会	49

9. 第 23-2,64 小委員会の活動	(社)電気設備学会	50
10. 第 23-3 小委員会の活動	(社)日本電気制御機器工業会	50
11. 第 26 小委員会の活動	(社)日本溶接協会	51
12. 第 34-1 小委員会の活動	(社)日本電球工業会	51
13. 第 34-2 小委員会の活動	(社)日本照明器具工業会	52
14. 第 37-2,51 小委員会の活動	(社)電子情報技術産業協会	52
15. 第 65 小委員会の活動	(社)日本電気計測器工業会	53
16. 第 89,101,104 小委員会の活動	(財)日本電子部品信頼性センター	54
17. 第 108 小委員会の活動	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	55
18. 第 99 小委員会の活動	(社)日本電気協会	56
19. ISO70 小委員会の活動	(社)日本陸用内燃機関協会	56

V. 参考資料

.....	57
1. 電気用品調査委員会から国へ提出した要望案件リスト	57
2. 電気用品調査委員会での審議項目	59
3. 電気用品等規格・基準国際化調査委員会での審議項目	63
4. 電気用品調査委員会 委員名簿	66
5. 電気用品等規格・基準国際化委員会 委員名簿	77
6. 電気用品調査委員会、電気用品等規格・基準国際化委員会 規約	83
7. IECと国内委員会との関係	86
8. 省令2項J規格一覧	91
9. 電気用品安全法関係法令集記載のホームページ一覧	108
10. 問合せ先リスト	109



1. 電気の安全と電気用品調査委員会



電気用品調査委員会 委員長 武田 康

(電気用品調査委員会とは)

平成9年の暮れから電気用品調査委員会の座長を務めている。電気用品の使用状況、事故の情報、国際的な規格・基準の動きなどを調査・検討、必要に応じて技術基準の改正提言する委員会である。電気関係の学会、業界団体や消費者団体の代表、学識経験者、試験認証機関の代表などの集まりで、おおむね年に3回開催、電気用品等規格・基準国際化委員会と連携して調査・検討を進めている。

電気用品安全法では現在450品目強が電気用品として指定され、これらの構造、材料などについて、カテゴリー別、製品別に詳細な技術的基準が省令で定められている。製造・輸入業者はこの技術基準に適合する製品とする義務があり、消費者は安全なものとして使用できる。

(技術基準の改正提案)

具体的にこの2～3年の会合で取り上げられた話題をみてみよう。まず詳細な規定、技術基準第1項の改正提案である。技術・材料の進歩、環境対応などのため見直しの必要が関係の団体等から提起され、電気用品調査委員会の議論を経た後、技術基準改正案として役所に提出される。また事故情報の分析結果として作業部会から改正が提案

されることもある。

次に、構造、材質その他から見て詳細に規定された第1項と同等の安全性を持つ国際規格を認める第2項の改正提案で、電気用品等規格・基準国際化委員会がわが国の実情に配慮した整合化原案を作成、日本工業標準規格化の手続きを経てJISに、また本委員会の議を経て役所に提出、第2項に取り入れるようになっている。

(定期的な報告など)

平成の初め頃から、高調波抑制対策の状況が毎年定例的に報告されている。十数年前高調波による機器の損傷が社会的話題になったが、その後需要側、供給側の対策ガイドラインが設けられ、調相設備のJISが改定され、発生源となるインバータ内蔵機器の設計・製造面の対策も進み、数年前にガイドライン自体もJIS化、今は落ち着いた状況となっている。

NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）に集められた事故情報も毎年報告される。毎年数百件で大部分は現行の技術基準、取扱説明書で対応できるものであるが、中には技術基準の改定に発展するものもある。詳細な調査、分析のため専門家による作業部会が組織され、その分析結果が報告される。国際組織IECは、分野ごとに規格の

制定・改定の活動をしているが、対応する専門分野の方々から、IECの動き、国内でのJISや技術基準の検討状況を紹介していただいている。

消費者関係の委員からはいつも使用者の目線に立った貴重なご意見をいただいている。またオブザーバー参加の役所からは、その時々の特ピックス、規制体系・内容の変化、提出した改正提案の処理状況などの話があり、時には技術基準改正検討依頼がある。

(この十数年の大きな流れ)

この十数年の間に電気用品の安全を取り巻く環境に大きな変化があった。

一つは規制緩和と電気用品取締法から電気用品安全法への移行で、規制緩和を要約すると、国は個別・直接的な事前介入をやめて事後的なチェックに重点を移し、同時に民間の自主努力を要請、そして安全のレベルは落とさない、である。

平成7年には国の型式認可の対象を200から半減、また平成13年には電気用品安全法への移行とともに型式認可を廃止、これにより個別案件への国の事前直接関与はなくなり、民間の自己確認へと移行したが、特定品目については検査機関による技術基準適合性検査が義務付けられている。なお、平成7年には民間ベースの第三者認証制度が発足している。

こうした変化の中で、技術面で安全を支える技術基準の遵守義務は従前通りで、その点では、電気用品調査委員会の役割・重要性は変わっていない。

第二の大きな変化は、基準・認証制度の国際整合化である。国内の強制規定である技術基準は、当然のことながら国内事情に配慮したもので、海外からは国際的なIEC規格との整合化を求められていた。

これに効率よく対処するため、平成8年に電気用品等規格・基準国際化委員会が設けられ、技術基準、JIS、IEC規格の関係をまとめて検討することとなり、また紆余曲折はあったがIEC規格と整合化したJISを技術基準の省令第2項に採用する方向で進行中である。

ただIEC規格はもともと欧州的な環境がベースの規格、国内向けにはデビエーションが必要になる。日本と欧州の違いは大きく分けて2点、第1は気候・風土・生活環境による使用状況の差、第2が配電系統による電圧、接地方式の差である。これらの差を越えて同じにするのは簡単ではない。

(これからの難問)

電気用品の技術基準の冊子を日本電気協会が作っているが、900頁の分厚いものであり、内容が変わり、厚さも増えている。世の中のニーズは変化し、技術も進歩し、新しい用途、新しい製品・システム・材料が出てくる。規制対象の品目を政令で定め、個別品目に対応できるよう細目にわたる技術基準を省令で定める方法がいつまで長持ちするのか、やや疑問である。政令も省令も改正には手間ひまが掛かるので。

国際整合化の面では、IEC規格も国内の基準も毎年変わっていくので、両者の突合せ作業は限りなく続く。一方で使用状況、配電系統の差も続き、今の手順の整合化作業は効率が下がり、どこかで壁に突き当たるのではと危惧される。

品目指定の廃止、技術基準の性能・機能規定化、細目規定の受け皿を役所以外に用意、が上記二つの問題を軽減するアイデア、考えてみる価値がありそうである。

「制度を変えるとき安全のレベルを落とさない。」いつも言われることだが、安全のレベルを測るのは難しい。そして世の中は安全から安心・安全へと移っていく。どう対処するか難しい話である。電気用品調査委員会はこれから先、難問に突き当たるかもしれない。

(おわりに)

委員会の活動は、参加・協力頂いている委員、作業グループ、関係団体の方々、電気用品等規格・基準国際化委員会、そして事務局のご尽力によるところが多い。これらの方々に感謝申し上げる。

2. 国際整合と電気用品等規格・基準国際化委員会



東京大学 教授 大崎 博之

電気用品等規格・基準国際化委員会は、1996年（平成8年）6月20日に第1回委員会が開催され、2009年末までの13年余りの間に39回の委員会が開催されてきました。第1回委員会から正田英介東京大学教授（当時。その後、東京理科大学教授。現在は財団法人鉄道総合技術研究所会長）が委員長を務められていました。私自身は、電気用品等の規格基準の国際整合に関わる会合等に10年余り関係してはいましたが、本委員会には2007年10月に開催されました第33回委員会より委員長代理として出席するようになり、2008年7月開催の第36回委員会より正田英介前委員長を引き継いで、委員長に就任いたしました。従いまして、本委員会と私自身の直接的な関係は限られていますので、関係資料等に基づいて、この13年ほどの委員会での活動についてご紹介したいと思います。

規格・基準の国際化が強く進められた背景には、1995年に発効したWTO/TBT協定（貿易の技術的障害に関する協定）があります。WTO/TBT協定は、各国に対し強制規格や適合性評価手続きの作成や改正を行う際に、原則として国際規格を基礎とすることを義務づけています。つまり、国内規格に関して国際標準化機構（ISO）や国際電気標準会議（IEC）の規格等を基礎とすることや、適合性評価手続きに関してISOガイドやIECガイド等を用いることを求めています。こうした中で、電気用品安全法においても国

際整合化のための取組みが求められ、これに合わせ日本工業規格（JIS）の国際規格との整合も進められています。

電気用品等規格・基準国際化委員会は、「我が国の電気製品・設備に関する規格・基準の国際化等を推進するため、電気用品の技術上の基準及び日本工業規格の国際規格への整合化等国内の規格・基準に関する所用の調査・検討を実施してその結果を関係官庁または関係団体等へ報告するとともに、関係するIEC規格の国内審議を行うこと」を目的として（旧）日本電気協会に設置されました。IECのTCやSCに対応するような分野毎の小委員会を組織して、具体的な規格・基準の調査、検討等はそこでを行い、それらを統括し、効率的な調査・検討を推進するために国際化委員会が機能することになります。小委員会は、それまで電気用品調査委員会部会・分科会、JIS原案作成委員会、IEC国内委員会の3つに分かれていた委員会を、審議の効率化と審議体制の簡素化のために統合したものです。

国際整合化は、本国際化委員会が設置される前から進められてきました。1985年（昭和60年）に国が「市場アクセス改善のためのアクション・プログラムの骨格」を決定し、電気用品取締法の関係では、甲種電気用品の中でも危険性が少ない製品の乙種電気用品への移行、検査データを受け入れる外国検査機関の大臣

指定に加え、IEC規格との整合化が進められることになりました。電気用品の技術基準のうち、IEC規格等の国際規格の採用については、電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の規定に基づき、経済産業大臣が保安上支障ないと認めた基準の実施運用上の細目事項として、電気用品の技術上の基準を定める省令の取扱細則第1項において対応され、取扱細則の別紙1にすべて書き下した形で規定されました。

（IEC-J規格）。

1994年（平成6年）には「規制緩和推進計画」が閣議決定され、電気用品取締法では、甲種から乙種への移行が引き続き進められるとともに、第三者認定制度の発足、およびIEC規格との整合化についての作業体制の整備が進められることになりました。その結果、1996年（平成8年）に電気用品等規格・基準国際化委員会が発足し、国際整合化をより進めることになりました。そして、先にも述べましたように、関係する委員会の構成が見直され、電気用品の技術基準、JIS、IEC規格の改正審議の一体化が図られました。

1998年（平成10年）には「電気用品の技術基準の取扱細則」が改正され、デビエーションを含むIEC規格の日本語版でありますIEC-J規格が大幅に採用されました。また、1999年（平成11年）には電気用品取締法の改正が行われ、電気用品安全法として2001年（平成13年）4月より施行されました。

2004年（平成16年）以降は、国際整合化されたJISを省令第2項に採用することが指向され、現在は、委員会において主に国際整合JIS採用について審議を行っています。また、2006年（平成18年）には、強制法規へのJISの採用を円滑に行うため、電気用品等規格・基準国際化委員会の特別委員会として省令第2項改正案検討・調整委員会が設置されました。

以上のような経緯で、電気用品安全法の技術基準には、わが国固有の基準（1項基準）と国際規格に整合した基準（2項基準）があり、製造事業者や輸入事業者はいずれかを選択することが可能となっています。2項基準は、IEC規格に整合したJISまたはIEC-J規格を採用し、IEC規格が改訂されれば、JISまたはIEC-J規格も改訂することが必要です。2項

基準では、評価方法や基準値は、原則、国際規格で規定されている内容がそのまま採用されますが、日本固有の事情で不可避的な事由がある場合、例えば、気候等の基本的要因や技術上の要因による事項等がある場合に限っては、当該事情に対応してデビエーションを付加したり、あるいは該当箇所を削除したりすることもあります。現在までのところ、454品目のうち327品目に対する2項基準が整備されています。

国際化委員会は、学識経験者、試験・認証機関、使用者団体、販売業者団体、製造業者団体、電気事業者または電気事業者団体、その他などからの委員で構成され、省令第2項に採用を検討する国際整合JIS、省令第1項の改正要望、各小委員会の審議活動などについて主に審議、検討を行っています。委員会設立当初から、IEC規格を技術基準に受け入れることだけでなく、IEC規格への日本の意見の反映、さらには日本提案のIEC規格の実現の必要性を強く意識し、各小委員会で活動してきていて、最近はますますそれらを重要視しています。また、国際整合JISやIEC-J規格の版が、国際規格の版からできるだけ遅れることがないように求められ、審議の迅速化にも努めています。

近年は、製品の流通やサービスの提供がグローバル化し、電気用品の中で輸入品の占める割合がますます高まり、規格・基準の国際整合化の必要性が以前にも増して高くなってきています。一方、省令第2項として、国際規格に準拠した技術基準の採用が進められてきましたが、結果的に日本独自の省令第1項と国際規格準拠の省令第2項が混在する形となり、技術基準体系が複雑になっていることは否めません。また、国際整合化にあたっての本質的な課題として、配電電圧の相違、アース付コンセント・プラグ、電線種別など電気用品だけでは解決できないものもあり、現実にはいろいろと難しい問題も含まれています。

これらは、ある程度長期的な展望を持って対処していくことが必要ですが、一方で、電気用品の安全の確保という根本的な目的の達成を目指しつつ、グローバルな競争社会に対応した電気用品等の規格・基準の国際化を今後も着実に進めることが本国際化委員会に課せられており、引き続き委員会として取り組んでいく所存です。

3. 電気用品安全の課題と今後について



経済産業省 商務流通グループ 製品安全課長 三木 健

製品安全対策をめぐる状況は、この数年間で大きく変化してきている。ガス瞬間湯沸器の一酸化炭素中毒事故など痛ましい製品事故が社会的にも大きく取り上げられ、様々な制度が拡充された。2007年5月に重大製品事故情報報告・公表制度が開始された。死亡、重傷、CO中毒、火災等の重大製品事故が発生した場合、製造事業者・輸入事業者には、国への報告義務が課された。また、昨年4月からは長期使用製品安全点検・表示制度がスタートした。経年劣化による重大事故発生のおそれが高い9製品については、設計標準使用期間に応じた点検時期が所有者に通知され、製造事業者等には点検対応が義務づけられた。このように、PSマーク制度による技術基準遵守を出荷時に求める従前の事前規制に加え、事故情報の報告や経年劣化対策等製品流通後の対応が事業者に求められるようになった。さらに、昨年9月には消費者庁が発足し、消費者行政の司令塔機能が期待されるとともに、事故情報の一元化の観点から、重大製品事故情報報告・公表制度の受付、公表が消費者庁に移管された。また、消費者庁には、消費者安全法に基づき、様々な事故情報が集められることとなった。

技術基準等事前規制についても、ガスこんろ（2008年10月施行）、石油燃焼機器（石油ストー

ブ等3品目。2009年4月施行）が対象に追加されるとともに、電気用品安全法には、ノートPCや携帯電話で過熱・発煙事故が発生していたリチウムイオン電池が規制対象に新たに加えられた（2008年11月施行）。さらには、近時の事故情報を踏まえ、電気用品調査委員会からの報告等を受けて、電気ストーブや浴室電気乾燥機等の発火事故対策、電気洗濯機の脱水槽指切断事故対策、電気ストーブからのVOC発生対策等として、電気用品安全法の技術基準14項目の改正が昨年9月になされた。事故情報の収集・分析が体系的に行われるようになって、事業者への製品設計等への事故情報の反映、技術基準の必要に応じた見直しが重要な課題となってきている。

平成20年度の重大製品事故情報報告・公表制度の事故情報によると、受け付けた1,412件の事故を製品群毎に分類すると、電気製品の事故が53%と過半数を占めている。その内訳を見ると、電気製品の中で事故件数上位の製品はエアコン、電気ストーブ、電気冷蔵庫、電気こんろ、照明器具の順になっている。受付段階での事故情報は、その後の調査分析で製品に起因しない事故と判断する場合もあるが、非重大事故の発生状況も踏まえ、電気製品のさらなる安全性向上が必要と言え

るであろう。

電気製品に関する安全規制については、1935年制定の電気用品取締規則、さらには、1961年に前身の電気用品取締法として公布されてから、国際整合化や自己責任原則への移行等を踏まえた見直しが図られ、基準認証制度等の整理・合理化の観点から、製品安全4法としての位置づけが明確化され、1999年に現行の電気用品安全法として公布、2001年4月に施行された。この間、技術基準の改訂等においては、電気用品調査委員会において、精力的な検討が行われ、その内容が反映されてきた。

他方で、電気用品安全法の課題も指摘されてきている。その第一は対象製品の範囲についてである。1968年に対象品目が407品目となって以降、一部の改廃を経て、現在454品目が電気用品として指定されている。既にほとんど使われなくなった製品が指定されている一方で、技術が進歩する新しい分野の製品が対象になっていないものがある等齟齬や実態との乖離が見られる。また、製品が高度化、複雑化する中で、電気用品の対象、非対象の判断が微妙かつ難しくなっている。

第二は技術基準そのものについての課題である。現行制度では、電気用品安全法独自のいわゆる第1項基準と、国際規格に準拠したいわゆる第2項基準が併存する複雑な体系となっている。国際整合性が必要である反面、安全上の重要性を適切に確保していく必要がある。また、技術基準の性能規定化が求められる中、現行の電気用品安全法においては仕様規定が多く残っており、技術開発等による新製品に柔軟に対応することが難しくなっている。IECやJIS規格の活用等により、体系の整理が必要である。

製品事故の事故原因を分析してみると、世界の市場をリードするような高度な電気製品が普及している現在であっても、事故原因には製品の複雑さに端を発するものではなく、電源コードの断線、接続端子の接触不良、単純な部品の欠陥等基本的な原因によるものも依然として多い。届出等の事務手続きは簡素化していくことが必要であるが、

輸入品が増加する中で、適切な電気製品の安全性を確保していくことが重要である。

また、電気用品安全法の国内登録検査機関である民間機関において、適合性検査業務における法令違反が判明したため、昨年12月に電気用品安全法施行後はじめてとなる登録取消処分を実施した。このような事案が発生したことは誠に遺憾であり、行政としても、登録検査機関の法令遵守の徹底を促すとともに、検査業務のあり方についても不断の検証を行っていく必要がある。

昨年5月に開催された産業構造審議会消費経済部会製品安全小委員会において、事故事例等を踏まえた事前規制の一層の充実ということで、電気用品安全法について、事故情報の原因分析等を踏まえながら、基準の統合化、対象品目等の整理合理化を図っていく必要がある旨、提言がなされた。これを受けて、昨年12月から、NITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）を事務局として、専門的・技術的見地に立ち、実務的な検討がスタートしたところである。検討結果については、今後、同小委員会にフィードバックされ、審議される予定である。また、同小委員会においては、リコールの円滑化に向けて、情報発信力の強化、生活現場における取組の強化、関係事業者間の連携強化等が検討されるとともに、リスクアセスメントの普及・活用についての検討もなされている。

このように、電気用品のさらなる安全確保、規制の適正化に向けて、検討がスタートしたところである。今後、電気用品調査委員会とも密に連携しながら対応を推進していきたい。また、製品安全のさらなる推進には、こうした法制度の整備だけでなく、事業者の自律的な安全活動の推進や安全なものづくり、消費者に対する注意喚起や普及啓発を推進していくことが重要である。製品安全文化の醸成に向け、関係者のさらなるご協力をお願いしたい。

4. 消費者からみた電気製品の安全



財団法人 日本消費者協会 広報部
部長（消費生活コンサルタント）

三浦 佳子

（はじめに）

まず、本誌の発刊にあたり、長年消費者の電気製品等の安全に寄与された「電気用品調査委員会」及び「電気用品等規格・基準国際化委員会」ご関係のみなさまのご尽力に、心からの感謝と敬意を表します。

このような形で、今までの活動を振り返り、それぞれのお立場からのご意見を集約し、今後の更なる安全性の追求に提言を残すことはとても重要だと思われまふ。

これまで、IEC規格の整合性を図るべく、JIS規格採用の円滑化に至るまでの「国際整合化」、Sマークに代表される「第三者認定制度」の導入、「高調波対策」など過去76回にもわたる委員会で各種の検討を重ねてこられました。その第68回から、消費者側からの意見もということで、大先輩の飛田委員（東京都地域婦人団体連盟）にご教示いただきながら末席に名を連ねておりますが、今回本稿の依頼を受けた際、とても躊躇いたしました。しかし、これも何かのご縁と思い、稚拙ながら寄稿させていただきます。

（消費者の姿）

日常生活では切っても切れない、電気用品とわたしたちすべての消費者ですが、普段、その「安

全性」に関して、一体どれほどの消費者が関心を持っているのでしょうか？

今や、「消費者」は多層構造になっており、その興味・関心、知識・理解やその消費行動には、かなりのばらつきがあり、「消費者とはこういうもので、こう考える」という答えが出せません。言うまでもなく、消費者団体がすべての消費者を代表しているのでもありません。

プラグを差せば、スイッチを入れれば、何でも便利に動きます。その恩恵を受けながらも、「安全はあたり前」という他力本願的な思考で日々の生活をおくっているのが消費者（国民）です。JISってなに？国際基準があるの？製品安全の法律って？と問わずとも、何も困らない生活がおくれるのがほとんどの消費者。ところが、いざ、事故や製品の不具合が起きたら大騒ぎ……。多くのマスコミも、安全確保のための影の努力を知らせることはなく、少しでも、一度でも事故が起こればその多くが「犯人探し」に躍起になります。

どんな製品も、企画、設計、製造、流通、販売というプロセスを経て、最終使用者である消費者に渡るのであるが、事故や不具合が、どの時点で何が原因で起こったのか、それを防ぐためには何が不可欠であったのか、製品そのものの欠陥か、消費者の誤使用かを冷静沈着に調査・分析されるこ

とが、果たしてどれだけなされているのでしょうか。

もっとも、現在の経済状況下では、「安さが第一」「すぐ手に入る」ことが重要視され、残念ながら「安全性」を最優先に製品を購入する消費行動がなされていないという現実もあります。そして市場環境も大きく変わりました。流通（販売）が以前より複雑化し、価格競争に血道をあげる事業者が多いのも事実です。在庫を残さず売り切るために、本来守られるべき安全性がないがしろにされてしまう傾向もあります。コストダウンのために海外へ工場を出す企業も増加し、たとえば部品の同等性や工場での現地確認、安全確認をどこまでしているのか、私たち消費者は、そのプロセスを見ることができません。だからこそ事業者は関係法律を遵守し、情報開示の透明性を高めることが求められています。

また、以前は想像もつかなかった「インターネット」の登場により、商品情報の収集や価格比較、製品の評判（使い勝手の善し悪しなどが、即座にネットで広がる）やメーカーなどの対応ぶりなど、本来知り得なかったことがいとも簡単に、しかも即時に知ることができるようになりました。たとえば英語ができなくても、消費者個人が地球の反対側の国からでも商品の入手が可能です。利便性が重要視される時代とはいえ、その反面消費者もリスクを負うケースがあります。知識は身を守ることに繋がります。積極的に「消費力」を身につけることも必要ではないでしょうか。

私が所属する財団法人日本消費者協会は、1961年の設立当初より、消費者啓発を主な目的に様々な活動をしておりますが、毎月発行している「月刊消費者」では、読者モニター（毎年400人）に向け、様々なアンケートを実施しています。ここで、あるデータをお知らせしましょう。

2009年5月号に掲載した「取扱説明書に関する調査報告」によると、「購入してから一度も取

扱説明書を読まなかった製品がある」と回答した方は39.3%。それはなぜかを尋ねた回答には、「読まなくてもわかる操作しかない」が87.4%「説明文を読むのが面倒くさいから」が46.2%を占めています。また家電製品の全機能を利用しているかという問いに対し、「していない」が94.8%という結果でした。

市場で販売されている商品にどこまでの機能を求めるかはそれぞれ違いがあるでしょうが、多機能になりすぎることや、フェイルセーフ機能の充実が果たしてよいのか（自動消火装置があるストーブを、蹴って消火する困った消費者もいる）も、再考する時期ではないでしょうか？

そしてこれから大切なのは、消費者が自ら学べる環境作りや、事業者との相互理解・情報共有の機会を増やすこと、それぞれの立場の責任分担を明確化すること、優れた技術（ものづくり）の伝承と人材育成、価格のみに左右されない消費者の商品選択など、「安全はすべてに優先する」という共通認識をもった社会の構築が不可欠です。

（おわりに）

タイトルにあるように、「電気製品の安全」はトライアングルの関係にある消費者・事業者・行政それぞれの努力がなされなければ、守ることはできません。そのトライアングルがいびつにならないよう、「信頼ある緊張関係」を築き、維持していくことが望まれます。これからも、この電気用品調査委員会の存在がその力になることを願っています。

私事ですが、まったくの「電気オンチ」にも拘わらず、多くの委員の皆様から様々なことをお教えいただきました。エキスパート揃いの委員会席上で、懇切丁寧にご説明下さった皆さまへの感謝は忘れません。ほんとうにありがとうございました。

5. 電気製品の安全と委員会活動



特定非営利活動法人 東京都地域婦人団体連盟
生活環境部 副部長

飛田恵理子

電気用品調査委員会、電気用品等規格・基準国際化委員会に係らせていただくようになった当初は、特に電気用品調査委員会には様々な電気用品に係わる業界団体の多数の委員が出席されていることに驚かされ、暮らしに係わる電気の重要性を今更のように思い知らされたものです。

また、各分野からのJISや参画する国際規格活動の報告の多さ難解さ、に消費者としてどのように対処すべきか戸惑うことも少なからずあり、役割を果たすことの難しさを痛感しつつ今日に至っております。

これらの案件の一つ一つが確かな品質で消費者の安全を守り、適切な試験方法や表示に裏打ちされているか、予測されるリスクに対してどのように対処しているかなどを判別することは容易なことではありません。

消費者には子供から高齢者までおり、未熟で電気の性質を理解できない無防備な子供、妊婦、体力的に危険を回避する力が衰えた高齢者、体内にペースメーカなどを埋め込んだ人、障害を持った人や外国人も含まれます。災害弱者になりやすい人への配慮も不可欠と言えます。事故には不注意や誤使用によるケースから、室内で飼うペットに起因するケースに至るまで様々ありますが、注意表示の工夫やフェイルセーフなどの安全設計

で回避できる場合もあります。

時には事業者と消費者の視点にずれを感じることもあるため、私は消費者の視点で気が付いたことや予見できることをお伝えするよう、心掛けてまいりました。

私の所属する東京地婦連は、1948年に終戦後疲弊する地域社会を女性の手で立て直すことなどを旨として設立され、婦人会組織を基盤に環境問題、消費者運動、男女共同参画、子供の健全育成、高齢者福祉、平和活動など様々な分野での提言を続けてまいりました。暮らしの視点を行政・業界に伝え、基準や制度作りにも長年に渡り参画してきた歴史がございます。かつては電気用品に係わる規制緩和の公聴会で、安全性後退への懸念を何度か公述したこともあり、また国際化による整合性を図る場合、非関税障壁除去を急ぐ余りに安全性を損なうことのない様、慎重に対処していただきたいと考えてまいりました。

基本的には消費者・産業界・政府は、三頭立ての馬車のような立場で消費経済を牽引する役割を担っており、お互いに協働し、安全で一人一人が暮らしやすい社会を構築する必要があります。両委員会においても、それぞれの立場の発言を伺いつつ、意見を述べさせていただいております。

国際化の課題としては、耳にしたところでは

「IECなどでは言葉の制約から、日本はともすると、受動的に日本の規格を国際規格に合わせてきたのではないか。」という専門家の指摘もあり、規格に参画する者としては、日本の立場を明確に表明しJISを国際規格に反映して欲しいと願っております。

委員会も回を重ねるうちに、電気用品に係わる各分野から国際規格への積極的な対応ぶりを窺わせる報告も増えてきました。日本の優れたエネルギー効率性や環境技術を反映させた提案などはあまり報告されておりませんが、何でもありの国際規格から脱却し、地球の未来を支える我が国独自の提案を期待したいと思う次第です。

電気用品調査委員会のように調査を行いJISとの整合化を図るため電気用品の技術基準を定める省令の改正要望を審議したり、各分野の情報を共有することは、お互いに良い刺激となり我が国の電気用品の安全性を高めることにも役立つと思われます。また電気用品安全法に引用する技術基準としてJIS案が適切かどうかなどを「電気用品等規格・基準国際化委員会」が審議することも同様に重要です。

社会的要請の高まりを受けて、消費生活用製

品安全法が改正されて、重大事故報告・公表制度がスタートし、それに長期使用安全表示制度も加わりました。さらに、消費者庁も設置され、製品安全に対する国の対策が強化整備されつつあります。

委員会へは製品安全課や環境生活標準化推進室をはじめJET（財団法人 電気安全環境研究所）やNITE（独立行政法人 製品評価技術基盤機構）などの専門機関からも出席され、タイムリーな情報提供も行われています。

今後は「事故の未然防止に向けた制度のあり方」、や「電気用品事故例分析」の検討についての審議時間がもう少し欲しいと実感しています。

最近では、事故例を踏まえた省令改正が提案され具体化しています。また、改正された省令と同様の構造・使用実態を有する電気用品について、安全確保のための横断的な検討がすすめられることとなり、すきま事案をなくす安全確保のための対応策の足掛かりとして期待をしております。

今後も専門家の方々に負うところが大きいでしょうが、電気用品に起因する事故の低減に向けて、安全な暮らしに適合する規格・基準のあり方を模索できればと願っています。



6. 家庭における電気安全



電気安全全国連絡委員会 副委員長 石田 篤志

寄稿にあたって、日本における電気安全について、振り返ってみました。

電気製品を安全に製造するための制度は、大正時代に通信省（当時）にて制定された電気用品試験規則によって始まったと言われています。その後、昭和10年に電気用品取締規則が制定されて、電気製品の取り締まりが行われるようになり、昭和36年には消費者の安全性を確保するための法律として、電気用品取締法が制定されました。

電気用品取締法の制定以降、技術進歩によって安全性が向上していく一方で、諸外国からの規制緩和の要望が強くなるなどの社会情勢の変化を踏まえて、平成13年に電気用品取締法から電気用品安全法への改称が行われ、「政府による強制認可による安全確保」から「自己責任原則にもとづく安全確保」へと移行しました。

この「自己責任の原則」というのは、製造事業者、販売事業者、消費者等がそれぞれの立場で、電気製品の安全性に責任を持つというものであり、それぞれの事業者だけでなく、消費者までも含めた自己責任を原則としたもので、この移行はとても大きな変化であったと思います。

このような法律の見直しや社会的な変化を踏まえながら、関係規格類も順次見直しが行われていますが、需要場所における電気工作物に関する民

間規格である内線規程もその一つです。内線規程については、近年では2000年、2005年に改定され、2005年の改定では、普及し始めていたオール電化住宅や太陽光発電等の社会的な変化に応じた内容へと見直しが図られています。

この「自己責任の原則」への移行もすでに8年程度が経過し、制度面での充実化も図られたり、他業界でも同様な動きもあるメーカー、事業者はもとより、消費者にまで自己責任の考え方が徐々に浸透しつつあるように感じています。

一方、これらの制度面以外でも電気安全を取り巻く環境は大きく変化してきました。

気象関連では、雷の増加による電子機器類の被害の増加に加えて、近年では、局地的な集中豪雨や大規模な地震により各地で大きな被害が発生しています。

大規模な地震が発生した際には、一旦停電した後再度電気が送電された際に、通電火災に至るケースがあります。

例えば、1995年1月に発生した「阪神・淡路大震災」では、火災の原因の6割が「通電火災」でした。これは、電源スイッチが入ったまま倒れ出た熱帯魚用のヒータなどの電気製品に通電され続けることで周りの可燃物を燃やして火災にいたり、あるいは建物が重大な損傷を受けた場

合などは、電気製品をコンセントから抜いていても、壁の中に配線された電線が損傷を受け、この結果、漏電などにより火災に至ったものと言われています。

こういった事象を捉えて、各関係機関では、注意喚起や情報の提供、送電前に漏電のないことの確認、立会いによる送電といった通電火災の防止に向けた取り組みをさらに推進しており、2004年10月に発生した新潟県中越地震時では、通電火災はほとんど発生していません。

これは、関係機関による過去の教訓を生かした取り組みに加えて、地震発生後の「家を留守にする際にはブレーカーを『切』にするよう」注意喚起された啓発活動や機器の耐震対策等、各分野での取り組みによる成果だと思っています。

一方、家庭内では、エアコン、パソコン、暖房便座等の普及が進んでおり、特に最近では携帯電話、ゲーム機等が広く普及し、一つの家庭においてそれぞれ複数台を有していることも一般的になりつつあります。このため、一般家庭における電気の使用量は、我国の高い技術力によって電化製品の消費電力削減等による省エネ化が進んできたにもかかわらず、年々増加の傾向を示しています。

また、オール電化住宅の増加や太陽光発電、家庭用燃料電池といった家庭用の自家発電装置の導入が以前と比較してかなり速いスピードで進んでいます。太陽光発電に関しては、この10年間で30倍以上にも増えており、導入への助成金制度に加え平成21年11月から太陽光発電の新たな買取制度がスタートするなど、今後ますます普及に拍車がかかることが予想されています。また、今後普及が予想されるものとしてプラグインハイブリッドカーや電気自動車がありますが、これらも研究開発が進み、上市も間近となっているようです。

このように一般家庭での電気器具類は種類、量とも増加しており、今後もその傾向が続くことが予想されることから、電気安全に対する取り組みの重要度は増していくと考えられます。

こういった環境変化の中で、内線規程では、前

述したようにオール電化住宅や太陽光発電の普及を踏まえた内容への見直しや、住宅用分電盤内に施設する「雷保護装置」の性能、施設方法についての記述の追加等、雷保護対策の考え方が取り入れられるようになってきています。

制度や規格類の見直しだけでなく、従来から行われている取り組みの継続もまた大切です。例えば、電気工事の不良率は過去から低下してきていますが、ここ数年は工事件数の1～1.5%（件数では年間5万件前後）の間で推移しています。これを踏まえて、電気工事業者をはじめ電力会社や調査機関（電気工事の竣工時に安全な設備であることを点検する機関）では、お客さまに安心して電気をお使い頂くために、電気工事の品質向上に向けた取り組みが行われています。

また、地域によっては電気工事に関する競技会などが40年以上も前から行われるなど、技術の研鑽も継続的に取り組まれています。

一方、電気安全全国連絡委員会では、昭和56年から経済産業省の主唱によって、毎年8月を「電気使用安全月間」と定め、電気事故の絶滅を図るべく、テーマを設定しながら官民一体となった全国一斉の電気使用安全月間運動の展開等、電気安全の推進の一助を行っています。

電気工事に関する不良率の低下は、こうした取り組みの成果によるところもあり、引き続き、関係機関や事業者による協調した取り組みの継続が期待されるところです。

以上、過去を振り返りながら述べてきましたが、電気安全に対しましては、社会環境、自然環境の変化を踏まえた対応や、取り組みの継続がとても重要であり、これまでの取り組みの積み重ねが今日の安全に繋がっていることを改めて感じるところです。

この場をお借りして、これまでの取り組みに対する関係者の方々への尽力に対して感謝申し上げますとともに、今後とも消費者、国、関係事業者の三位一体となった取り組みによって、家庭における電気事故の未然防止・再発防止が図られることを期待しています。

7. 家電製品に求められる安全性と技術基準の役割



社団法人 日本電機工業会 常務理事 秋田 徹

1. 家電製品の安全性

昨今、家電製品の安全性の向上が強く求められているが、製品の安全性は、設計・製造・表示・認証等の各方面から検討されるべきものである。現在、家電製品の安全規制にどのようなものがあり、それらは設計・製造等の各段階でどのような役割を担っているのか、さらにその中で電気用品安全法の技術基準（以下、「技術基準」という。）がどのような位置付けにあるのかを確認するために安全に関する規制・制度の概要を表1-1のように整理した。

電気用品安全法は、電気製品の安全性について製造、輸入、販売の各方面を考慮しているが、上記のように製造・輸入業者の把握や製品の設計・製造時の安全性、製品へのマーク表示等を規定していることから、事前規制を主体に発展してきたと言える。一方、消費生活用製品安全法（以下、「消安法」という。）は、事故情報の収集等、事後規制の安全確保の役割が大きいと言える。

2. 家電製品の安全性と技術基準

次に電気用品安全法の中で技術基準がどのような役割を果たしているのかを見ると、表1-1のように技術基準は、部品、材料、電気回路、構造等の視点から絶縁性、耐火性、耐久性等に関する具体的な試験基準等を定めており、製造・輸入業者が最低限

守るべき事項を定めた強制法規の位置付けにある。第三者認証制度のSマーク認証制度の基準も技術基準を基本としているのはご承知のとおりである。但し、技術基準は、次項に述べるように家電製品の多様化や消費者の変化に合わせて、改訂がなされてきている。

3. 技術基準改正の近年の傾向

技術基準改正の近年の特徴を見るために過去5年間に技術基準 別表第八（家電製品）において改正された主な内容を表1-2のとおり整理した。ここに記載した技術基準改正の目的は必ずしも明確に分類できるものではないが、最近の技術基準改正の傾向を理解しやすいようにするため記載した。

技術基準の改正と言えば、市場での事故発生を受けて、製品の安全性の強化のために試験規定や構造規定を追加する内容が主体である。その傾向は最近も変わらないが、最近は、表1-2のように経年劣化対策や誤使用防止対策の角度から個別品目毎に必要なに応じ試験規定・構造規定の強化や消費者への安全啓発のための表示を行うようになってきている。

4. 今後求められる技術基準

上記のように技術基準は、より高い安全性の確保を目指して順次改正されてきているが、さらに高い安

全性を求めるためには次のような課題が考えられる。

(1) 技術基準の改正内容

白物家電の国際規格であるIEC規格を検討しているTC61は、年2回開催される国際会議にて各国から提案される改正案を審議しているが、改正案は各国での事故例を基に提案されるケースが多い。日本国内の事故例だけでなく各国事故例を反映したIEC規格に整合させることが重要と考える。

(2) 技術基準改正までのタイムラグへの対応

技術基準改正は、事故の原因等を調査の上、改正の必要性や具体的な改正案を検討するため、通常1年以上の時間を要し、平成21年9月に改正された技術基準も平成20年9月に検討がスタートしている。技術基準の改正は、TBT通報等、幅広く意見を聴取しながら検討する必要があるが、改正までの時間を短縮することは重要である。しかし、改正に1年以上を費やすのはIEC規格でも

同様であり、限界はある。従って、市場で発生した事故の分析から技術基準改正までのタイムラグにどのように対応するかが重要である。例えば、Sマーク認証制度は最近では市場事故の状況を見ながら機動的に基準改正を行っており、このような民間の制度の活用や技術基準改正までの間、業界で自主的に先行することも必要と考える。

5. 最後に

家電製品の安全性向上に関して特に重要なのは、市場の事故情報を基にした技術基準の改正である。ご承知の通り、電気用品調査委員会は、事故分析と技術基準改正の審議の双方を行う組織として従来から機能しており、家電製品の安全性向上に関して中心的な役割を今後も担い続けると期待される。日本電機工業会としても技術基準のさらなる改善に協力したいと考えている。

表1-1 家電製品の安全性の確保に関する法規制・制度

製品サイクル		電気用品安全法		その他
		技術基準		
設計・製造時		事業届け出	部品、材料、電気回路、構造等の安全性確認	Sマーク認証制度
流通時		PSE表示の確認		
使用時	本体表示		設計上の標準使用期間の表示 ^(注1) 、定格表示	使用上の注意表示 (品質表示法、JIS等)
	保守点検			長期使用製品安全点検制度 (消費生活用製品安全法) ^(注2)
事故情報の収集				製品事故報告・公表制度 (消費生活用製品安全法)
回収等		危険等防止命令(回収・修理・出荷停止)		危害防止命令(回収等)

（注1）対象は、扇風機、洗濯機、換気扇、エアコン、ブラウン管テレビ。長期使用製品安全表示制度と言われる。

（注2）対象は、ビルトイン式食器洗い乾燥機、浴室換気乾燥機。

表1-2 過去5年間の技術基準 別表第八改正項目（主な改正項目）＜省令1項＞

改正年	改正内容	目 的			
		製品の安全性強化（試験・構造・材料規定）		消費者への啓発（表示）	
		経年劣化対策	誤使用対策		
平成16年	ヒューズ抵抗器発火防止	○			
平成20年	設計上の標準使用期間の本体表示				○
平成21年	プリント基板の難燃化	○			
平成21年	内部配線の折り曲げ試験強化	○	○		
平成21年	洗濯機の脱水槽のふたロック	○	○	○	
平成21年	電動機進相用コンデンサの安全強化	○	○		

8. 照明器具に求められる安全性と技術基準の役割



社団法人 日本照明器具工業会 専務理事 赤塚美津雄

電気用品調査委員会及び電気用品等規格・基準国際化委員会が、永年に亘り電気製品における安全確保並びに国際整合化に尽くしてこられたことに對し、先ず心より御礼を申し上げます。

特に近年においては、消費生活用製品安全法の施行、消費者庁の発足等、電気製品をはじめとする消費生活用製品に対する安全確保に、これまで以上に厳しい見方がされるようになってまいりました。

照明業界においても、本委員会のご指導をいただきながら、引き続き消費者目線に立った安全確保を徹底して行かなければならないと考えております。

照明器具は、これまで技術的に枯れた商品とわかってまいりました。確かに昔から「電気を点けて。」と言うと、「照明を点けて。」と同じ意味で使用されている様に、電気が普及すると同時に使用されてきた代表的な電気製品の1つです。

「照明器具に求められる安全性と技術基準の役割」について述べるに当り、一般的な背景としての照明器具についての商品情報を紹介させていただきます。先ず照明関連商品を大別して見ますと、光源と点灯回路（安定器）と器具に分類されます。この内光源の変遷を見てみますと、エジソンの白熱電球の時代から蛍光灯をはじめとする放電ランプの時代へと変遷し今日に至っております。一方放電ランプ（含蛍光灯）の点灯回路（安定器）を見てみますと、

従来の磁気式（銅鉄式）安定器に変わってインバータ（高周波点灯）化が省エネ要求に応えた技術として十数年前より急速に普及して参りました。

この様な時代変遷の中で、電気用品調査委員会においても電球型蛍光灯ランプ・インバータ式蛍光灯照明器具に関する電気用品の安全確保についての規格・基準の審議をいただきました。

すなわち、インバータ（高周波点灯）化に伴い、光源（高周波専用蛍光灯ランプ：通称Hf蛍光灯ランプ）・点灯回路（インバータ）・照明器具それぞれの各構成部分の安全確保のための規格・基準について整備が行われて参りました。照明器具に関連する、これら事業を所管する工業会としては、(社)日本照明器具工業会と(社)日本電球工業会が設立されており、それぞれ照明器具と光源・点灯回路を担当しております。従いまして電気用品調査委員会においても両工業会連携して参画しております。

照明器具に求められる安全性と技術基準に関しましては、この間、特に高周波化に伴う、“高周波タイプの安定器のラインナップ”“家電汎用品高調波抑制対策ガイドライン”“電気用品の雑音の強さの測定方法”等の関連技術基準につき、IEC規格整合を基本に実測データと照らし合わせ、基準値の適正な制定に努めて参りました。また照明以外のその他電気用品との共通テーマについても、他の業界の動向を参

考にさせていただきながら、判断を行って参りました。

一方、IEC規格への整合化を図った省令第2項に基づくJ規格作成につきましても、デビエーションを設けるに当たっては、妥当性を十分に審議し決定して参りました。今後も技術基準の制定・J規格作成に当たっては、これまで通り安全性確保を最優先に推進してまいりますので、引き続きご支援・ご鞭撻の程宜しくお願い致します。

平成13年4月1日より従来の電気用品取締法が電気用品安全法として施行され、従来の登録・型式認可などの政府による認証制度が廃止され、事業者の自己責任を基本とした適合性検査制度が新たに導入されました。改正により特定電気用品の製造、輸入に当たっては、その安全性については事業者が自己責任原則のもと、民間の登録検査機関による適合性検査を受けることとされ、特定電気用品以外の電気用品については、製造または輸入の事業を行う場合、経済産業大臣に所定の届け出を行うとともに、自己責任の下で定められた技術基準に適合することが規定されました。照明関連では、特定電気用品として蛍光灯安定器他・各種ソケットを含む配線器具・電線類・ヒューズなどが指定されましたが、この特定電気用品以外の電気用品は、自己責任の下で定められた技術基準に適合することが義務付けられました。当然のことながら、従来から安全に対する責任は最終的には事業者の自己責任を基本としていましたが、明文化され、更に安全に対する責任が強化されました。照明商品におきましても、これまで以上に自己の責任の下に品質の維持管理に努めて行かなければならないと、全会員肝に銘じているところであります。

またご承知の様に消費生活用製品安全法の改正により、平成19年5月14日から消費生活用製品の重大製品事故の報告・公表制度が施行され、平成21年4月1日より、経年劣化による重大事故を未然に防止するため、消費者による点検その他の保守を適切に支援する制度（長期使用製品安全点検制度）及び経年劣化による重大事故の発生率は高くないものの、その残存台数が多く、長期使用されることが多いために、経年劣化による重大事故が一定程度発生している製

品について、消費者に適切な行動を促す制度（長期使用製品安全表示制度）が施行されました。現時点で照明器具は対象とはなっておりませんが、私ども業界といたしましては、“ご存知ですか？照明器具にも寿命があります”をキャッチフレーズに、古くなった照明器具を省エネ性能に優れた照明器具に買換え、安全／安心な“あかり”としてご使用いただくためのリニューアルキャンペーン活動を続けて6年目となりますが、消費生活用品安全法を見据えながら照明商品の安全／安心な使用をPRして参りたいと思っております。この安全／安心を担保する基盤が電気用品安全法にある訳で、この点からも本委員会の役割は大きく、私どもとしても引き続き安全性確保に邁進したいと考えております。

最近の照明業界におきましては、次世代高効率照明としてLED照明器具が大変な注目を集めております。ただ残念ながら現状の電気用品安全法では、「光源及び光源応用機械器具」においてLEDを主光源とした照明器具の全てを包含しておりません。特に照明器具の主力であるダウンライト・ブラケット・天井直付け器具・天井埋込み器具・ペンダント等が非対象となっております。これまでのところ大きな事故には繋がっておりませんが、早い時期での見直しが必要と思っております。なおLED照明器具の安全確保は、基本的には現行の磁気式安定器使用器具並びにインバータ使用器具の規格・基準の延長線上にあると考えますが、少なからずLED照明特有の事項も有りますので、現在これら主力照明器具を電気用品安全法に取り込んで貰うべく、関連部門との調整を図っており、近々全てのLED照明器具が取り込まれることと期待いたしております。

なお照明用次世代高効率光源として、LED光源の他に有機EL光源も注目されており、それぞれ点光源と面光源の特長を活かし将来の照明システムでは、お互いにその特長を活かし補完しあって展開されることが予測されますので、LED照明器具を電気用品安全法に取り込むにあたっては、有機ELも視野に入れた内容にするべく対応を図って行きたいと思っております。

最後になりましたが、電気製品の安全に関する技術的根幹である規格・基準の策定に当たる電気用品調査委員会の更なる発展を祈念申し上げます。

9. 電線に求められる安全性と技術基準の役割



社団法人 日本電線工業会 技術部長 亀田 実

我が国の「電気用品の技術上の基準を定める省令」で規制対象となる電線は、定格電圧600V以下（100V以上）で使用される電線・ケーブル類であり、特定電気用品（絶縁電線、22mm²以下のケーブル、100mm²以下のキャブタイヤケーブル及びコード類）と特定電気用品以外の電気用品（38mm²以上のケーブル、ネオン・蛍光灯電線等）とがあります。

まず電線に求められる安全性について触れますと、電線は、電気信号・エネルギーを伝達する上で必須な媒体であり、人と言えば血管にも相当します。特に低圧電線は、建屋内にて多数使用され、消費者の安全（感電・火災防止）に直結します。

電線に係わる電気安全は、負荷される“電流”と“電圧”に対し長期間維持することにより担保されます。電流は、電線の導体（主に銅より線）にて、電圧は、この導体の外周に施される絶縁被覆物にて分担され、不特定な使用環境の影響を受けつつ、長年月性能の維持が求められます。

ところが、電線は一部キャブタイヤケーブルを除き、消費者の目に見えるのはコード類だけであり、長さ方向全長のうち最弱点で性能を担保するという宿命を背負いつつ、長期間いわば無監視の状態で使用されることになります。

このため、他の電気用品に比べ、特に初期の品

質担保が要求されてきており、電気用品取締法時代、電気用品の国際整合化の動向を踏まえた家電製品など117品目が甲種から乙種電気用品に移行の折（平成7年）にも電線は、電気安全担保上、主務大臣の型式認可を受けることが必要な甲種電気用品として残された経緯があります。

この観点から電線分野においても、グローバル化による規制緩和、性能規定化、事業者自主的活動の促進は必要ではあるものの、粗悪品排除等の観点から、技術基準の電気安全に果たす役割は重要と考えています。

次に電線の技術基準への反映としましては、筆者がここ数十年、技術基準との関わりの中で電気安全という観点以外で直面してきました電線分野でのニーズは大別して“国際標準（整合）化”と“環境対応”の二つが挙げられます。

まず一つ目の国際標準・整合化では、電気用品等規格・基準国際化委員会とその傘下の第20小委員会での審議・承認を通じIEC規格電線を整合化JISとして用品省令第2項への採用化検討を数多く進めてきました。

二つ目の電線での“環境対応”につきましては、特に思い入れが深いものがあります。

環境に優しい電線・ケーブルとして当時の建設省より要請を受け、当工業会から鉛を含まずハロ

ゲンフリーのエコ材料を使用した、EM電線・ケーブルを規格（JCS規格）化し、主要品種は、JIS規格にも規定されました。その後、用途拡大の動きよりキャブタイヤケーブルで代表される移動用配線への採用化が顧客、事業者等から要望されました。

ところが、“ケーブル”を代表とした固定配線用被覆材に採用されていた耐燃性ポリエチレン混合物では、移動（可動）用としては、柔軟性、強じん性を損なうため、電気安全の確保が困難と見なされました。

そこで、耐燃性ポリエチレン混合物に代わる新しいエコ材料の選択・評価を材料メーカー殿と共同にて実施し、完成させました。主要特性である柔軟性確保のため、機械的特性としてトレードオフの関係にある引張強度等の数値の変更を行うなど、基準案完成までには多大な労力を要した記憶があります。併せて、ゴム系キャブタイヤケーブルで採用されているハロゲン入りの材料をハロゲンフリー化することにも成功しました。

これら、新エコ材料の規定、制定範囲は次のとおりとしました。

新材料（ポリオレフィン混合物、耐燃性エチレンゴム混合物）の材料規定（選定範囲）

◎ポリオレフィン混合物は、エチレン、プロピレンエチレンプロピレン、エチレンビニルアセテート、エチレンエチルアクリレートを用いた樹脂混合物（ポリエチレンを除く）とする。耐燃性ポリオレフィン混合物は、これらポリオレフィン混合物に耐燃性を付与した混合物とする。

◎耐燃性エチレンゴム混合物には、耐燃性を付与したエチレンプロピレン混合物、エチレンプロピレンジエンゴム混合物（EPDM）、エチレンビニルアセテートゴム混合物を含める。

新しい移動用配線エコケーブルの規格基準案は、第20小委員会にて、審議・承認され、第22回電気用品等規格・基準国際化委員会（平成16年6月）及びその後の第61回電気用品調査委員会（平成16年10月）にてそれぞれ筆者より説明し、審議の上承認頂き、所轄の経産省に上申されました。ところが、当時経産省では、電気製品の電気安全、人的安全面での喫緊の対応案件が発生したことも起因し、当用品省令改正案の取り入れ作業が遅れる事態となり、顧客、事業者より、当工業会への進捗状況の打診が幾度となくあり、事態説明に苦慮した記憶があります。前者が後者の改正に比べ電気安全に深く関わることで優先度が異なったものと思われました。

その後の当局の精力的な改正作業の結果、用品省令改正が平成19年3月に施行の運びとなりました。なお、その後ももう一つの電線関連法規で施設基準である電気設備技術基準の省令（解釈基準）にも技術基準適合評価委員会での審議・承認を経て取り入れが行われ平成20年9月の改正にて、新しいエコ電線の製造・販売・使用が認められることになりました。

今後もこれら技術基準を踏まえつつ、国際化、低炭素・循環形社会にふさわしい新しい電線の創出に努めてまいります。



10. 配線器具に求められる 安全性と技術基準の役割



社団法人 日本配線器具工業会 専務理事 澁江 伸之

日本の配線器具の歴史は、電力の配電が日本で開始された1887年から始まります。約120年の歴史を経た今日、配線器具は、産業・生活の社会基盤となり、一般の人々が、電気の知識を必要とせずに電気を制御できる必需品としての地位を獲得しました。粗い計算ですが、小さな電源プラグや壁に設置するスイッチ、コンセント等、すべての配線器具を合計すると、現在、当工業会会員は、1年間に国内へ出荷する製品数として約39億個もの器具を世に出してきました。

最高の品質レベルと言われる100万個に1個の不良率に抑えたとしても、1年間に約3,900個もの不良品を世に出してしまう計算になります。また、配線器具は、屋内配線に使用される性格上、万一の異常時には分岐回路である20Aの大電流が流れる危険性を秘めており、最悪の場合、火災事故に至るケースもあります。実際に、東京消防庁の平成20年のデータでは、管内の全火災5,762件の内、電気設備火災は19.2%の1,132件。その中に配線器具等の火災は210件あり、全火災の3.6%に当たると報告されています。火災事故が全国と東京で同じ確立で発生すると仮定すれば、全国で年間約2,000件の配線器具による火災が発生していることになります。

現在、規制緩和の時代ではありますが、電気の素人が使用し、万一の異常時には大きな電流が流れる危険性を持つ配線器具に関しては、現在のような電気用品安全法という強制法で安全を維持する事は、時代

の流れに逆行するものではないと考えます。

海外に目を転じましても、欧州、アジアの多くの国々では配線器具を強制法の対象品目とし、輸入するには国家の指定する試験機関の認証を必要としております。また、米国のように、国家の強制認証ではありませんが、民間の認証が事実上の必須認証となっている国もあり、将来の有るべき姿を示唆しているのかも知れません。

配線器具の技術基準として、「電気用品安全法」の下にある「電気用品の技術基準を定める省令（以下「技術基準」という。）」があります。技術基準には、省令第1項と第2項が存在しております。第1項は、日本固有の技術基準で、第2項はIECを基礎にする技術基準です。1つの国家に、2つの安全基準が存在することは、法体系的には、望ましくないことですが、どのように1本化するかは非常に難しい問題です。配線器具は、自分自身だけでは、何の働きもしません。発電所から変電所、電柱、引込口を経て事務所・家庭の家電機器へ安全に電気を供給する「配電システム」の1つの要素だからです。このようなシステムの場合、システム全体で技術基準のあり方を見る必要があらうかと考えます。

「配電システム」全体を見るには、統括する「電気工事」の技術基準を軸に見る方法が有効と考えます。電気工事の技術基準として電気事業法の下、電気設備の技術基準を定める省令（以下 電技）が存在します。電技の中にも、日本固有の工事の技術基準と、IECを

基礎にした工事の基準の2つが存在します。日本の配電電圧が100Vである事や、電線のサイズなどがIECと異なっており、IECを基礎にした工事に移行するには、長い時間がかかるのかも知れません。日本固有の工事には省令第1項の配線器具を使用し、IECを基礎にした工事に長い時間をかけ、移行した際には、省令第2項の配線器具が使用されるだけでなく、「配電システム」部材全ての技術基準が省令第2項へ移行すると思われます。システム全体で移行の後、1つの国家に唯一の安全基準が実現できます。このような「電気工事」の技術基準を軸にシステム全体を見る方が必要と考えます。

電気用品の省令第1項も、第2項の基礎となるIEC規格も、配線器具に関しては、永い歴史の中で、市場トラブルの再発防止を目的として、安全性向上の改正が行われてきました。

技術基準の役割を考える上で、参考になる2つの事例を紹介します。最初の事例は配線器具の基本要素である「端子」です。電気工事の際には、配線器具に電線を接続する作業が必要です。端子改良の歴史は配線器具の歴史とも言えます。数多くの配線器具を短時間で、施工するため、電線を差し込むだけで接続が完了する「速結端子（ねじなし端子）」を採用したのも、工事時間短縮という社会ニーズからでした。そして、平成5年頃に、「速結端子」の安全性である温度上昇や通電サイクルなどの安全基準を、技術基準の省令第1項に規定して頂きました。この改正も、電気用品調査委員会へ提起しての改正でした。強制法である電気用品に、「速結端子」を規定して頂いたことや、従来の「ねじ端子」よりも振動に対し、緩みが少ない特徴もあり、日本では、配線器具への「速結端子」採用が進みました。世界的に見ても、日本の配線器具は「速結端子」に関しては欧米を大きく引き離しており、技術的優位を得ております。

次の事例は、湯沸しポットなどに使用されている磁石式接続器（マグネットプラグ）（以下「MGプラグ」という）です。最近では、MGプラグの用途が、従来の湯沸しポットへの給電だけでなく、病院での食事を運搬する配膳車への給電にまで拡大してきました。病院での患者さんの不満ニーズ調査で、上位に上がる不満の1つに食事時間があるそうです。多くの患者さ

んへ一度に食事を病室へ配膳するため、どうしても、早い時間帯から食事の配膳を開始し、まだ夕方であるのにも係わらず、晩御飯を喫することになってしまいうそうです。また、調理場から遠くの病室まで運ぶため、暖かい食事も冷めてしまったり、せっかく冷したデザートも室温になってしまうことが多いそうです。高齢化社会で、病院の付加価値向上が求められる中、本来の晩御飯の時間まで、暖かい食事は暖めたまま、冷やした食事は冷やしたまま配膳するために温・冷蔵庫のついた配膳車が製品化されました。配膳車には30A200Vの三相電源を給電する必要がありますが、1日3回の食事の都度、調理場の女性が、電源プラグを抜き差しするには、大きな力が必要で、大変な労働でした。そこで、プラグを斜めに捻ると簡単に脱着できるMGプラグが使用されることになりました。

しかし、従来の技術基準では、配膳車のような新たな用途を想定していなかったため、安全性には問題が無いにも係わらず、保持力上限が、栓刃式の保持力と同じ値のままでした。湯沸しポット程度用の小型なMGプラグであれば、問題はなかったのですが、配膳車用のような大型なMGプラグでは、従来の保持力上限では簡単に外れてしまう問題があり、配膳車への展開が容易ではありませんでした。これも電気用品調査委員会へ提起し、平成21年9月に改正公布して頂き、通常は簡単に外れないが、外したいときには、斜めに捻ると簡単に外せるMGプラグの提供が可能となりました。

2つの事例は、いずれも時代の変化で求められる社会ニーズに対応するため、新たに産み出した技術手段に関し、技術基準で規定または改正することで、業界全体で安全品質を維持し、普及を促進させた典型的な例です。かつて、恐竜が減びたのは、他の強い動物に負けたのではなく、時代の変化に着いて行けなかったと解釈すべきと聞いております。技術基準も同様に、時代の変化に合わせ、内容を変えて行く事が重要です。

法治国家を維持するには、法を順守する事と、より良い法に改正していく事の両方が必須と認識しております。（社）日本配線器具工業会では、安全で、便利な配線器具を社会へお届けしていくため、今後も時代の変化に対応し、より良い基準に改正し、これを順守して参りたいと考えております。

11. 電気用品雑感



独立行政法人 製品評価技術基盤機構
製品安全センター標準化センター 技術顧問

高杉 和徳

まず電気製品の安全確保について中核的な役割を担い続けてきた「電気用品調査委員会」及び「電気用品等規格・基準国際化委員会」のあゆみについて所感を述べさせて頂けることに謝意を表します。

「電気用品調査委員会」については、第10部会（電子応用）、絶縁材料専門部会、難燃化対策専門部会、第三者認証部会等（各部会傘下の分科会・WGを含む）の幹事や主査等を担当させて頂きました。また、「電気用品規格・基準国際化委員会」については、第108委員会（IT/AV機器の製品安全規格）の幹事を担当させて頂きました。

基準・認証制度の片方、適合性評価の部分では電気製品認証協議会（SCEA）部会委員、電気用品部品・材料任意登録制度（CMJ）部会委員、等も担当させて頂きました。「物差し」と「測り方」の両方について担当できたのは、恵まれていたと今でも感謝しています。

現在の有楽町電気ビル（ツインタワー）になる以前の旧館からの務めだったので、通算すると30年位のお付き合いになります。旧館は床がかすかに傾きビー玉を置くとコロコロ転がったような記憶があります。

10年を目安に概観すると、最初の10年間は、昭和40年代後半から50年代に掛けて行われた安全研究の成果を基に、技術基準（現在で言う第1

項）の強化充実を図りました。委員会も頻繁に開かれ、昼食と夕食とを頂くことになる会議もありました。この頃、お手本とされたのは米国UL規格であり、IEC規格は主役になる状況ではありませんでした。

次の10年間は、私にとっては忘れもしない出来事が連続しました。

まず平成2年の冒頭、カラーテレビ火災事故による4社の社告が続き、緊急対策に奔走したこと。関係者の支援を頂き半年間で技術基準の改正を成し遂げました。

さらに基準・認証制度の緩和や製造物責任法の成立を受けて「第三者認証制度のあり方」のまとめに参加しました。これは現在のSマーク制度（S-JET、S-JQA等）として平成7年から開始されました。我が国での初の第三者認証制度の誕生であり、国の指定試験機関から第三者認証機関が誕生することになりました。事業者の自主検査を補完する制度として、現在順調に推移しています。

同時期に、電気用品部品・材料登録制度（CMJ）に係わるまとめにも参加しました。試験に長時間を要するものや、破壊試験となるもの等の予選定によるデータの活用に道を開きました。材料試験についてはJET（財団法人 電気安全環境研究所）がULと協働してデータの整備が図られました。

また、ブラウン管についてはJQA（財団法人 日本品質保証機構）がUL及びドイツVDEと協働して国際整合した登録制度に発展させました。

最後の10年間では基準・認証制度の緩和の方針に従い、技術基準の性能規定化や国際規格（ISO/IEC）との整合化を図りましたが、諸般の事情で叶わず現在に至る技術基準（1項、2項併存）となっており課題は解決されず残った状態にあります。

これまでの電気用品取締法は平成13年から電気用品安全法に改正されましたが、第1条（目的）に示す事業者の自主的な活動の促進は具体化されませんでした。

さて、ここで当面する課題や将来の課題について考えてみたいと思います。

まずその前提として国への期待として次のようなものがあると思います。

国民生活の安心・安全／企業の活性化／効率の良い制度の確立／迅速な検討体制／適切な責任分担／基準・認証制度を支える確固としたインフラの整備／人的資源の開発と確保／優秀な機関の育成／安全研究への取り組み／国際的な役割 等

勿論、国に全てやって下さい等とは毛頭言うつもりはありません。是非リーダーとしての役割を担って欲しいと思います。ステークホルダーを動機付け、リスクをシェアし、総掛かりで取り組む体制構築を望みたいと思います。

製品安全確保策の中核となる技術基準についての課題を考えてみますと、これは性能規定化と国際整合化にあると思われます。やむを得ずではありますが、現在の規制方法では必ず後追いになり、新技術や新商品等への予防的安全確保策には及んで行きません。即ち、必須安全要件について定め、例示規格（整合規格）への適合だけでなく、リスクアセスメントを行えるような構造に変える、即

ち性能規定化することと、国際規格を使用する体制に移行することが早急に必要だと思います。

国際規格を使用することは、国際貿易、国際調達を考えたときに当然のことであり、移行に際し何らかのインセンティブを与えて、早期に達成する必要があると考えられます。

そうすれば現在の規制の対象とする品名（品目）を掲名（限定列举）する方法から脱却し、商用電源に接続して使用されるものは全て規制対象とする考え方に転換する考え方となります。即ち国際規格（IEC）のスコープ（対象範囲）を考えればよいと思います。

加えて言えば、事業者の実態と乖離する管理方法（例えば型式区分による届出）を実態に合わせた方法に組み替える等、業務法規に係わる項目について全般的に見直す等の改正も必要となっています。

これらは電気用品調査委員会の規約上の業務から外れる部分もあると思いますが、規約を変えてでも担当して欲しいと思うのです。「電気用品等規格・基準国際化委員会」はルールベースでの業務を担当とし、「電気用品調査委員会」では知識ベースでの業務も担当するようにウイングを広げて欲しいと思います。そしてそのキーワードは‘安全研究’にあると思います。

これまでの電気用品調査委員会は、宮沢賢治のアメニモマケズではありませんが、威張りもせず、褒められもせず、淡々と「縁の下力持ち役」を担ってきたと思います。この精神は誠に素晴らしいものであります。

これからは、当面する課題や将来の課題には難儀なものが多いと思いますが、解決する能力は十分にあるのですから、怯まずに取り組み、世界のショーケースと成れるようにお進み頂きたいと願うものです。

今後の更なるご発展を祈念致します。

12. 検査・認証機関の電気用品調査委員会への期待



財団法人 電気安全環境研究所 常務理事 松尾 清一

「電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会のあゆみ」を発刊するに当たり、試験・認証機関の立場での寄稿依頼を(社)日本電気協会事務局から受けました。私が、電気用品調査委員会の委員等として関与してから、まだ、3年程度しか経っていませんが、折角の機会ですので、電気用品調査委員会等の活動について、日頃考えていることを述べたいと思います。

電気用品調査委員会は、電気用品安全法の規制対象である電気用品に関する技術基準のベースを作成する国内唯一の機関として、電気用品安全法の前身である電気用品取締法の時代である昭和47年に設立されて以来、一貫して電気用品及びその技術上の基準等を広く調査研究し、必要に応じ、関係官庁に意見等の具申を行ってきた活動は、準公的な活動として今日的にも高く評価されているとともに、我が国の電気用品を始めとする電気製品の安全の確保にとって、極めて重要な役割を果たしてきていると思います。また、「電気用品等規格・基準国際化委員会」は、国内の限られた専門家の英知を有効に活用して、国際規格（IEC等）、日本工業規格（JIS規格）及び電気用品の技術上の基準を同じ場で検討するために、平成8年に設置されたものですが、10年以上にわたり、電気製品のグローバルな流通等の実態に鑑み、電気用品

の技術上の基準等の国際規格への整合化等に関する諸活動を不断に続けており、これまでの活動により、電気製品の多くの分野で、国際規格に整合したJIS規格等が作成され、このうち、電気用品に関するものの殆どの規格が電気用品安全法の技術上の基準に採用されています。JET（財電気安全環境研究所）は、この委員会の日本電気協会の事務局分室として、規格の技術的な側面について貢献をしてきており、微力ではありますが、これからも積極的に協力していくこととしています。

ご案内のとおり、我が国においては、規制緩和等の進展から、現在、電気用品安全法の対象になっているものと同等以上の潜在的な危険性を有するものであっても、事故等が顕在化した場合を除き、多くの電気製品は、電気用品安全法の対象外に置かれている現実があります。このような現実を補完するものとして、これまでの法規制に頼るのではなく、民間サイドにおいて、電気用品安全法の対象でなくても、類似の電気用品の電気用品安全法の技術上の基準や電気製品の国際規格をベースに、メーカーや輸入事業者等が自発的に(財)電気安全環境研究所の様な第三者の試験・認証機関を活用して、電気製品の基準適合性の確認や認証を取得するなど、我が国においても、第三者試験・認証制度が定着しつつあります。しかしながら、

欧米に比較しますと、新しい電気製品や技術開発のペースが速い新エネルギー・省エネルギー分野などにおいても、また、流通や消費者の認識の観点で見ても、第三者による試験・認証が我が国の社会システムとして完全に定着しているとは言い難い面があり、私たち第三者試験・認証機関を始めとする関係機関が、その社会的定着に向けた努力をこれからもしていく必要があると考えています。電気製品等の第三者試験・認証機関であるJETとしては、第三者による試験・認証が我が国に定着するように、その必要性の広報はもとより、新たな規格作りや制度作りにも積極的に貢献していきたいと考えています。民間で自発的に安全規格等を作り、その安全規格等を民間で遵守していく制度・体制を整備し、流通事業者や電気製品のメーカー等がその制度・体制を積極的に活用していく、欧米的な制度・体制の定着こそが現在のようない我が国の規制緩和の流れを進め、我が国が、より自由で開かれた社会になる方策であり、我が国が今後も進むべき道であると考えています。

また、今日、経済活動が益々グローバル化する中で、電気製品については、IEC等の国際規格や認証を受けた電気製品でなければ、世界の市場に受け入れられない状況になりつつあります。今後、欧米の考えが主体となって作成されているIEC等の国際規格に対応していないということで、新技術や概念に基づく新たな電気製品を開発し、我が国のJIS規格等に適合していても、世界市場に受け入れられないまたは受け入れてもらうのに時間が掛かることも十分に想定されます。

IEC等の国際規格の重要性を考えますと、諸外国に比べ、新技術に基づく革新的な電気製品等を生み出す能力の高い我が国こそが、IEC等の国際規格の作成に積極的に関与していくべきと考えます。このためには、新しい技術や概念に基づく電気製品等の開発段階から、新製品を念頭に置いた安全規格等を我が国において作成し、第三者による試験・認証を通じて、その安全規格等を我が国に定着させるとともに、その安全規格等をベースにIECの規格に積極的に提案していくことが求められていると思います。

電気用品調査委員会等の活動を、IEC等の国際規格のJIS規格化や電気製品事故等を契機とした国からの基準改正の検討要望を踏まえてから規格の検討をする、これまでのどちらかと言えば受け身的な活動から、これからは、革新的な技術・電気製品の開発段階から各界の専門家の英知を結集し、国内においては、自立・自発的に安全規格等を検討作成するとともに、国外においては、その規格をIEC等の国際規格に取り入れられるように積極的に提案していくという、能動的な活動に変えていく必要があると思います。(社)日本電気協会事務局を始めとする関係機関の皆様方のご賢察・ご尽力を切に期待する次第です。

JETは、電気製品の第三者試験・認証機関として、これからも電気用品調査委員会等の活動を積極的に支援するとともに、日本で開発された電気製品が国内はもとより世界の市場で受け入れられるように、試験・認証分野でお手伝いをしていきたいと考えています。

Ⅱ．座 談 会



電気用品の安全確保と電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会の今後の活動の方向性

ご出席者

- ＜武田 康＞ 電気用品調査委員会委員長（誌上参加）
大崎 博之 電気用品等規格・基準国際化委員会委員長／東京大学 教授
三木 健 経済産業省 商務流通グループ 製品安全課長
秋田 徹 電気用品調査委員会副委員長／(社)日本電機工業会 常務理事
松尾 清一 電気用品調査委員会副委員長／(財)電気安全環境研究所 常務理事
飛田恵理子 電気用品調査委員会委員／東京都地域婦人団体連盟 生活環境部 副部長
三浦 佳子 電気用品調査委員会委員／(財)日本消費者協会 広報部 部長

司 会

- 森 信昭 電気用品調査委員会委員／(社)日本電気協会 常務理事

(司会)

「電気用品調査委員会」及び「電気用品等規格・基準国際化委員会」の活動は、それぞれ38年及び13年の歴史があります。この間、両委員会は「縁の下の力持ち」的立場で電気用品の安全確保に一定の役割を果たしてきたと考えております。電気用品の技術進歩は目覚ましく、その普及も急速かつグローバルに変化しつつあります。電気用品の安全に関する規格・基準については、当初より民間の自主的取り組みを活用しつつ、迅速に制改定することを基本としてまいりましたが、最近では安全規制の在り方や規格・基準の制改定の在り方が変化してきているように思われます。このような状況を踏まえ、本日は国の担当課長にもご出席いただきながら、両委員会の運営について重要な役割を担っておられます皆さま方に、電気用品の安全確保の在り方や両委員会が今後進むべき方向などについて、それぞれのお立場からご意見を伺いたいと思います。

安全規制はどこまでやればよいのか

(武田委員長)

(本日、止むを得ない事情により座談会は欠席しますが、誌上参加という形で意見を述べさせていただきます。以下、司会代理説明)

電気用品の安全については、技術進歩、国民の安全確保に関する意識の変化などによって質的に変わってきています。今なお、どのようなレ

ベルの安全性を目指すべきか模索状態にあります。現在の規制の方法で電気用品の安全性が悪くなってきている印象はありませんが、事故が起きる度にモグラたたきのような対処療法で安全規制を行っていく方法では合理的な

説明が付け難く、いずれ限界が来るのではないかと思います。ましてや、国民の関心が「安全」から「安心」を求めるようになれば、安全規制はどこまでやればよいのかが益々難しい課題になります。

安全性はどのレベルを目指すのか、リスクアセスメントや技術基準の性能規定化はどうなるか

(司会)

電気用品はどのレベルの安全性を目指すのか、また安全規制の在り方として、リスク情報を活用した技術基準に基づく考え方があると聞いていますが、規格基準にどのように反映されて行くのか、あるいは以前からありました電気用品の技術基準の性能規定化の話は今後どのように進められるのか、まずは三木課長にお考えを伺いたと思います。

(三木課長)

ここ数年製品安全に係わる環境が変化してきています。平成17～18年頃から製品事故に対する社会的関心が大きく高まりました。重大製品事故

情報報告・公表制度、長期使用製品安全点検・表示制度が整備され、また、昨年には消費者庁が発足しました。安全規制の転換期ととらえています。事前規制だけではなく、事故情報を踏まえた迅速な対応が必要とされるようになってきました。

また、リスクアセスメントの考え方が消費生活用製品の分野でも取り入れられるようになってきています。被害の程度と事故発生確率から、リスクを評価する手法が開発されており、リスク評価に基づく安全対策を基本とするとの考え方で。経済産業省でも、リスクアセスメントのわかりやすいガイドライン策定を準備しているところでは。

技術基準の性能規定化については、現在の技術基準で用いられている細かな「仕様規定」のままでは、技術革新に迅速かつ柔軟に対応できないと

考えています。技術基準省令では安全のための必須要件（性能）のみを規定し、「仕様規定」は「標準」規格によることとする等の規制方法は、今後検討をすすめるべき課題と考えています。このため



国では現在NITE（独

立行政法人 製品評価技術基盤機構）内に事務局を置き、「電気用品の安全に関する技術基準等に係わる調査検討会」（委員長：大崎博之東京大学教授）を設置して、各種課題の整理検討を行っているところです。

(武田委員長)

電気用品の技術基準の性能規定化を図り、具体的な「標準」には民間の基準を採用していく方向をとるべきではないかと思っています。電気用品の技術基準の国際整合化の基となっているIEC規格は、民間の委員により構成された委員会により制定され、国の直接の関与はないと理解しています。このIEC規格を国の基準として多くの国が採用しています。

コンセントに接続される電気用品は全て規制対象の方向

(司会)

現在似たような電気用品であっても規制対象になるものとならないものがありますが、電気用品の安全規制に対する一つの考え方、すなわち商用電源（コンセント）に接続される製品は全て安全規制の対象とするの考え方については如何お考えでしょうか。今後、技術基準の性能規定化と相まって民間規格の位置づけはますます重要になると思いますが、一方で規格基準の整備には膨大なマンパワーなどが必要です。その整備に対する動機づけはどのようなものがあるのでしょうか。

(大崎委員長)

しばしば指摘されているように、規制対象品がリストアップされた現行の電気用品安全法では、新しい製品等が次々と出てくる最近の状況では規格を整備していくのもたいへんな状況で、また、家庭でも広く使用されている情報機器のように規制対象にもなっていない製品も存在し、改善が必要です。今後は、コンセントに接続されるものを一律に安全規制の対象とすることを大きな枠組みとした上で、電気用品の安全体系を組み立てていくのが基本的な方向と考えています。その場合、安全規制の全体を規定する電気用品安全法は技術基準を性能規定化し、JIS等の民間規格類はその体系の中に組み込まれる構図になると思われます。電気用品の中でも国際競争が激しい分野では、新しいものを取り入れようとする技術的モチベーションが強く働き、規格の改正等がきちんと行われ、また、標準化へ向けた国際競争もあるため、規格開発については自ずと積極的に取り組む傾向があり、動機付けの心配は比較的小さいと思います。ただし国際競争にさらされていない分野では、課題があるケースもあります。



国の技術基準制定までの間は民間規格や第三者認定制度の活用を

(司会)

事故発生後、その教訓を踏まえた国の技術基準の制改定までには時間がかかることもあることから、整備されるまでの間は民間自主規格を迅速に作成し、製品の技術進歩や安全確保に対応してはどうかという意見もあります。例えばSマーク認証（第三者認証）のような制度をもっと積極的に活用するとか、あるいは民間自主規格の作成にインセンティブを与えとか。

(三浦委員)

製品事故と基準改正までの間のタイムラグについては心配しています。Sマーク認証の場合、規格の制改定には柔軟性があり、国の基準制改定と比べると制約が少ない面があります。国の基準と民間の基準がうまくバランスがとれていることが大事だと思います。

(秋田副委員長)

全自動洗濯機の脱水槽の事故対応の事例では、国の基準の改正以前にSマーク認証による運用が行われています。また、ミキサーの歯の停止構造の事例では、まず(社)日本電機工業会（JEMA）の自主基準を制定し、その後Sマーク認証で運用されました。タイムラグへの対応として、自主基準、Sマーク認証と国の安全規制との棲み分けをうまく機能させることが、実質的な安全確保の効果を上げるのではないかと思います。



自主基準作成の前提として、メーカー各社は、「ものづくり」において品質第一で活動していることをご理解願いたいと思います。品質確保に関しては、攻めの面と守りの面がありますが、攻めの面としてはブランド力の向上・競争力強化、守りの面としてはクレームの未然防止が挙げられます。事故の発生及び事故に起因するクレームは、

企業の存亡にもかかわることです。ですから民間自主規格の作成については、他からのインセンティブが与えられなくとも積極的に取り組んでいるつもりです。更に、メーカー各社は事故発生防止のために、複数の関係者による設計思想の確認を行いつつデザインレビューを行い、過去の経験や教訓の共有、製造工程の改善が不断に行われています。

(松尾副委員長)

国内における民間自主基準の作成については、新製品の開発と比べやや積極性が足りないと感じられます。与えられた規格基準への適応力は優れてはいますが、民間が自ら規格基準を作成しそれを運用して行くというマインドは高くないのではないかと思います。今後、民間自主基準の作成がより重要な位置付けになると考えられることから、より積極的な取り組みがされていくことが必要と思います。



民間の基準をスピーディに作成していくことは望ましいことと考えますが拙速は避けるべきで、内容の審議の過程、評価方法など、第三者からみても信頼のおけるものであることが必須だと思います。

(飛田委員)

民間の基準をスピーディに作成していくことは望ましいことと考えますが拙速は避けるべきで、内容の審議の過程、評価方法など、第三者からみても信頼のおけるものであることが必須だと思います。

電気用品の品質確保には材料部品のサプライヤーを含めた品質管理が不可欠

(司会)

電気用品は新しい技術を取り入れた新製品が次々に製造販売されていますが、事故は半田付け等の基本的な部分から発生している事例が多く見受けられます。半田付けなどは中小零細企業が下請けとなっている場合もあり、その品質確保が課題ではないでしょうか。規格基準ではなかなかカバーできない分野と思われますが。

(秋田副委員長)

部品・材料の品質管理は重要な事項として、製造現場におけるサプライヤーのチェック・受入れ体制の整備は必須なものです。ISO-9000として総合的な対策を講じることが不可欠であり、それが事故発生防止につながると考えています。

(松尾副委員長)

Sマーク認証の工場調査の工程では、半田付けを行う作業者のレベル確認が組み込まれており、作業精度の維持に寄与していると思います。

国際整合化と日本の技術の国際規格基準への積極的な反映

(司会)

電気用品の国際整合化の促進を図ってきましたが、国際規格（IEC規格）の制改定時にもっと積極的に日本の意見を発信すべしとの意見がありますが。

(武田委員長)

貿易上の非関税障壁を極力排除する面からの国際整合化は尊重すべきものですが、国際規格と我が国の規格・基準を画一的また完全に整合することは、欧米諸国との文化・風土・使用状況の相違を踏まえると、やや無理な面もあります。技術的な面からは、特に、接地方式や電圧の相違が挙げられます。

(大崎委員長)

積極的に日本の意見を発言し、日本提案の規格を実現している分野もあれば、ほとんど受身に近い対応をしている分野もあり、その差はかなり大きいようです。受身な対応をしている分野で国際規格作りへの積極的な参加を呼びかけてもなかなか対応してもらえず、苦勞することも結構あります。ヨーロッパのEN規格がどんどんIEC規格として提案されてきているので、日本としても対抗案を出したり、国際的な協力関係を深めたりすることが必要で、そのための人材の育成がたいへん大事です。

(三木課長)

規格・基準の国際整合化に関しては、各国の国

内事情を勘案したある程度のデビエーションを設けることは国際的にも了解されています。国内中心のメーカーと輸出に力を入れているメーカーとの温度差はあるでしょうが、全体として、国際整合化は進むべき方向であると考えます。

(飛田委員)

国際規格の制改定に関して、日本の高い技術をより積極的に発信していくべきだと思います。環境対策や、ユニバーサルデザイン等についてはより多くの提案が可能ではないかと考えております。一方、電気用品の試買調査の結果では、まだ製品の不具合が多く見受けられます。暮らしの安全からみて必要な規定が備わっているかについても、十分留意した提案をお願いします。

(秋田副委員長)

海外展開しているメーカーでは、国際規格の制改定に関して相当に力を入れた活動を行っています。しかし、欧州のメーカーと比較するとまだ人員等において弱い点もあり今後の課題でもあります。メーカーは、常に新しい製品を開発し市場を創造していくという宿命があります。技術基準が性能規定化され、民間規格の制改正がスピードアップされると、製品開発の面などでメリットがあるという意見も多いようです。

技術基準の性能規定化を進めるには信頼のおける民間機関の活用が前提

(司会)

技術基準が性能規定化された場合、国の安全規制の仕組みは今後どのようなものになるのでしょうか。

(三木課長)

世の中が信頼できるプレーヤーばかりになれば、究極の将来像として全て民間に任せるという世界もあるかもしれません。ただ、現実にはコン

プライアンス体制に問題がある組織も存在します。したがって、民間の知恵や活力を活かしながらも、国が安全規制という形で関与しなければならない事項はなお残ると思います。

今般は企業の責任が厳しく問われる時代になっており、事故防止のためにどのような対策を講じることが重要となっています。国の技術基準の遵守だけでなく、事故情報の把握・分析により、事故発生リスクをあらかじめ低減する等の幅広い対応が企業に求められています。

民間による自主的な規格基準の作成、安全性確認、製品開発のための民間第三者機関の活用等、民間機関の活用は国際的なすう勢でもあり、国として製品安全の確保を図りつつも、今後の発展に期待したいと思います。

(三浦委員)

民間第三者機関には高い信頼性が求められます。検査を実施する機関は、いわば野球の審判員であり、そのジャッジに信頼性が欠けていれば消費者は製品の安全性をどのように判断してよいのかわからなくなります。

(飛田委員)

信頼性の確保は技術者の倫理の問題でもあると思います。個人、組織ともに適正な検査を行う責任があります。民間第三者機関は、海外機関との相互認証も実施しており、そのデータに不備があれば国際的な信用にかかわる問題です。

(松尾副委員長)

コンプライアンスの面で問題の機関があったようですが、これを他山の石として私どもの登録検査機関としては、早速内部監査を実施し、問題ないことを確認しました。登録検査機関として緊張感をもって業務を実施しているところです。

国、メーカー、消費者間のリスクコミュニケーションの強化が重要となる

(司会)

消費者庁が発足したことにより事故情報収集が一元化され、また重大事故報告・公表制度が整備されたことにより、電気用品の安全確保について

は品質保証的考え方でのPDCAサイクルを回せる環境がより整ってきたと考えられますがどうでしょうか。

(三木課長)

製品事故の情報が従来と比べ各段に多く集まるようになりました。それに伴って、事故情報に基づいたアクションが体系的に取られるようになってきています。事故情報をどのように活用するかが大事であり、リコール対応はもとより、技術基準の改正やメーカーの設計段階への反映等が考えられます。とくに技術基準のあり方には大きく関連するものであり、リスク情報に基づいた安全評価の活用にもつながると思います。電安法でも今後どのように対応すべきか検討を行っているところです。

また、製品事故の発生状況を見てみると、読まれない取扱説明書、想定されない誤使用など消費者とメーカー間の距離が意外と遠いように感じられます。経年劣化に係わる点検・表示制度がスタートしていますが、消費者には十分周知されていないようです。消費者により一層浸透させる努力をメーカーにお願いしたいと思います。

(三浦委員)

事故情報の集約が進むのは消費者にとっても好ましい方向だと思います。今後はメーカーの設計者がどれだけ消費者の生の声を聞いているかが一層重要になり、メーカーと消費者間のリスクコミュニケーションを強化していく必要があると思います。

(秋田副委員長)

メーカーも懸命に努力はしております。事例を紹介しますと、JEMA福岡支部では自治体と連携して市民講座を開催し、正しい使い方・省エネ・点検制度などについて周知を図っているところです。全国的な展開については、業界だけでは限界

がありそうだと感じており、別の方法を模索しているところです。

(飛田委員)

東京都地域婦人団体連盟の調査によれば、電気製品は相当長期間にわたって使用されている現実があります。経年劣化に関しては、製品寿命と安全寿命が一致していないところが難しい点であり、この点についてメーカーサイドからの情報発信が大事になると思います。製品の使用実態調査の実施やメディアを使ったリスク情報発信は、メーカーと消費者間の経年劣化のリスクコミュニケーションにもつながると思います。

民間主導の自主的活動の中心的役割を果たす委員会として今後とも期待

(司会)

長い歴史を持つ「電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会」ではありますが、両委員会には今後どのような役割が期待され、どのような方向に進むべきかについて伺いたいと思います。

(三木課長)

電気用品の技術基準のあり方は大きな転換点にきており、体系的な見直しに着手しているところです。安全規制におけるリスク情報の活用、技術基準の性能規定化、国際整合化の対応方法（第1項、第2項の区分方法）の見直しなどが今後の課題となります。電気用品調査委員会／電気用品規格・基準等国際化委員会がこれまで果たしてきた、技術的知見に基づく業界間等様々な調整や国際整合性の確保・発信等の活動については、体系的な見直しに伴い、今後その役割がますます重要になってくるものと考えます。

(大崎委員長)

技術基準の性能規定化は今後の基本的方向となりますが、民間の委員会においてユーザ・消費者も参加して様々な立場から広く議論することはこれまで以上に重要になっていくと思われます。体系的な見直しの中で両委員会の役割がどのように位置づけられるかは、今後自ずと明らかになって

Ⅲ．電気用品の安全規制及び電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会の沿革

くるとはと思いますが、委員会としての透明性、公正さをきちんと確保し、迅速な審議を行っていくことは当然重要です。それはそれとして、現段階では電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会が民間主導の自主的活動の中心的役割を果たす委員会として、粛々と機能をはたしていくべきものと考えています。

(松尾副委員長)

技術基準の性能規定化にあたっては、それを補完する民間基準の整備が不可欠となります。民間基準として例えば「電気用品調査委員会基準」を作成し、これが採用されることになるとすれば、委員会の準備・整備が必要となります。中立的な委員等で構成され、横断的審議を行う委員会を電気用品調査委員会内に設置し、各工業会作成の原案を審議し、本委員会最終審議するなど、中立公正な機関に求められる要件を満たす必要があると思います。

電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会の再構築で対応することは可能と思います。また、公開性を担保するためには、電気用品調査委員会／電気用品等規格・基準国際化委員会として、独自にパブリックコメント制度を導入することも検討する必要があると思います。

(飛田委員)

技術基準の性能規定化にあたっては、事故の未然防止の観点も取り入れ安全サイドで考えて頂きたいと思います。方向性としては、広く各方面のステークホルダーが参加し、公開されるかたちが望ましいと思います。消費者の意見が的確に反映されるような、委員会活動としてのユニークさが保持されることが重要と考えます。委員会の審議に際しては、「審議中問題になったところ」についての説明はとても参考になります。意見に相違があった部分等は大事であり、消費者の理解を助け、広い意味でのリスクコミュニケーションになると思います。

(三浦委員)

審議における時間配分や資料説明については特に工夫をお願いしたいと思います。技術に素人の消費者代表の一人としては、理解するだけでも大変で、わかりやすい説明と説明時間を十分に取っていただきたいと思います。とくに規格基準制定の背景になっている部分についてのわかりやすい簡潔明瞭な説明は判断のよりどころとなります。審議に関する情報公開については、インターネットの普及を踏まえた方法を検討しては如何でしょうか。

(司会)

現在国において電気用品の技術基準の在り方について検討されており、そこで技術基準の性能規定化や民間規格基準の在り方、さらには関連して電気用品調査委員会／電気用品規格・基準等国際化委員会の役割についても、明らかになってく



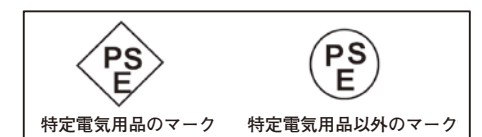
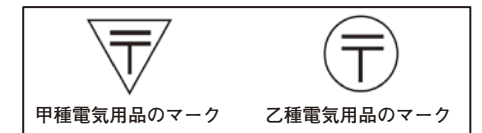
るとのお話を伺いました。一方で電気用品安全法の目的にもありますように、民間の自主的取り組みを促進することも重要であり、民間機関が自立的に最新の知見に基づき民間規格基準を迅速に制改定

することも期待されているとお話伺いました。ご指摘のありました公正、中立、透明性、積極性、国際化対応、関係者間のリスクコミュニケーションといった観点から見れば、電気用品調査委員会／電気用品規格・基準等国際化委員会の活動については、今後なお相当の工夫の余地があるものの、その位置づけ次第では民間主導による自主的取り組みの中心的役割を果たすことが期待されるところの心強い示唆をいただいたと思います。本日は長時間のお話どうもありがとうございました。

以上

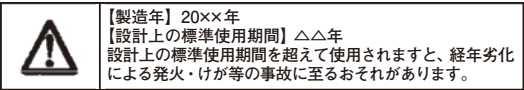
1. 電気用品安全法の沿革

- (1) 大正5年、電気用品製造工業の振興、奨励と製品の向上を図るために、通信省電気試験所において『電気用品試験規則』が制定され、電気用品の依頼試験が始まる。
- (2) 大正13年には電気用品の事故を未然に防止するために、東京電燈(株)で電気用品の個別試験が始まる。翌14年には東京電燈(株)で型式承認制度が始まる。
- (3) 昭和10年には、通信省において『電気用品取締規則』が制定され、一般住宅で用いられる絶縁電線、コード、電線管等の配線材料、配線器具及び家庭用電熱器、小型電動機、小型変圧器の11種類の電気用品について取り締まりが始まる。
- (4) 昭和36年には、通商産業省において「電気用品の製造販売を規制することにより、粗悪な電気用品による危険及び障害を防止する」ことを目的とする『電気用品取締法』が制定され、電気用品の範囲指定、製造事業者の登録、型式の承認、販売及び使用の制限、型式認可のための試験機関の指定制度が始まる。(制定当初の対象品目数は196)
- (5) 昭和43年には法改正が行われ、電気用品の構造または使用方法などから見て特に危害を発生する恐れが多い「甲種電気用品」と、その他の「乙種電気用品」に分類し、「甲種」は政府による認可、「乙種」は自己確認による二段階規制が始まる。(法改正段階での対象品目数は、甲種324、乙種83)
- (6) 昭和58年には、GATTスタンダード協定等で要請された内外無差別の認証手続きを確保するために、外国製造事業者の登録・型式承認、輸入事業者のみなし型式承認制度が始まる。
- (7) 昭和60年には、政府において「市場アクセス改善のためのアクションプログラムの骨格」が決定され、「甲種電気用品」から「乙種電気用品」への大幅な移行、検査データを受け入れる外国検査機関の指定、国際電気標準会議(IEC)規格との整合化が進められることとなった。
- (8) 平成7年には、製造物責任法(PL法)の導入を契機として、電気用品安全規制にも自己責任原則を取り入れ、「甲種電気用品」から「乙種電気用品」への大幅な移行が行われた。(この時点での対象品目数は、甲種165、乙種333)
- (9) 平成11年には、消費者や利用者の保護に留意しつつ規制を合理化するために、「電気用品取締法」は『電気用品安全法』に抜本改正され、「電気用品の安全性の確保につき民間事業者の自主的な活動を促進する」との目的が法律に追加された(平成13年4月1日施行)。同時に適合性検査制度、PSE[®]マーク表示制度、認定検査機関及び承認検査機関制度が導入された。平成12年には施行令改正により、「甲種電気用品」165品目が「特定電気用品」に移行して112品目となり、「乙種電気用品」333品目が「特定電気用品以外の電気用品」に移行して340品目になった。
(注) PSE(Product Safety, Electrical Appliance & Materials)
- (10) 平成14年には、公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画」が閣議決定され、法改正により適合性検査は認定検査機関及び承認検査機関が実施する制度から、一定の要件を備え国により登録された第三者機関が実施する制度へ移行した。
- (11) 平成19年には、旧電気用品取締法に基づく表示(㐍マーク等)のある製品は、現行法に基づく表示(PSEマーク)があるものとみなされ、簡易製造事業の届け出や自主検査などの手続きを要せ



ず、そのまま販売できるようになった。

(12) 平成20年には、電気用品の経年劣化による事故を防止するために技術基準省令改正が行われ、設計上の標準試用期間と経年劣化についての注意喚起等の表示が義務化された。



2. 電気用品安全法の規制体系

電気用品安全法の規制体系を図3-1に示す。【出典：平成18年3月電気用品安全法関係法令集（社）日本電気協会発行】

電気用品の製造または輸入の事業を行う場合は、事業の届け出、技術基準適合の確認を行わなければならない。また特定電気用品の場合は登録検査機関の適合性検査を受け、かつ、適合性証明書の交付を受け、これを保存しておかねばならない。

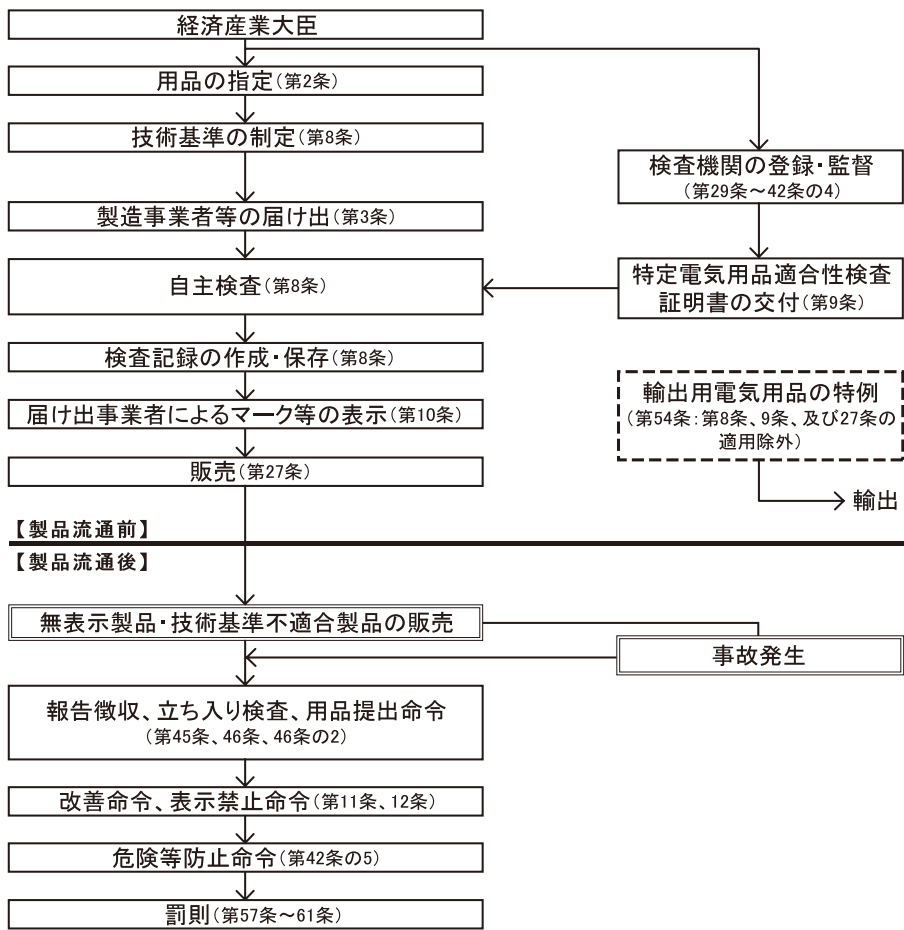


図3-1 現在の電気用品安全法の規制体系図

3. 電気用品の適用範囲

平成22年2月末現在、電気用品安全法第2条に基づき安全規制の対象として指定されている「電気用品」は、同法 施行規則 別表第一の上覧、「特定電気用品」は別表第二に示されている。その概要を表3-1に示す。指定電気用品の数は時代とともに増加し、「特定電気用品」は2007年12月21日時点で115品目、「特定電気用品以外の電気用品」は2008年11月20日時点で339品目となっている。

表3-1 電気用品の適用範囲（概要）

電 気 用 品			
特定電気用品 (別表第一上欄に掲げるものから抜粋)		特定電気用品以外の電気用品 (別表第二に掲げるものから抜粋)	
1	電線 (ゴム絶縁電線、合成樹脂絶縁電線、ケーブル、コード等)	1	電線（蛍光灯電線、ネオン電線等）及び電気温床線
		2	電線管類及びその付属品並びにケーブル配線用スイッチボックス
2	ヒューズ（温度ヒューズその他）	3	ヒューズ（筒型ヒューズ、栓型ヒューズ）
3	配線器具 (タンブラースイッチ、タイムスイッチ、箱形開閉、配線用遮断器機、漏電遮断器、差込み接続器、ソケット、ローゼット等)	4	配線器具 (リモートコントロールリレー、カットアウトリレー、分電盤ユニット、電磁開閉器、ライティングダクト等)
4	電流制限器	5	小型単相変圧器、電圧調整機及び放電灯用安定器 (ベル用変圧器、表示機器用変圧器、ネオン変圧器、ナトリウム灯用安定器等)
5	小型単相変圧器及び放電灯用安定器 (小型機器用変圧器、電子応用機械器具用変圧器、蛍光灯用安定器、水銀灯用安定器等)		
6	電熱器具 (電気便座、電気温水器、電気サウナバス用電熱器、観賞魚用ヒーター、電熱式おもちゃ等)	6	小型交流用電動機 (単相電動機、かご型三相誘導電動機)
		7	電熱器具 (電気足温器、電気座布団、電気カーペット、電気こたつ、電気ストーブ、電気トースター、電気こんろ、電気がま、電磁誘導加熱式調理器、電気アイロン等)
7	電動応用機械器具 (電気ポンプ、冷凍用ショーケース、電気マッサー、自動販売機、電導式おもちゃ等)	8	電動応用機械器具 (ベルトコンベア、電気冷蔵庫、空気圧縮機、電動ミシン、電気芝刈り機、園芸用電気耕土機、ジューサー、電気食器洗機、電気歯ブラシ、扇風機、温風暖房機、電気掃除機、電気洗濯機等)
8	高周波脱毛機	9	光源及び光源応用機械器具 (写真焼付機、スライド映写機、白熱電球、蛍光灯、電気スタンド、広告灯、複写機等)
		10	電子応用機械器具 (電子時計、インターホン、電子楽器、ラジオ受信機、テレビジョン受信機、電子レンジ、超音波洗浄機、電子応用遊戯器具、家庭用低周波治療器等)
9	2から8までに掲げるものの以外の交流用電気機械器具 (磁気治療器、電撃殺虫器、直流電源装置等)	11	3から10にまで掲げるものの以外の交流用電気機械器具 (電灯付家具、調光器、漏電検知器、防犯警報器、アーク溶接機、雑音防止機等)
10	携帯発電機	12	リチウムイオン蓄電池 (単電池1個当たりの体積エネルギーが400ワット時毎リットル以上のものに限る…)

4. 電気用品の技術上の基準の体系

電気用品安全法第8条第1項に基づく技術基準（電気用品の技術上の基準）は、経済産業省令第1項により電気用品の種類に応じて別表の形で定められている（第1項基準）。また、別表に定められた技術基準のうち、寸法、材料、強度、試験方法などの具体的な方法については、さらに附表の形で定められている。第1項基準は古くは電気用品取締法に基づき国内の事故トラブル等を教訓として国内で整備されてきた基準である。

第1項基準以外の基準については、経済産業省令**第2項**により、電気用品の構造、材料等から判断して、保安上支障が無いと経済産業大臣が認めた場合は、別途経済産業大臣が認めた技術上の基準（**第2項基準**）または通称（**J規格**）と称して適用することになっている。IEC等の国際規格基準との整合を図った電気用品関係の規格基準は、通常省令第2項基準（J規格）として経済産業大臣が定めている。

電気用品の技術上の基準の体系を図3-2に示す。

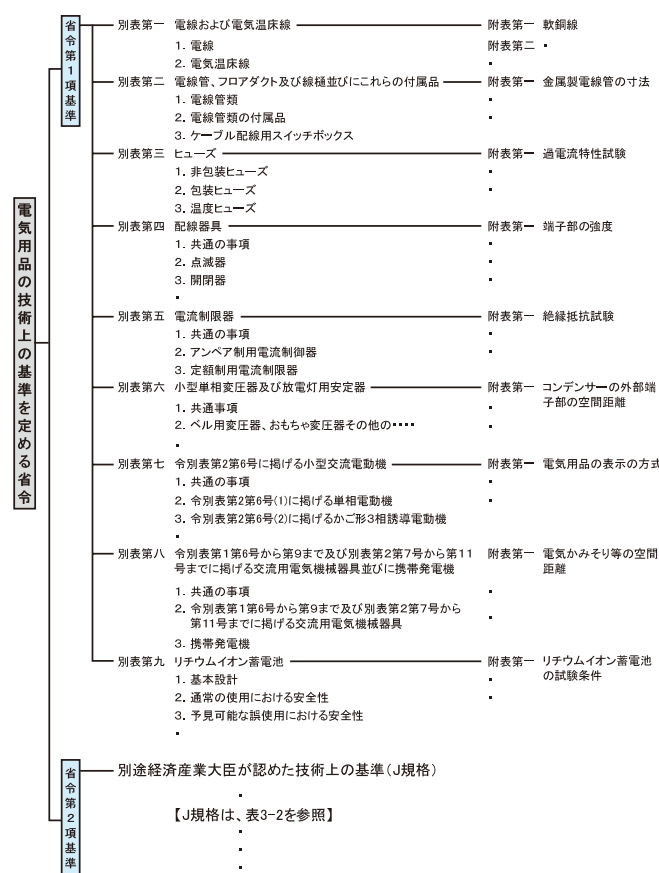


図3-2 電気用品の技術上の基準の体系

近年JIS規格はIEC規格等国際規格基準との整合化を進めており、このような中でIEC規格との整合化作業はまずJIS規格で進められ、これを電気用品規格・基準等国際化委員会さらには上部委員会である電気用品調査委員会で審議検討の上取りまとめ、電気用品調査委員会委員長名で「電気用品の技術上の基準を定める省令第2項への採用を要望するJ規格」として、国に対し要望書を提出している。国はこれを受けて必要と認めた場合は、改めて内容を評価し、パブリックコメント等の手続きを経て、省令第2項に採用することとしている。省令第2項基準（J規格）の一例を表3-2に示す。（詳細は後述の表5-27参照）

表3-2 省令第2項基準（J規格）の一例

J規格番号	表題	引用する JIS 規格	対応 IEC 規格
J60065	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性 能要求事項	JIS C 6065	IEC 60065
J60068-2-2	環境試験方法	JIS C 60068-2-2	IEC 60068-2-2
.	.	.	.
J60085	電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価	JIS C 4003	IEC 60085
.	.	.	.
.	.	.	.

5. 電気用品調査委員会の設立と電気用品等規格・基準国際化委員会の設置

昭和36年に電気用品取締法が制定され、昭和43年には同法が改正され、取締対象となる電気用品が甲種と乙種に区分された。規制対象となる電気用品はその後増加の一途をたどり、国による技術基準の制改廃作業は繁忙を極めた。これらの動きを受けて、民間として電気用品の保安を確保する目的で昭和47年に電気用品調査委員会(以下、「調査委員会」という)を発足させた。

表3-3 調査委員会と国際化委員会の設立と沿革

電気用品安全法の主な沿革	調査委員会/国際化委員会の主な沿革
昭和36年(1961年)電気用品取締法の制定	昭和47年(1972年)調査委員会の設立
昭和43年(1968年)電気用品取締法の改正	昭和48年(1973年)国際化委員会の設立
昭和55年(1980年)電気用品取締法の改正	昭和56年(1981年)調査委員会の改組
昭和63年(1988年)電気用品取締法の改正	昭和64年(1989年)調査委員会の改組
平成11年(1999年)電気用品取締法の改正	平成12年(2000年)調査委員会の改組
平成17年(2005年)電気用品取締法の改正	平成18年(2006年)調査委員会の改組
平成24年(2012年)電気用品取締法の改正	平成25年(2013年)調査委員会の改組
平成27年(2015年)電気用品取締法の改正	平成28年(2016年)調査委員会の改組
令和元年(2019年)電気用品取締法の改正	令和元年(2019年)調査委員会の改組
令和3年(2021年)電気用品取締法の改正	令和3年(2021年)調査委員会の改組
令和5年(2023年)電気用品取締法の改正	令和5年(2023年)調査委員会の改組

調査委員会の目的は、電気用品安全法（旧電気用品取締法）の規制対象となる電気用品、並びに電気用品の技術基準等を広く調査研究し、必要に応じて関係官庁に意見及び資料を提出し、また、関係官庁からの依頼に応じ調査研究を実施してその結果を報告し、もって不良電気用品による災害等を防止することにあり、学識経験者、試験検査機関、使用者団体、販売事業者、製造事業者、その他電気用品に関係ある団体及び関係官庁の協力を得て運営することとなった。

当初は、電気用品安全についての国からの諮問に対する民間側としての答申の審議が多かったが、次第に民間からの自主的な保安確保のための提案が増加していった。

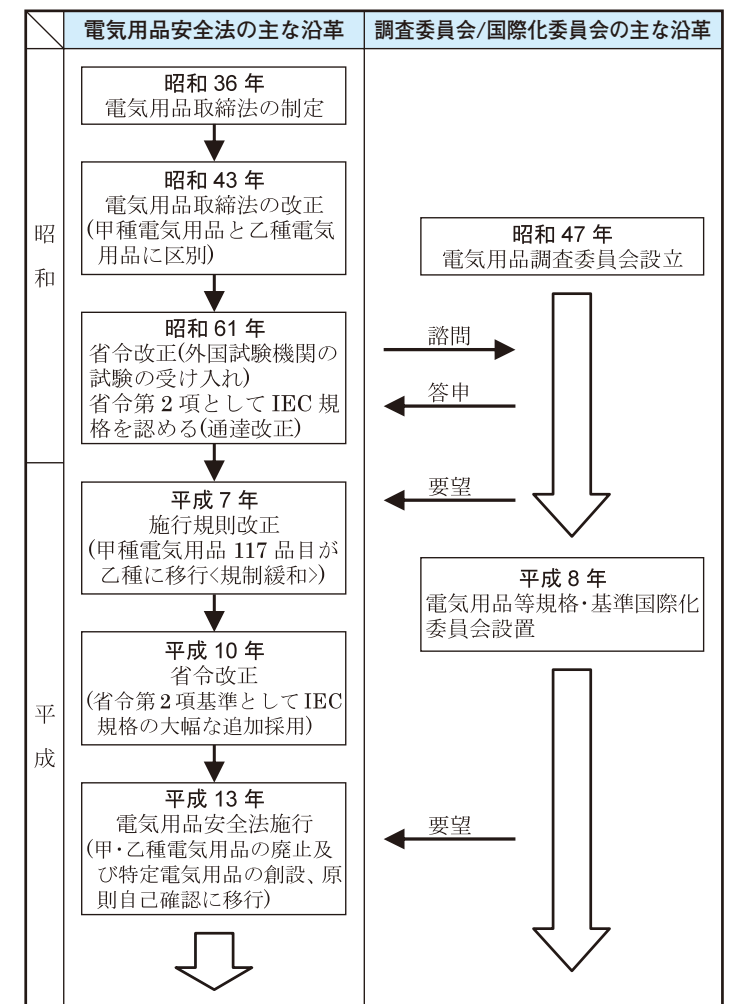
昭和50年代に入ると、電気用品の安全を確保する基準について国際電気標準会議（IEC）規格との整合化が図られ、より一層の国際整合化と自己責任の原則への移行が促進された。その後、平成7

年には、電気用品取締法 施行規則が改正され、甲種電気用品から乙種電気用品への大幅な移行により規制緩和が行われるとともに、平成10年には、電気用品の技術上の基準を定める省令第2項の基準としてのIEC規格等の大幅な追加採用が行われた。

調査委員会としても、国の技術基準の国際化に対応し、平成8年に電気用品等規格・基準国際化委員会（以下、「国際化委員会」という）を設置し、技術基準の国際整合化を推進することとなった。

調査委員会と国際化委員会の設立と沿革の概要を表3-3に示す。

表3-3 調査委員会と国際化委員会の設立と沿革



国際化委員会の目的は、「我が国の電気製品・設備に関する規格・基準の国際化等を推進するため、電気用品の技術上の基準及び日本工業規格の国際規格への整合化等、国内の規格・基準に関する所要の調査・検討を実施して、その結果を関係官庁または関係団体等へ報告するとともに、関係する国際電気標準会議（IEC）規格の国内審議を行うこと」にあり、専門的な調査・検討を行うため、関係工業団体の参加を得て、製品・設備分野ごとに小委員会を設置している。

国際化委員会の各小委員会の事務局を担当する団体は、IEC国内委員会を組織し、各小委員会が日本の代表としてIEC規格作成に参加している。これらの小委員会においては、IEC規格に日本の気候、風土、社会環境を考慮したデビエーション(基準からの逸脱または偏差)を付したIEC整合JISの原案を作成している。そのため小委員会は、電気用品の技術基準、JIS規格、IEC規格が一体的に検討できる体制となっている。

この国際化委員会は、事務的な作業を行う事務局の(社)日本電気協会と技術的なサポートを行う事務局分室の(財)電気安全環境研究所が共同事務局となって運営している。

調査委員会と国際化委員会の現在の体制及び関係を図3-3に示す。

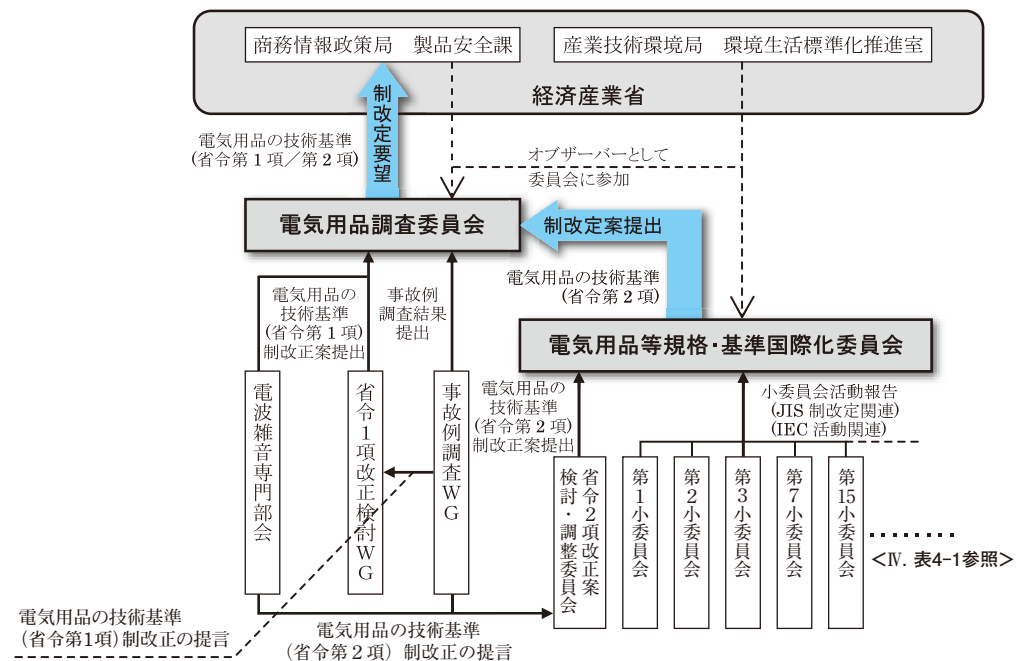


図3-3 調査委員会と国際化委員会の体制及び関係

調査委員会では、以下の項目を審議し、電気用品の技術基準に係わる制改定案を要望書として提出している。

- (1) 国際化委員会から提出されたIEC整合JISの省令第2項技術基準への取り入れの審議
- (2) 関係団体が収集した電気用品の事故事例を事故事例調査WGで調査し、電気用品による危険及び障害の発生防止のために必要と思われるものについての省令1項技術基準への取り入れの審議
- (3) 関係団体からの技術の進捗により不要となった規制の緩和について省令1項技術基準への取り入れの審議

国際化委員会では、以下の項目を審議し、省令第2項制改定案を調査委員会に上程している。

- (1) IEC 委員会で審議状況を報告し、電気安全についての情報共有の実施。
 - (2) IEC 整合 JIS の省令第 2 項技術基準への取り入れの審議
- 調査委員会と国際化委員会の会議風景をそれぞれ図 3-4 と図 3-5 にそれぞれ示す。



図3-4 調査委員会 会議風景



図3-5 国際化委員会 会議風景

6. 近年の活動成果

電気用品調査委員会は、昭和47年の設立以来、電気用品の安全に関する課題について調査・検討を行い、国に数々の提案・要望を提出してきた。そのうち相当数が国の技術基準に反映されてきている。以下に近年の主な活動成果を示す。

- ### (1) 第三者認証制度の実施

平成４年７月に通商産業省 資源エネルギー庁 公益事業部長の私的諮問委員会である「電気用品安全検討会」が取りまとめた中間報告において、電気製品の安全性を確認するための政府認証制度から民間の第三者による認証制度への移行が示された。これを受けて電気用品調査委員会において第三者認証制度に関する検討を行い、「第三者認証制度の役割及びメリット」、「第三者制度の運営及び維持体制」、「認証方式」等に関し「第三者認証制度のあり方について」として報告書を平成６年７月に纏め、国に提出した。

その後、平成6年12月に電気製品認証協議会（SCEA）が発足し、翌年よりSCEAに参加している認証機関によって第三者認証（Sマーク認証）業務が開始された。

- ## (2) 高調波抑制対策の実施

家電用用品から発生する高調波が原因となる障害を防止するため、電気用品調査委員会内に設置された高調波専門部会において「家電用用品高調波抑制ガイドライン」（案）を平成２年に纏め、通商産業省資源エネルギー庁公益事業部長宛に提出した。これを基に平成６年１０月には「家電用用品高調波抑制ガイドライン」が公益事業部長通達として出された。

併せて電気用品調査委員会は「家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画」を作成し、これに基づき年度毎に「各工業会における対策実施状況」及び「電力系統における高調波の実態」を調査委員会に報告し、高調波抑制対策の実施状況の確認が行われてきている。関係工業会によるガイドライン適合率は近年ほぼ100%であり、高調波抑制対策に大きく寄与してきた。

*「家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン」は、その後平成16年に廃止されたが、その内容は、JIS 61000-3-2高調波電流限度値規格に反映されている。また、高調波専門部会の機能は電気用品等規格・基準国際化委員会の下部組織である第77委員会に移行した。

IV. 電気用品等規格・基準国際化委員会 小委員会活動の概要

(3) 電波雑音の防止について

電気用品調査委員会では、昭和52年3月に電波雑音専門部会を設置し、「電気用品から発生する電波雑音の測定法及び許容値」に関しても早くから調査・研究をすすめている。総務省に設置された情報通信審議会における答申及び雑音障害規制の国際規格（CIPER）を踏まえ、省令第1項及び省令第2項における「電気用品の雑音強さの測定方法」の改正について第62回電気用品調査委員会（平成17年7月20日）にて提案を行い、電気用品による電波雑音障害防止に寄与してきた。

(4) 個別技術基準の改正について

調査委員会では、個々の技術基準に係る省令要求項目について調査・検討を行い、改正の提案を行っている。後述の「表5-1 電気用品調査委員会から国へ提出した制改定要望案件一覧」に、平成12年度以降に電気用品調査委員会で承認し、経済産業省へ要望した事案のリストを示す。これらに示す項目のうち、国の省令に取り入れられた省令第1項関係の主要な事案を以下に示す。

①浴槽用電気温水器循環浄化器（第52回電気用品調査委員会 平成12年6月14日）

浴槽用電気温水器循環浄化器（24時間風呂）の普及が進みつつある中、これを新たに電気用品指定品目とすることとなったことから技術基準の規定を検討した。「水その他の液体には、電圧が加わらないこと」、「転倒防止するための固定手段」、「殺菌灯の紫外線が直接漏れないこと」、「高速形漏電遮断器を有すること」等を規定し、安全確保を図ることとした。

②可とう導体ケーブル（第54回電気用品調査委員会 平成13年7月17日）

焼却時にハロゲン系ガスが発生しない、耐燃性ポリエチレン混合材料を使用した銅集合より線が開発されたことに伴い技術基準に追加することとした。
アクセスフロア内の配線等に環境配慮型の電線が使用できるようになった。

③可燃性冷媒冷蔵庫（第55回電気用品調査委員会 平成13年11月14日）

代替フロンへの切り替えが関連機器に対して急務となっていた。また、欧州では可燃性冷媒を使用した冷蔵庫が製品化され実績を上げつつあった。欧州と日本の製品の仕様の相違等を勘案し、「機器の強度（保護冷却システムを含む）」、「冷媒量」、「機器の表面温度（冷媒が引火するおそれがない）」等について規定することにより、可燃性冷媒を使用した冷蔵庫の製造が可能となり、環境に配慮した製品を市場に供給できることとなった。

④ネオン変圧器（第57回電気用品調査委員会 平成14年9月18日）

ネオン変圧器は、国際的には二次側接地タイプ（我が国では非接地タイプ）が主流であったことから、技術基準を見直し、「内蔵地絡保護装置または外部地絡保護装置接地用端子を設置する」ことを条件に、二次側接地タイプを使用可能とした。なお、施工側の基準である「電気設備の技術基準」も二次側接地タイプのネオン変圧器についての改正が行われ、整合が図られた。

⑤直流電源装置（第58回電気用品調査委員会 平成15年7月11日）

直流電源装置（シェーバー充電器）による発火事故が数多く報告されていた。ヒューズ抵抗器の溶断時の発熱が原因であったことから、ヒューズ抵抗器周囲の充填剤等を「発火のおそれがないもの」とした。これにより事故例が減少した。

⑥文書裁断機（第66回電気用品調査委員会 平成18年10月25日）

文書裁断器（電動シュレッダー）による幼児の負傷事故が多発したため、特別委員会を設置して技術基準の見直しを行い、「注意表示の要求」、「安全インターロックスイッチの操作の制限」、「電源遮断装置の要求」、「危険な可動部接触に対する試験用プローブによる試験の要求」を追加することとした。これにより、シュレッダーの安全性が大幅に向上した。

IEC（Interenational Electrochnical Commission：国際電気標準会議）は、電気・電子技術及び、関連技術に関する国際規格を開発し、発行する国際機関である。

IECの目的は、電気及び電子の技術分野における標準化のすべての問題及び規格適合性評価のような関連事項に関する国際協力を促進し、これによって国際理解を促進することにある。

IECが担当する範囲は、電子、磁気及び電磁気、電気音響、マルチメディア、通信、発電及び送配電の分野、また、それらに全般的に関連する用語及び記号、電磁両立性、測定及び性能、信頼性、設計及び開発、安全及び環境など多岐に渡る分野である。

IECでの具体的な活動は、TC（Technical Committee：専門委員会）とその下部組織であるSC（Subcommitte：分化委員会）にて行われ、TC（一部SC）それぞれに対してIEC国内委員会が設置されている。詳細は後述の「表5-26 IECのTC・SCと国内委員会の対応表」に示す通り、TCの番号（例：TC1、TC 2…）とIEC国内委員会の番号（例：第1委員会、第2委員会…）は一致している。

電気用品等規格・基準国際化委員会では、そのうち「電気用品安全法とそれら周辺技術に関する分野のIEC国内委員会」に対し、IEC、JIS及び電気用品の技術基準の審議活動を行う委員会を統合した「小委員会」と呼ばれる下部組織を設置し（前述の「図3-3 調査委員会と国際化委員会の体制及び関係」参照）、各小委員会に対し定期的な活動報告を求め、国際整合化の必要性等について検討している。

電気用品等規格・基準国際化委員会の下部組織である小委員会の一覧を表4-1に示す。

表4-1 電気用品等規格・基準国際化委員会的小委員会一覧

小委員会名	担当分野	所管団体（事務局）	小委員会名	担当分野	所管団体（事務局）
第1	用語	財日本規格協会	第55	巻線	財日本電線工業会
第2	回転機	財電気学会	第59	家庭用及びこれに類する電気機器の性能	財日本電機工業会
第3	情報構造、ドキュメンテーション及び図記号	財日本規格協会	第61	家庭用電気機器の安全性	財日本電機工業会
第7	架空電気導体	財日本電線工業会	第64	電気設備及び感電保護	財電気設備学会
第15	固体電気絶縁材料	財電気学会	第65	工業プロセス計測制御	財日本電気計測器工業会
第17-2	低圧開閉装置及び制御装置	財日本電機工業会	第72	家庭用自動制御装置	財日本電機工業会
第17-3	低圧開閉装置及び制御装置組立品		第76	電磁両立性	財電気学会
第20	電力ケーブル	財日本電線工業会	第77	レーザ機器の安全性	財光産業技術振興協会
第21	蓄電池	財電池工業会	第82	太陽光発電システム	財日本電機工業会
第22	パワーエレクトロニクス	財電気学会	第85	電磁気量計測器	財電気学会
第23-1	プラグ、コンセント、スイッチ、コネクタ、カプラー等	財日本配線器具工業会	第88	風力タービン	財日本電機工業会
第23-2	電線管システム	財電気設備学会	第89	耐火性試験	財日本電子部品信頼性センター
第23-3	機器用スイッチ	財日本電気制御機器工業会	第96	1,100V以下の変圧器、リアクトル、電源ユニット等	財日本電機工業会
第25	量及び単位	財日本規格協会	第99	交流1kV超過・直流1.5kV超過の電力設備のシステムエンジニアリング及び施工	財日本電気協会
第26	電気溶接	財日本溶接協会	第101	静電気	財日本電子部品信頼性センター
第31	爆発性雰囲気で使用する機器	財日本電機工業会	第104	環境条件、分類及び試験方法	財日本電子部品信頼性センター
第32-2	低圧・ミニチュアヒューズ		第105	燃料電池	財日本電機工業会
第34-1	電球、口金・受金、ソケット等	財日本電球工業会	第106	人体ばく露に関する電界、磁界及び電磁界評価方法	財電気学会
第34-2	照明器具	財日本照明器具工業会	第108	オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性	財ビジネス機械・情報システム産業協会
第36	がいし	財電気学会	第112	電気絶縁材料とシステムの評価と認定	財電気学会
第37-2	低電圧サージ防護デバイス（SPD）等	財電子情報技術産業協会	第116	手持ち電動工具の安全性	財日本電機工業会
第51	磁性部品及びフェライト材料		ISO70	携帯発電機	日本陸用内燃機関協会

表4-1に示す各小委員会の主な活動状況（所轄団体毎）について、以下1. ～ 19. に記載する。

1. 第1, 3, 25小委員会の活動

（財）日本規格協会 規格開発部 規格第2課
調査役 高橋 義博

（財）日本規格協会 で事務局を務めている TC1、TC3、TC25 の委員会活動について紹介する。

【TC1】（用語）

「IEC 電気用語集（IEV）」である IEC 60050 規格群の開発及びメンテナンスを行う。各製品を担当する TC で原 TC と協調して行っている。

a. 国際規格提案活動

IEV（International Electro technical Vocabulary：国際電気技術用語集）へ日本語用語を作成し、IEC 中央事務局へ提出した。平成 21 年度は用語集の日本語用語合計 400 語を提案した。

b. 国際会議等への参画

平成 21 年 10 月にテルアビブで開催された TC1 総会へ、国内委員会委員長と事務局が出席し、国際規格原案並びに TC1 運営に関する審議を行った。また、TC1 傘下のワーキンググループ（WG）及びメンテナンスチーム（MT）へ延べ 4 名がエキスパートとして参加し、国際規格原案作成の審議を行った。

【TC3】（情報構造、ドキュメンテーション及び図記号）

情報構造、ドキュメンテーションおよび図記号に関する規格開発及びメンテナンスを行う。特に、電気用図記号及びドキュメンテーションに関する規格は SC なしに本 TC が直接開発する。

a. 国際規格提案活動

電気用図記号関連では、我が国から新規規格 1 件の提案を

行った。保護継電器図記号のための略字規格に関するもので、プロジェクトリーダーを我が国から出すことが決定した。プロジェクトチーム PT42 を発足させ、原案の作成を行った。

ドキュメンテーション関連では、我が国から新規規格 1 件の提案を行った。内容は消費者向けの取扱説明書の作成方法に関するもので、消費者団体・関連工業会との調整を重ね、国内の総意を得た上で提案した。類似する規格が既存であることから、この既存の規格に今回の我が国からの提案を含めて第 2 版を作成する形で改正を行うことになった。改正作業は、TC3 の MT21 で審議した。国際会議を日本で 2 回開催した。

b. 国際会議等への参画

平成 21 年度 4 月にジュネーブで開催されたコーデネーション会議へ出席した。また、10 月にテルアビブで開催された TC3 総会へ出席し、国際規格原案並びに TC3 運営に関する審議を行った。更に電気図記号関連プロジェクトチーム（PT）及び検証チーム（VT）へ延べ 11 名がエキスパートとして参加し、国際規格原案作成の審議を行った。TC3 総会では、関連ワーキンググループ（WG）、メンテナンスチーム（MT）及びプロジェクトチーム（PT）へ延べ 27 名がエキスパートとして参加し、国際規格原案作成の審議を行った。

【TC25】（量及び単位）

TC25 は、量および単位に関する規格群の開発及びメンテナンスを行う。

a. 国際会議等への参画

平成 21 年 10 月にテルアビブで開催された TC25 総会へ、国内委員会委員長と事務局が出席し、国際規格原案並びに TC25 運営に関する審議を行った。また、TC25 傘下の検証チーム（VT）へ 2 名がエキスパートとして参加し、国際規格原案作成の審議を行った。

以上

2. 第 20 小委員会の活動

（社）日本電線工業会 技術部 部長補佐
渡辺 光則

第 20 小委員会は、電力ケーブルの規格標準化を担当しており、超高压（500kV）から低圧（450/750V）ケーブルまで幅広い製品、試験及び計算方法等規格を扱っている。電気用品安全法に關係する製品は、JIS C 3662-1（定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブルー第 1 部：一般的要求事項）を始めとする、定格電圧 450/750V 以下の塩化ビニル絶縁ケーブルの JIS C 3662 シリーズ（IEC 60227 シリーズ）。JIS C 3663-1（定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルー第 1 部：一般的要求事項）を始めとする、定格電圧 450/750V 以下のゴム絶縁ケーブルの JIS C 3663 シリーズ（IEC 60245 シリーズ）。JIS C 3667（定格電圧 1 ～ 30kV の押出し絶縁電力ケーブル及びその付属品ー定格電圧 0.6/1kV のケール）（IEC 60501-1）等がある。

当委員会は、我が国の TC20 の Mirror Committee として活動しており、IEC の組織は、WG16（1kV 超ケーブルの製品及び試験規格）、WG17（1kV 以下ケーブルの製品及び試験規格）、WG18（燃焼性試験方法等の試験規格）、WG19（許容電流等計算方法等の規格）及び SPG（Strategic Planning Group）で運営されている。特に SPG では、Secretary、Chairman、各 WG の Convener 及び各地域の主要国委員と共に TC20 の規格標準

化の戦略を計画する組織で中長期的な電力ケーブルの規格化動向を把握し、TC にドライブをかける位置付けにあり、この Group には、日本も委員として参加し、重要な役割を果たしている。

最近のトピックスとして、我が国より、電力ケーブルの導体サイズ適正化及び超電導ケーブルを国際規格化することを重点課題として進めている。どちらも環境対策に繋がるもので、CO₂削減に大きく寄与する標準化である。

導体サイズの適正化は、ライフサイクルコスト（イニシャルコスト（電線の初期購入費）とランニングコスト（電気料金）という経済性に加えて、電力ロス抑制や CO₂削減等の環境面の観点から最適なサイズの電力ケーブルに関する評価手法である。これは、TC20 の国際規格作成の現場で具体的な PT（Project Team）を立ち上げるための準備を順調に進めており、今後の規格作成審議が加速され進められることが確実となった。また、液体窒素温度（－196℃）で超電導状態になる高温超電導ケーブルは、大容量の電力を低損失で送電できるため、既設の地下ケーブルトンネルを利用して送電容量を低コストで拡大でき、CO₂の低減にも貢献する技術である。超電導ケーブルは、規格化前段階の具体的な技術検討及び技術レポート作成する WG 設置が CIGRE（国際大電力システム会議）内で承認され、国際舞台の中でも認知され、いよいよ規格化が加速され進められることとなった。

以上

3. 第 15, 22, 36, 77, 88, 106, 112 小委員会の活動

（社）電気学会 標準化推進室長 綿引 泰斗

（社）電気学会 で事務局を務めている TC15、TC22、TC36、TC77、TC106、TC112 の委員会活動について紹介する。

【TC15】（絶縁材料）

TC15（絶縁材料）は、塗膜やワニスを含む素材そのものや単純な複合材料としての電気絶縁材料の製品規格（製品仕様とそれらの一部の試験方法）の制定や改訂を主な目的として活動している。国際会議についても毎年 5 月に開催しており、2009 年の開催はロンドンで日本からも委員長をはじめ、数名参加した。次回、2010 年はイタリアのミラノで開催される予定。

元々、TC15 は、旧 SC15C（絶縁材料の仕様）と旧 SC15E（試験方法）の活動を行っていたが、旧 SC15E は 2004 年 TC98（絶縁システム）と統合して、新たに TC112 を結成した。このような経緯から、新 TC15 は旧 SC15C が TC になったもの。

TC15 が担当している規格は、全体で 200 件強にのぼる。対象とする製品は、無機材料から天然素材、高分子材料、フィルム、紙、板、棒など電気絶縁に纏わる多種多様なものになっている。

また、2000 年から始まった規格の統廃合により、規格数そのものは減少する方向にあるが、圧倒的な数のため、年間に審議する規格数は、メンテナンスを含めると 60 件程度になる。これらの製品規格で規格される製品は、必ずしも日本で生産する製品ばかりではなく、全く生産していない製品規格も存在する。そんな中、2 年前に日本から提案した「ポリエチレンナフタレートフィルム」の製品規格がようやく CDV（投票用委員会内原案）になり、TC15 国内委員会初の国際規格の誕生が待たれるようになった。このフィルムの仕様は国内メーカーの仕様を参考に作成されているので、国際規格になった暁には国内メーカー製品と海外メーカー製品との差別化が可能になるかも知れない。

一方、これらの製品仕様の規格については、輸出の際には必ず、その規格に基づいて、製造されているので海外でなら、問題なく通用しているが、日本国内でも素材メーカーや電気製品の製造メーカーの間で取引する際に使用されるようになってきており、標準化が進んで来ている。例えば、国内向け電気用品安全法で規制される電気製品の中にも使用されつつある。誘導電動機に使用されるスロット絶縁用のポリエチレンテレフタレートとクラフト紙の貼り合わせ絶縁物、口出し線とステータ巻線との接続部に使用するチューブ類、巻線からの口出し線を耐熱保護で使用する粘着テープ類や内部配線を端子に固定するファストン端子の樹脂カバーなど IEC 規格で規定されている製品類が使用されるようになり、標準化が進んできた。また、国内で主に使用している JIS 規格を国際的に通用するよう提案も積極的に行っている。

【TC22】（パワーエレクトロニクス）

パワーエレクトロニクスを担当している。パワーエレクトロニクスに共通の規格類のほかに、安定化電源、送配電用パワーエレクトロニクス、可変速駆動システム（PDS）、無停電電源システム（UPS）の四つの製品グループに分けて規格類を制定している。

安定化電源は、一定低電圧の直流出力の電源であり、単独で用いられるものと装置に組み込まれているものがある。それ自体で特定電気用品であるもの、または電気用品に組み込まれているものがある。PDS は、電動機も含みその回転速度を制御する製品であり、速度制御によって鉄鋼などで良質の製品を生産するのに利用できるだけでなく、エネルギーを効率的に利用するための用途にも適用でき、様々な産業分野で広く使われている。当委員会の対象範囲外ではあるが、この技術は冷蔵庫、洗濯機などの多くの家電製品、鉄道車両、電気自動車などの交

通システムにも適用されている。UPS は、停電時にも電力を供給して情報機器などが突然停止することによる障害を防止するものであり、情報化社会に必須の製品である。パーソナルコンピュータ用の小容量の UPS から、航空管制室、金融システムなど重要度の高いシステム用の大容量の UPS まである。パワーエレクトロニクス製品は、このほかにも太陽光発電、風力発電などの新エネルギー分野、電力分野など、幅広い分野で利用されている。

各種製品の規格の多くは、性能要求事項、EMC（電磁両立性）要求事項、安全要求事項に分けて制定している。

パワーエレクトロニクス製品は、電子回路で制御されるためイミュニティに配慮する必要がある。また、製品自体が半導体デバイスのスイッチングで動作するためエミッションの原因となる。このため、EMC については十分に配慮しなければならず、早くから規格化してきた。大容量製品ではエミッションも大きくなるため、CISPR（国際無線障害特別委員会）とも連携して適切な規定とするようにしている。PDS、UPS についてはそれぞれ IEC 規格に対応した JIS C 4421、JIS C 4411-2 が制定されている。

安全要求事項では、各製品の安全を確保する上で必要な事項を規定している。安全についての標準化は比較的新しく、国内規格化はこれからである。感電などの事故を防止するために早期に進めたい。

最近のトピックスとして、IEC 62477-2（電力変換システムの安全要求事項）を作成中である。この規格は、製品群規格として共通に用いることによって、製品ごとに進められてきた安全規格作成を効率化することを目的としており、変換器を組み込んだ低電圧の製品及びシステムに適用される。太陽光発電システムなどの PCS（パワーコンディショニングシステム）への適用も想定している。このため当委員会では IEC 規格発行に同期して JIS を発行するように準備中である。

2009 年 11 月には東京で国際会議を開催し、エネルギーの有効利用を図るための標準化などの課題も含めて審議された。グリーン社会に向けてパワーエレクトロニクスの重要性はますます高まっていくであろう。

【TC77】（電磁両立性）

TC77 は、CISPR（国際無線障害特別委員会）と共に EMC（電磁両立性）に関わる規格を所掌する、IEC（国際電気標準会議）における専門委員会である。

TC77 には、以下の 3 つの分科委員会がある。

- ・ SC77A：低周波電磁気現象に関するエミッション規格とイミュニティ規格を分担
- ・ SC77B：高周波電磁気現象に関するイミュニティ規格を分担
- ・ SC77C：高パワー電磁気現象に関するエミッション規格とイミュニティ規格を分担

TC77 本体は、親委員会として、用語、EMC や電磁環境そのものに関わる事項、イミュニティに関する共通規格、各分科委員会に共通する事項などを担当している。

TC77 及びその分科委員会は、CISPR が担当する高周波ノイズに関わるエミッション以外の規格化を行っている。作成している規格文書数は 70 を超えるが、その中から代表的なものを以下に示す。

- ・ IECTR 61000-1-1（用語及び基礎事項）：
EMC の概念を解説し、用語の定義を行っている。
- ・ IEC 61000-2-5（電磁環境の分類）：
現実の環境において、どのような電磁妨害がどの程度存在するかを具体的に示している。
- ・ IEC 61000-3-2（16A 以下機器の高調波電流限度値）：
16A 以下の家電・汎用品が発生する高調波電流の限度値を規

- 定している。
- IEC 61000-3-3（16A以下機器の電圧変動限度値）：
16A以下の家電・汎用品が発生する電圧変動の限度値を規定している。
 - IEC 61000-4-2（静電気放電イミュニティ試験）：
電気電子機器に対する静電気放電イミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-4-3（放射無線周波電磁界イミュニティ試験）：
電気電子機器に対する放射無線周波電磁界イミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-4-4（電氣的ファストトランジェント／バーストイミュニティ試験）：
電気電子機器に対する放射無線周波電磁界イミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-4-5（サージイミュニティ試験）：
電気電子機器に対するサージイミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-4-6（放射電磁界によって誘導された伝導性妨害に対するイミュニティ試験）：
電気電子機器に対する伝導性妨害イミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-4-11（16A以下機器の電圧ディップイミュニティ試験法）：
16A以下の家電・汎用品の電圧ディップ（瞬時電圧低下）、短時間停電に対するイミュニティ試験方法を規定している。
 - IEC 61000-6-1（住宅、商業、軽工業環境における共通イミュニティ）：
住宅、商業、軽工業環境における共通イミュニティレベルを規定している。
 - IEC 61000-6-2（工業環境における共通イミュニティ）：
工業環境における共通イミュニティレベルを規定している。
 - その他：
EMCの概念の説明、大形電気電子機器に関する電磁妨害、磁界に関するイミュニティ、高強度の電磁妨害などについても多くの規格を作成している。

TC77では、61000-2-5の改正、61000-1-6（測定不確かさの評価に関するガイド）の制定などを審議している。

SC77Aでは、61000-3-2の高調波電流限度値の改正、9kHz以下の低周波電磁両立性レベル、電力品質、およびフリッカの測定法規格などを審議している。

SC77Bでは、放射電磁界及び放射電磁界によって誘導された伝導性妨害に対するイミュニティ規格の改正、静電気放電及び伝導性妨害に対するイミュニティ規格の改正などを審議している。

SC77Cでは、61000-4-25などの既存文書の改正作業を予定している。

全般的に近年、測定不確かさについての議論が注目されるようになってきた。高調波電流に関しては、今まではIEC規格であまり考慮されなかったインバータ冷蔵庫およびLED照明の限度値の審議が活発になっており、近々に改正されると考えられる。現在のフリッカの限度値については、白熱電球を用いた試験により設定されたものであるが、白熱電球の製造が中止される傾向にあり、蛍光灯、電球型蛍光灯、及びLED照明など新しい照明に移行しているため、電圧変動限度値を大きく見直す動きがある。また、近い将来、分散電源が普及していくことが考えられるので、分散電源に対する電磁両立性関係の要求事項の規格化が考えられている。

【TC85】（電磁計測）
TC85の前身はTC13である。TC13は電力量計と指示計器を

担当し長い歴史を有する委員会である。その後、TC13Aが電力量計、TC13Bが電気計測器をそれぞれ担当することになるが、第2次大戦後、周波数利用の高周波化に対応する電子計測器が誕生し、これを扱う委員会として新たにTC13Cが設立された。後にTC13BはTC13から離れ、1984年に独立した委員会TC85となった。さらに、TC13Cを合わせて、電気、磁気、電磁波の計測および計測器をすべてTC85が担当することとなり現在に至っている。

最近の情報としては、幹事国である中国を中心にIEC 61557「交流1,000V及び直流1,500Vまでの低電圧配電システムの電氣的安全性について」に関して、part1～part12は従来の規格の見直し、part3、part14は追加で新規提案等が行われている。また、2つのメンテナンスチームを作り古くなった規格の見直し作業を行っている。今のところ日本から、エキスパートの参加はない。

【TC106】（人体ばく露に関する電磁界の評価方法）
TC106は1999年の設立以来、人体ばく露に関する電磁界の評価方法についての国際規格作成活動を進めている。国内においては、電気学会が審議団体となり、電気規格調査会の電磁環境部会に、TC106国内委員会が設置され、さらに審議の効率化を図るために、下部組織として低周波と高周波の各国内委員会が設けられている。

家電品類に関わる規格は、おおよそ100kHz以下の周波数を対象とするTC106低周波国内委員会が所掌しており、同委員会では、ICNIRP（国際非電離放射線防護委員会）ガイドラインなどの人体防護指針の物理基本量である「電磁界」および「体内誘導量」の評価方法について、発生源によらず共通に用いられる評価方法の規格（水平規格）と、家電品類や電力設備など特定の発生源に対する評価方法の規格（垂直規格）の国際規格の作成に関わる国内における審議を行っている。

人体ばく露に関わる、家電品類の電磁界測定方法については、2005年にIEC 62233として成立している。この規格は、様々な家電品ごとに、電磁界（主として磁界）の測定を行う位置や、使用する測定器の仕様について示すものである。国内では、IEC 62233のJIS化に向けた取り組みが進められており、当面TS（Technical Standard、標準仕様書）を目指すことで合意が得られている。この他の垂直規格としては、電力設備の電磁界の測定方法について、わが国発の国際規格原案の提案のち、成立に向けた取り組みが続けられ、2009年7月にIEC 62110として成立した。

また水平規格としては、これまでに「磁界および電界による体内誘導電流の計算方法（IEC 62226-1：基本事項、IEC 62226-2-1：磁界による体内誘導電流、IEC 62226-3-1：電界による体内誘導電流）」が発行されている。また、電磁界測定器および測定方法の標準化については、TC106設立以前の1998年にTC85（電磁気量計測器）のWG11によって国際規格化された「人体ばく露に関する電磁界測定器の要求仕様」についての規格（IEC 61786）のメンテナンスがTC106に移管され、2009年1月に作業が開始された。IEC 61786は国内においても、JIS C 1910として2004年にJIS化されている。

最近のトピックスとしては、2009年10月7日にTC106総会を日本で開催し、各団体の支援のもと、開催を成功裏に納めたことが挙げられる。また、ICNIRPガイドラインの改訂が進められており、2009年7月に改訂ドラフトの公表があった。TC106で作成する規格は、ICNIRPガイドラインとの適合性評価を意識したものが多くあるため、今後の改定作業を注視している。

【TC112】（電気絶縁材料とシステムの評価と認定）
IEC（国際電気標準会議）TC112（第112専門委員会）は、電気絶縁材料とシステムの試験法に関する規格を担当してい

る。その正式な名称（title）、スコープ（Scope：業務範囲）等は以下の通りである。

名称：「電気絶縁材料とシステムの評価と認定」
Title：“Evaluation and Qualification of Electrical Insulating Materials and Systems”
スコープ：「電気電子絶縁材料と電気絶縁システムの評価および認定の方法に関する国際規格の制定。」
Scope：“To prepare International Standards Covering methods of evaluation and qualification for electrical and electronic insulating materials and electrical insulation systems”
水平安全機能：耐トラッキング試験法
Horizontal Safety Function：“Test methods for resistance to tracking.”

TC112は2005年に発足した委員会である。発足は新しいがその源の歴史は古く、それまでのSC15EとTC98が合併したものである。幹事国はドイツ、議長は米国から選出されている。参加国は、2009年11月現在P（Participating）メンバーが21カ国、O（Observer）メンバーが7カ国である。

TC112の分野は多岐にわたる。これに対応するため、8つ

4. 第59／61／116, 72 小委員会の活動

(株)日本電機工業会 家電部 主任 笹子 雅純

【第59/61/116小委員会】

TC59（家電機器の性能）、TC61（家電機器の安全）、TC116（電動工具の安全）の3つのTCを担当している。担当分野が広範囲にわたるため、第59/61/116小委員会の傘下に5つのWG（ワーキンググループ）を設けている。WG1は、TC59とTC61を担当。WG2は、電子レンジ関係の安全規格と性能規格を検討しているSC61BとSC59Kを担当している。WG3は、冷蔵庫機器関係の安全規格と性能規格を検討しているSC61CとSC59Mを担当している。WG4は、空調機器の安全規格を検討しているSC61Dを担当している。WG5は、電動工具関係の安全規格を検討しているTC116を担当している。TC116は、2009年に新たに設立されたTCであり、TCになる前はSC61Fとして活動していたが、TCへと格上げになった。

第59/61/116小委員会は、年2～3回開催しており、IEC 60335シリーズの整合JIS制定、改正原案、家電製品の製品規格JIS改正原案及び家電製品の電気用品安全法技術基準を検討している。家電製品の安全規格は、安全性要求事項の通則としてIEC 60335-1があり、個別の安全要求事項としてIEC 60335-2-XXシリーズが約100規格ある。

家電製品の性能規格は、洗濯機はIEC 60456、冷蔵庫はIEC 62552というように製品毎に規格がある。横断的な規格としては、待機消費電力量の測定方法として、IEC 62301がある。

IEC 60335-1シリーズの適用範囲は、家庭用及び同等の目的の電気機器で、定格電圧が単相機器の場合には250V以下、その他の機器の場合には480V以下のものを対象としている。IEC 60335-1では、本体表示及び取扱説明書、充電部への接近に対する保護、定格入力または定格電流の許容差、通常使用状態での温度上昇限度、動作温度での漏えい電流及び耐電圧、過渡過電圧、耐湿性、耐湿試験後の漏えい電流及び耐電圧、変圧器及びその関連回路の過負荷保護、異常運転、耐熱性・耐火性などが規定されている。

最近のトピックスとしては、日本から提案した二槽式洗濯機の安全要求事項の追加、内部配線の屈曲試験の強化、安全保護装

のWG（Working Group：作業部会）をもつ。WG1（耐熱性）、WG2（放射線）、WG3（電氣的強度）、WG4（誘電／抵抗特性）、WG5（トラッキング）、WG6（電気絶縁の一般的评价方法）、WG7（統計）、WG8（材料諸特性）の8つである。

WGの役割は、担当するIEC規格のメンテナンス業務やその分野に関する新規制定業務であり、関連のプロジェクトを開始することも出来る。WGの責任者はコンビナーと呼ばれるが、8つのWGの8名のコンビナーのうち、3名が日本から選出されている。日本からはこの他に10名の委員がエキスパートとしてすべてのWG活動に参加している。さらに、10名のうち3名はプロジェクトリーダーとしてプロジェクトを主導している。国際社会における日本の存在感は増大しつつある。

TC112国内委員会は、電気学会電気規格調査会のもとに設置されており、TC15をはじめとする関係のTC国内委員会やJIS制定委員会などと協力しつつ、TC112担当のIEC規格の制定・改定を行っている。分野が多岐にわたるため、委員数は幹事団を含めて40名以上と多い。国際WGに対応して国内にも8つの国内WGを形成し、各WG担当の規格のメンテナンス、新規規格の提案等に対処する体制になっている。

以上

置付のコンデンサの採用、やけど防止の観点からオープンなどの調理機器の外郭温度限度値の採用などについてTC61で検討が行われた。内部配線、コンデンサについては、電気用品安全法省令第1項の技術基準にも適用されている。TC61及び傘下のSCでは、家電機器の安全性を高める議論が活発に行われており、国際会議には専門家を必ず派遣し、日本の意見の反映に努めている。

【第72小委員会】

家庭用の自動電気制御装置の安全規格を検討しているTC72を担当している。第72小委員会は、年2回開催しており、IEC 60730シリーズの整合JIS制定、改正原案を検討している。

家庭用の自動電気制御装置の安全性要求事項の通則としてIEC 60730-1があり、個別の安全要求事項としてIEC 60730-2-XXシリーズが約20規格ある。

IEC 60730-1シリーズの適用範囲は、暖房用、空調用及びこれに類する用途の制御装置を含み、家庭用及びこれに類する用途の機器の内側、外側または機器と共に使用する自動電気制御装置を対象としている。具体的な対象製品は、電磁リレー、モータプロテクター、蛍光灯安定器用プロテクター、コンプレッサー用プロテクター、バーナーコントロールシステム、圧力スイッチ、タイマー及びタイムスイッチ、温度制御装置（サーモスタット、温度過昇防止装置、自動スイッチ）、ガスバルブ、油バルブ、水バルブ等の部品が適用範囲となっている。IEC 60730-1では、感電に対する保護、保護アース装置、端子及び端末、構造要求事項、耐湿性及び防塵性、耐電圧及び絶縁抵抗、温度上昇、耐久性、機械的強度、ねじ部品及び接続部、沿面距離、空間距離及び固体絶縁物の貫通絶縁距離、耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性、耐腐食性、電磁環境性（EMC）要求事項－エミッション、イミュニティ、異常運転などが規定されている。

最近のトピックスとしては、JIS C 9730シリーズのJIS改正に向けて審議を行い、2009年にJISが改正される。また、IECの分野ではタイムスイッチ、圧力スイッチ及びフロートスイッチは、電気用品安全法において、特定電気用品の対象品目となっていることから規格作成の動向には、注意を払っている。

以上

5. 第17-2, 17-3, 31, 32-2, 96-1 小委員会の活動

(社)日本電機工業会 技術部
標準化推進センター 課長 吉田 孝一

【第17-2小委員会】

SC17B（低圧開閉装置及び制御装置）及びSC23E（住宅用遮断器）を担当している。

SC17B：AC1,000V以下、DC1,500V以下の定格電圧で、回路に接続する産業用の開閉装置及び制御装置（産業用漏電遮断器、配線用遮断器、電磁接触器、端子台など）、SC23Eは対地400V以下、定格電流125A以下の住宅用漏電遮断器、配線用遮断器、機器保護用遮断器などが対象。なお、電気用品安全法では、定格電圧100V以上で300V以下、定格電流が100A以下の漏電遮断器、配線用遮断器などが対象

【第17-3小委員会】

SC17D（低圧開閉装置及び制御装置組立品）を担当している。SC17D：AC1,000V以下、DC1,500V以下の定格電圧の低圧配電盤、制御盤などが対象

【第31小委員会】

TC31（爆発性雰囲気で使用する機器）、SC31G（本質安全防爆）、

SC31J（危険場所の分類及び設置要件）、SC31M（爆発性雰囲気を使用する非電気機械器具と保護システム）を担当している。

【第32-2小委員会】

SC32B（低電圧ヒューズ）及びSC32C（ミニチュアヒューズ）を担当している。なお、電気用品安全法では、定格電圧100V以上で300V以下、定格電流が200A以下のヒューズが対象

【第96小委員会】

TC96（1,100kV以下の変圧器、リアクトル、電源ユニット等）を担当している。なお、電気用品安全法では、小形変圧器であれば、定格容量500VA以下が対象

各委員会は、プレナリ、WG、MTが定期的に開催されており、日本からは関係者が出席している。国内でもIEC規格の制定・改正を受けて強制法規に採用されるJIS規格の見直しも適宜行っている。

SC17Bでは、日本から新規提案のネットワーク規格がCDVとして投票中、SC17Dでは、IEC 61439-1シリーズとして全面改訂された。TC31の防爆関係ではIEC 60079シリーズが整備され、JISもこれらに合わせた翻訳JISが発行（新規では、危険場所の分類、本質安全システムなど）されている。

以上

6. 第82, 88, 105小委員会の活動

(社)日本電機工業会 新エネルギー部 次長
柴田 和男

【第82小委員会】

TC82（太陽光発電システム）の国内ミラー委員会として活動している。担当範囲は、太陽光発電システム全体に係わる国際・国内標準化である。IECで発行された規格はデバイス関連（60904シリーズ）、モジュール関連（61730シリーズ）、電力変換装置の安全性などである。

IECではSCは設置されておらず、WG或いはMT、PTにおいて国際標準原案作成やメンテナンスが行われている。当小委員会では、傘下に分科会を設け規格作成における専門家派遣や原案審議に対応している。全てのWG、MT、PTには日本の専門家を登録し、夫々開催される会議には出席或いはインターネットを利用しての会議参加を行い、国際標準作成に寄与している。

TC82のプレナリ会議は毎年定期的に開催されており、日本からは数名の代表者が出席して活動している。また、WG1（用語）は日本人コンビナーがリードしている。

TC82では、各国で市場展開が進んでおり、新規規格策定並びに発行済み規格のメンテナンスが併せて進められている。

【第88小委員会】

TC88（風力タービン）の国内ミラー委員会として活動している。担当範囲は、風力発電システム全般に係わる国際・国内標準化である。IECで発行された規格は61400シリーズとして整備され、「風車の設計要件（61400-1）、小形風車の設計要件（61400-2）、洋上風車の設計要件（61400-3）などがある。

TC88ではSCは設置されておらず、WG或いはMT、PTにおいて国際標準原案作成やメンテナンスが行われている。当小委員会（風力発電システム標準化委員会）では、主要テーマごとに国内タスクグループを設置して活動しており、2009年度はTC88/MT01-J（風車設計要件）、TC88/WG3-J（洋上風車設計要件）、TC88/MT22-J（風車認証制度）、TC88/PT12-J（風車試験方法）の4グループが活動している。全てのWG、MT、

PTには日本の専門家を登録し、夫々開催される会議には出席或いはインターネットを利用しての会議参加を行い、国際標準作成に寄与している。

国内では、「風力発電システム標準化委員会」を設置し、傘下にはWG、MT、PTに対応したミラー委員会（タスクグループ）を適宜設置して活動している。

TC88では、台風・乱流の風車設置要件を国際標準に反映させるため、日本からDC文書により提案した。また、コンピュータによる風車の性能計測方法として、日本から「数値サイトキャリブレーション」を提案しており、これらはTC88のプレナリ会議で各国の意見交換の後、担当MTにて具体手名原案作りが進められることになっている。

【第105小委員会】

TC105（燃料電池技術）の国内ミラー委員会として活動している。担当範囲は、燃料電池発電システム全般に係わる国際・国内標準化である。IECで発行された規格は62282シリーズとして整備され、「燃料電池用語（62282-1）」、「定置用燃料電池の安全要件（62282-3-1）」、「定置用燃料電池の性能試験方法（62282-3-2）」、「マイクロ燃料電池の性能試験方法（62282-6-200）」、「マイクロ燃料電池の燃料カートリッジ互換性（62282-6-300）」などがある。

TC105ではSCは設置されておらず、11のWGにおいて国際標準原案の作成やメンテナンスが行われている。当小委員会では、傘下の幹事会や国内主査連絡会議のほか、IECのWGに対応した国内グループ（JWG）を設置して原案審議に対応している。

WG4（定置用燃料電池システムの性能）、WG9（マイクロ燃料電池死して無の性能）、WG10（マイクロ燃料電池システムの互換性）については日本人コンビナーのもとで国際標準作成が進められており、対応国内グループ（JWG4、JWG9、JWG10）では国際標準原案作成支援や規格メンテナンス支援を行っており大きく貢献している。全てのWG、MT、PTには日本の専門家を登録し、夫々開催される会議には出席或いはインターネットを利用しての会議参加を行い、国際標準作成に寄与している。TC105の日本人コンビナーのWGでは、日本発信の国際標準原案作成・規格発行・規格メンテナンスの作業を実現している。

国内ではIEC規格の制定・改正を受けてタイ王国国内で規格整備が進められている。

TC105では、燃料電池の製品開発と並行して標準化作業が進められ、IEC 62282シリーズとして規格体系が一通り完成した。

7. 第21小委員会の活動

(社)電池工業会 国際／標準化担当部長
飯塚 邦晴

【SC21A】

SC21Aは、小形二次電池として総称され、パソコンや携帯電話等の使用機器に組み込まれ使われている、密閉形ニカド蓄電池、密閉形ニッケル水素蓄電池そしてポータブル機器用リチウム二次電池について規格標準化を担当している。

現存する規格としては、JIS C 8705 2006（IEC 61951-1 2003）、JIS C 8708 2007（IEC 61951-2 2003）、JIS C 8711 2007（IEC 61960 2003）、JIS C 8713 2006（IEC 62959 2004）などのサイズ・性能などの規格がある。小形二次電池の安全に係わる規格は、以下の2規格である。

■JIS C 8712 2007：（IEC 62133 2002）密閉形小形二次電池の安全性：

ポータブル機器用に使用するニッケル・カドミウム蓄電池、ニッケル・水素蓄電池及びリチウム二次電池の単電池並びに組電池の通常使用時及び予見可能な誤使用時における安全な作動の要求事項及び試験方法について規定する。

■JIS C 8714 2007：（IECに規定なし）携帯電子機器用リチウ

8. 第23-1小委員会の活動

(社)配線器具工業会 技術部長
長田 明彦

国際整合化活動の一部として、(社)日本配線器具工業会が審議担当するIECのTC/SCは、TC23で、属するSCにはA、B、C、E、F、G、H、Jがあり、審議するIEC規格（IEC名称／整合JIS）には次がある。

TC23では電気用品の総括審議、SC23BではIEC 60669シリーズ（家庭用及びこれに類する用途のスイッチ/JIS C 8281シリーズ）・IEC 60884シリーズ（家庭用及びこれに類する用途のプラグ・コンセント/JIS C 8282シリーズ）、SC23CではIEC 60906シリーズ（国際形プラグ及びコンセントシステム）、SC23FではIEC 60998-1シリーズ（家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具/JIS C 2814シリーズ）、SC23GではIEC 60320シリーズ（家庭用及びこれに類する用途の機器用カブラ/JIS C 8358シリーズ）、SC23HではIEC 60309シリーズ（工業用プラグ、コンセント及びカブラ/JIS C 8285シリーズ）・IEC 62196シリーズ（プラグ・コンセント電気自動車用カブラ）等が対象となっている。なお、当工業界の担当ではないが、TC23に属するSCには、SC23A（電線管システム）、SC23E（住宅用遮断器）、SC23J（機器用スイッチ）等がある。

第23-1小委員会では、プラグ・コンセント及びスイッチ等の配線器具を含むSC23Bを主に海外でのミーティングに年に2回程度出席し、審議に参加している。

定置用燃料電池及びマイクロ燃料電池ともに日本では世界に先駆けてコンシューマー市場への展開がはじまり、現在は規格メンテナンスの段階に入っている。

以上

ムイオン蓄電池の単電池及び組電池の安全性試験：

携帯電子機器用リチウムイオン電池の単電池及び組電池の安全性試験について規定する。

第21小委員会では、小形二次電池の性能・安全規格（JISおよびIEC規格）の原案提案・作成、改正案提案・作成と審議を、国内および国際の間でおこなっている。日本の電池メーカーは、ニッケル水素蓄電池やリチウム二次電池の量産開始が他国に比べ先行し、シェアも高いため、特に国際の間では、小形二次電池に関する規格、例えばIEEE規格、ANSI規格、（中国）GB規格や（韓国）KS規格の原案作成委員会にも招かれ参加している。

SC21A委員会の安全規格に対する近年の活動は、2006年のノートPC用リチウムイオン電池の市場事故の反省から、JIS C 8712（IEC 62133）では安全に対する要求が不十分であることの認識を行い、リチウムイオン電池について新たな安全試験方法を開発し、JIS C 8714 2007の素案作成をおこなった。また同時に、2008年11月には『リチウム蓄電池』として電気用品安全法が適用されることとなったが、その技術基準検討へ参加した。この日本開発の新たな安全試験方法をIEC 62133に反映させるべく、改正提案への活動をしている。この内容を盛り込んだ改正案が2009年11月に3 rdCDとして発行された。

以上

配線器具に関する電気用品安全法の技術基準省令第2項及びIEC国際整合化JISは、関係するIEC規格を基に規格化しているが、200V系を基に規定されたIEC規格とでは、定格電圧、定格電流、適用電線と絶縁距離などにおいて違いがある、今後は更に日本の提案をIECに反映させなければならない。100V系配電の日本と米国でIECへ共同して日本と米国の要望を提案しており、是非が審議されている。具体的には、IEC 60884-1（プラグ・コンセント）において、定格電流では、15A・20A・30A、電線サイズでは、日本電線に近い、AWG14（φ1.6）・AWG12（φ2）・AWG10（φ2.6）等である。

試験方法などについては、日米でも意見の別れる面もあり、会議の動向を注視し、必要に応じ日本国としての主張を行っている。

TC23の中でも特にSC23Bのスイッチ・プラグ・コンセントは、IEC規格の設立当初からある規格で、永年の欧州での実績に基づいて制定されたと思われる、他のIEC規格とは異なる基準で制定されている箇所もある。これらについては、ミーティングを通じてその規格の制定経緯等を調べることも規格を理解する上で重要な事項となっている。

最近のトピックスとして、SC23Hにおいて日本からの提案による、電気自動車の車体側の電氣的接続器としてIEC 62196-2（車両用カブラの寸法形状）が新規に提案されて、審議がされている。また、TC23のWG8において、直流配電について審議が開始され、直流での安全電圧などを含む具体的な審議がされている。

以上

9. 第23-2, 64小委員会の活動

(社)電気設備学会 技術部 事務局長
内野 博道

(社)電気設備学会で事務局を務めているSC23A、TC64の委員会活動について紹介する。

【TC23A】(電線管)

TC23/SC23Aは、IECのTC23に属する委員会に属するサブコミティーであり、電線管をはじめ配線の保護、支持、固定などを行うための電材等の国際整合化について検討を行っている。

取り扱っている規格は、IEC 60423（電線管の寸法及びネジ）、IEC 60981（極厚電線管附属品）、IEC 61084シリーズ（ケーブルトランッキングシステム）、IEC 61386シリーズ（電線管システム）、IEC 61534シリーズ（パワートラックシステム）、IEC 61537（ケーブルック）、IEC 61914（ケーブルクリート）、IEC 62275（ケーブル結束帯）などである。

【TC64】(電気設備及び感電保護)

TC64（電気設備及び感電保護）では、次の規格の作成について担当している。

- ・IEC 60364シリーズ（低圧電気設備）：
電気使用場所における交流1,000V以下、直流1,500V以下の電気設備の設計、施工、検査等に関する規格であり、IEC製品規格等に対してのパイロット的な機能をもつ規格でもある。
- ・IEC/TS 60479シリーズ（人体通過電流の影響）：
電気安全の要求事項を決定するために、人間及び家畜の感電電流の影響に関する基本的な指針を示している。
- ・IEC 61140（感電保護－設備及び機器の共通事項）：
人または動物の感電保護に関し、電気設備、システム及び機器並びにそれらの間の協調に対して共通に基本的な要求事項を定めた規格である。
- ・IEC 61200シリーズ（電気設備ガイド）：
IEC 60364を適用するに当たっての実務的なガイドを目的とした技術報告書である。
現在IEC 60364-5-52及び53並びにIEC 60364-7-704に対応したものが発刊されている。
- ・IEC 61201（規約接触電圧制限値の使用－適用ガイド）：

以上

10. 第23-3 小委員会の活動

(社)日本電気制御機器工業会 技術課長
泉二 隆正

第23-3小委員会は、機器用スイッチに関する電気用品技術基準、日本工業規格、及びIEC規格の各分野について検討を行う委員会であり、日本電気制御機器工業会（NECA）が事務局となっている。機器用スイッチは、電気用品の操作または制御に使用され、人間の動作によって操作される機械的または電子的な部品である。第23-3小委員会の活動はSC23Jの国内委員会と同時に開催する形をとっており、IEC規格の国内審議が主な活動となっている。

日本工業規格の分野では、IEC 61058-1のAmendment 2 (IEC 61058-1 Ed.3.2) を翻訳し、JIS C 4526-1の追補として2010年

IEC 60479-5（生理学的影響に関する接触電圧のいき値）に定める各種の生理学的影響、環境条件、接触状態におけるいき値と規約接触電圧の適用に対するガイドを目的とした技術仕様書である。なお、本仕様書は、直流のみを対象としている。

- ・IEC 62066（低圧交流電源システムのサージ過電圧及びサージ保護）：

低圧設備に発生する各種のサージ電圧に対する一般的な技術情報をレビューしたものである。サージ電圧に対する電力と情報システム間の関連、また、不測のサージに対するSPDの選定に関する情報も含まれている。

TC64は、1967年「建築電気設備」として設立され、前述の規格の作成について検討している。

我が国は、設立当初からTC64のメンバーとして参加している。また、1969年2月パリで開催された第1回国際会議から、ほとんど毎回メンバーを派遣するなど、積極的な活動を行っている。1996年4月の第25回国際会議は、日本（東京）で開催した。制定または改正されたIEC規格は可能な限りJIS化に反映し、国内基準等の国際整合化を進めている。

最近のトピックスとして次の事項がある。

①IEC 60364シリーズの再構築

TC64の主要な規格であるIEC 60364の構成の再構築が行われた。第1編から第7編の7編構成を、第2編及び第3編を廃止し第5編の構成とした。これは、従来からの番号を踏襲することが規格の理解に混乱をきたさないとのことから、第2編及び第3編を欠番としたものである。

②TC64のタイトル変更

TC64のタイトルが「建築電気設備」から「電気設備と感電保護」に変わった。「電気設備」に関しては、低圧における需要設備を対象としているが、「感電保護」に関しては、高圧及び低圧のすべてをその範囲としている。

③IEC 60364のタイトル変更

本規格の名称は当初「建築電気設備」であったが、モバイルやプレジャークラフトの電気設備など、建築物以外の電気設備に関する規格も含まれてきたことから、2005年以降に制定または改正された規格から、現名称「低圧電気設備」に変更している。

④国内基準への導入

1996年からIEC 60364シリーズの国内基準への導入について検討し、1999年に国内基準（電気設備技術基準の省令の解釈）へ導入が図られた。

度作成に向けて現在準備作業中。

SC23Jでは、2002年より従来の作業グループ（WG：Working Group）が、規格ごとにメンテナンスチーム（MT：Maintenance Team）として再編成され、その活動は次の通り。

- ・MT1：IEC 61058（機器用スイッチ）のメンテナンス
- ・MT2：IEC 61020（電子機器用スイッチ）のメンテナンス

IEC 61020-1（電子機器用スイッチー第1部：一般要求事項）は、日本がコンビナーとなっているMT2において、改訂第2版が平成21年に発行された。この改訂第2版には、IEC 60512(電気機構部品の試験方法) と、日本から提案したJIS C 5444（電子機器用表面実装スイッチの試験方法）が盛り込まれている。

以上

11. 第26小委員会の活動

(社)日本溶接協会 業務部 主幹
上原 昇

1996年以降、電気溶接機の国際規格を我が国の実情に対応させるために、第26小委員会ではTC26「電気溶接」に対応して活動を行っている。

電気溶接機においては、アーク溶接機器が電気用品安全法に該当しており、この分野の規格を担当している。この機器は他の電気機器と異なり、溶接電源だけ単独では溶接ができないため、溶接ホルダー、溶接ケーブルジョイント、溶接トーチ、ワイヤ送給装置、アーク起動装置などが、溶接方法に従って、組み合わせられ、溶接システムとして用いられる。これらは電気用品安全法省令2項での技術基準として必要な規格としてJIS C 9300規格群を構成する。

アーク溶接機器は主に工場など産業用として用いられており、安全教育を受けた専門家が使用している。一方、DIY等で使用される素人用の溶接電源などが民生用として販売されており、特に100Vの入力電源を用いている。当初当小委員会は、これらDIY用の機器だけを対象として活動を行っていたが、アーク溶接機器の国際規格には通常の「通則」に対応するものがなく、規格群全体を対応させる必要がでてきた。さらに、イタリアでは小型の溶接システムを作っており、将来的にDIY用として輸入される可能性がある。

12. 第34-1 小委員会の活動

(社)日本電球工業会 技術部 担当部長
赤澤 幸造

TC34は4つのSC（SC34A～D）で構成され照明関連製品の安全と性能の規格標準化を行っている。内訳は、SC34Aが一般照明用ランプ、SC34Bがランプ口金類、SC34Cがランプ点灯装置、SC34Dが照明器具をそれぞれ担当している。そのうち、SC34A～Cが34-1小委員会の担当する分野である。

各SCの制定／改正規格類（作業中のものを含む）としては、

①SC34A：

白熱電球、ハロゲン電球、蛍光ランプ、高輝度放電（HID）ランプ、自動車用ランプ（前照灯等）、無電極放電ランプ、LEDランプそれぞれの安全規格と性能規格

②SC34B：

ランプ口金、受金（ソケット）、通り／止りゲージそれぞれの安全規格と性能規格

③SC34C：

蛍光灯安定器、蛍光灯電子安定器、放電灯安定器、放電灯電子安定器、LEDランプ用制御装置それぞれの安全規格と性能規格が現存する。なお、JIS規格においてもIEC規格に整合させた

国際規格は、基本規格としてIEC 60974-1（アーク溶接機器溶接電源）が規定されており、これが100頁を超えている。他のIEC 60974規格群は、第1部と異なる部分のみを規定している。

国際規格のIEC 60974規格群は、CEマーキングを取るためにヨーロッパでは法律のように扱われている。このため、我が国からは過去にコメントを送っていたが、コメントの背景などが理解されず、採用されていなかった。そこで、1996年以降から、コメントを出すとともに、積極的にTC26に参加し、その内容を説明してきた。JISの場合は解説があるので、規定が決まった背景が理解できたが、IEC規格の規定がどのように決定されたかが不明でその背景を会議に出席し、基本規格の決定過程を理解するのに時間がかかった。

また、我が国では、アーク溶接時の電気雑音を抑えるために、溶接開始時に直流高電圧を印加する方法が用いられている。この考えはヨーロッパにはなかったので、会議場に実験装置を持ち込み、装置の原理および実験結果などかなりの時間をかけて、説明を行い、出席者の理解を得た。この結果、我が国の規定の考え方が国際規格に組み込まれた。また、溶接機器は家電製品業界に比べてマーケットが小さいので、会議への出席者が限られているため、我が国の意見を通すために、3年ごとに会議を我が国で開催した。近年、JISの審議とともに、国際規格の問題点も明らかにし、これに基づいて積極的にコメントを提出し、国際整合したJISを作りやすくしている。

以上

同名称の規格票を全て適時整備している。

34-1小委員会は年3回開催しており、IEC文書回答原案の審議と承認、IEC規格整合化JISの制定／改正原案の審議と承認、電気用品安全法技術基準等に関する改正素案の審議を行っている。また、IEC国際会議に関しては年2回開催の定例（MT）会議に34A～C各委員の3名を、年2回開催のパネル／ワークショップ会議には議題に応じてスペシャリスト2～3名の派遣を行っている。

一般照明用LEDは1996年に実用化されて以来、年々発光効率が向上しており、照明用途への商品化が急速に拡大している。一方、LED照明に関する標準化の取り組みは、これまで照明とは関係の少なかった半導体・電子部品分野の事業者からの新規参入に伴い、照明関連の既成標準類が十分活用されず、ガイドライン的な色合いの規格や試験方法の基準化が要請されている。今後、IECを中心とした国際的な規格標準化部会に、国内での成長製品戦略を見据えた日本提案、およびIEC規格に限りなく整合させたJIS規格の制定を重点テーマとしている。なお、一般照明用LEDモジュールの性能規定に関するIEC規格は現在検討されておらず、制定原案作成中のJIS規格が完成次第に、国際規格として日本から提案するべく事前活動を行っている。

以上

13. 第34-2 小委員会の活動

(社)日本照明器具工業会 技術部長
神谷 文夫

TC34は、照明関連製品の安全規格と性能規格開発を行っている。TC34では照明関連製品をランプ（光源）、ランプ口金・受金・ソケット、ランプ制御装置（安定器等）及び照明器具に分けて、各々SC34A～SC34Dの4つのSCが担当している。そのうち、SC34D（照明器具）が34-2小委員会の担当する分野である。

ランプ及びランプ制御装置に関するIEC規格では、安全規格と性能規格が制定されているが、照明器具に関するIEC規格は安全規格だけである。安全性要求事項通則としてIEC 60598-1があり、個別の照明器具に対する安全性要求事項としてIEC 60598-2-XXシリーズの21規格がある。これらの個別規格が対象とする照明器具の区分は、主に照明器具の取付け方法（定着灯器具、埋込み形等）と使用場所（道路・街路照明器具、水泳プール用等）に応じて分けられている。IEC 60598シリーズの適用範囲は、「電源電圧が1,000V以下の、電気光源用の照明器具」である。IEC 60598-1では、総則、用語及び定義、照明器具の分類、表示、構造、外部及び内部配線、保護接地、感電保護、じんあい・固形物・水気の侵入保護、絶縁抵抗・耐電圧・接触電流・保護導体電流、絶縁距離、耐久性試験及び温度試験、耐熱性・耐火性・耐トラッキング性、ねじ端子及びねじなし端子について規定している。照明器具は、電氣的にはランプ、ランプ制御装置及びソケット等の配線部品から構成されており、これらの構成部品に対する要求事項はそれぞれの構成部品の安全

規格を引用して規定している。

34-2小委員会は年2回開催しており、IEC 60598シリーズのIEC文書回答原案、IEC 60598シリーズの整合JIS制定／改正原案、及び照明器具に関する電気用品安全法技術基準等に関する事項の審議の他、IEC国際会議への委員派遣を行っている。SC34A～SC34Dはそれぞれ密接に関係しており、各国代表委員も重複していることが多いため、国際会議は同じ場所、期間で年に2回開催されている。

近年、LED照明が急速に普及し始めており、TC34においてもLED照明関連製品に関する新規格制定や規格改正に関する審議が多くなってきた。SC34Aにて、LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置、電球形LEDランプ等に関するIEC規格が順次整備されつつある。SC34DではLED照明器具に関する安全性要求事項は、基本的には現行のIEC 60598シリーズで対応できると考えられている。ただし、LED照明器具は従来の照明器具のように、標準化され市販されているランプを使用者が購入して交換するという前提が成立しないものが主流であり、今後、LED照明器具に関する性能規格の必要性や安全性要求事項の追加、修正についても議論されるであろう。国内では、LEDモジュール、LEDモジュール用制御装置等のIEC安全規格に整合したJIS制定が順次進められているが、電気用品安全法におけるLED照明製品の対象となるものが電気スタンド、ハンドランプ、庭園灯器具、装飾用電灯器具、広告灯等で限定的であり、LEDダウンライト、LEDベースライト、LED防犯灯等には及ばないという課題があるため、対象を拡大して使用者の安全を確保する必要があるとの観点から検討を行っているところである。

以上

14. 第37-2, 51 小委員会の活動

(社)電子情報産業協会 電子部品部 IEC担当
中山 恵次

【SC37A、SC37B】

SC37A及びSC37Bは、雷サージ関係のIEC 専門委員会であるTC37（避雷器）のSub-Committeeとして、低圧系サージ防護デバイス（SPD）関連規格の制定・改正を行っている。

【SC37A】

SC37Aでは、低圧配電システムに接続するSPD、通信及び信号回線に接続するSPDに関する両規格の「試験方法及び所要性能」並びに「選定及び適用基準」に関する規格を検討している。SC37AはWG3、WG4及びWG5の3つの作業グループがあり、WG3は「低圧配電システムに接続するSPDの選定及び適用基準」、WG4は「通信及び信号回線に接続するSPDの試験方法及び所要性能」並びに「選定及び適用基準」、WG5は「低圧配電システムに接続するSPDの試験方法及び所要性能」の規格を検討している。

2009年度のSC37A委員会の活動としては、日本にとっての課題である日本の低圧配電系における一時的過電圧(TOV)の規格値（現在TOV値がAC1,200V）の改定をSC37AのWG5で進め、日本の提案内容（600+URef）をIEC 61643-11 Ed1.0のCDVに盛り込んだ。また、新たな取り組みとして、IEC 61643-12 Ed2.0に風力発電設備及び太陽光発電設備の雷対策の適用基準を規定するため、WG3でEN規格案を元に検討を始めた。

【SC37B】

SC37Bは、SPDに使用する素子・部品の関連規格を検討している。作業グループはWG1、WG2とWG1の規格をメンテナンスするMT1及びWG2の規格をメンテナンスするMT2

【TC51】

TC51は、磁性部品とフェライト材料関連規格の制定・改正を行っており、1992年以来、日本が国際幹事国を務めている。TC51には3つの作業グループ（WG）があり、WG1は「フェライト及び圧粉磁心」、WG9は「インダクティブ部品」、WG10「高周波EMC対策用磁性材料及び部品」といったいずれも日本が世界をリードしている製品の規格開発を行っている。その他にメンテナンスチーム（MT）としてMT5（巻

鉄心及び積層鉄心）、MT7（マイクロ波磁気特性）がある。TC51における国際規格件数は72件（2010年1月現在）あり、そのほとんどが日本からの新規提案及び改正案が規格化されている。

WG1では、フェライト及び圧粉磁心に関する規格の作成、改正に取り組んでいる。2009年度は「フェライトコアの磁心定数の計算法」、「フェライトの寸法呼称」の改正を行った。今後は、「フェライト磁心のインダクタンスファクター（AL値）とその公差」について、各国のフェライトメカに現有の加工機精度の調査を要請し、その結果を収集した上で規格改正を行う。

WG9では、主として高周波チップインダクティブ部品に関する規格開発に取り組んでおり、市場のニーズに対応した標準化を日本主導で行っている。現在、IEC 62024シリーズ、IEC 62025シリーズをTest method (Electrical)、Test method (Non – Electrical)、Product Standardの3つのカテゴリーに分類した規格体系を提案している。また、日本から提案している「電子機器及び通信機器用表面実装固定インダ

15. 第65小委員会の活動

(社)日本電気計測器工業会 技術・標準部長
新畑 隆司

TC65は、「連続、バッチ関連の工業プロセスにおける計測と制御のためのシステムと要素における規格」を制定する技術委員会であり、TC65下には4つの分科委員会がある。

- ・TC65（工業用プロセス計測制御）：
 - 幹事国フランス、議長国ドイツ
- ・SC65A（システム一般）：
 - 幹事国イギリス、議長国アメリカ
- ・SC65B（装置及びプロセス分析）：
 - 幹事国アメリカ、議長国ドイツ
- ・SC65C（工業用ネットワーク）：
 - 幹事国フランス、議長国カナダ
- ・SC65E（企業システムにおけるデバイスと統合）：
 - 幹事国アメリカ、議長国フランス

TC65国際委員会のミラー委員会としては、下記の国内委員会を組織して規格提案／規格審議を行っている。

<WG／MT構成>

- TC65（工業用プロセス計測制御）
 - └WG1（用語及び定義）
 - └WG10（ネットワークシステムセキュリティ）
 - └WG13（安全要求）
- └SC65A（システム一般）
 - └WG4（静電及び電磁気干渉<MT61326>）
 - └WG14（機能安全ガイド）
 - └MT61508（機能安全）
 - └MT61511（プロセス工業機能安全）
 - └MT61512（バッチ制御）
- └SC65B（装置及びプロセス分析）
 - └WG5（温度検出端）
 - └WG6（試験及び評価法）
 - └WG7（プログラマブルコントローラ）
 - └WG9（調節弁）
 - └WG14（分析計）
 - └MT15（ファンクションブロック）

クタ」の規格がNPとして承認される見通しとなり、日本をリーダーとするプロジェクトを発足させる予定である。

WG10では、ノイズ抑制シート（NSS）の規格開発を進めている。ノイズ抑制シート（NSS）は、電子機器の高周波化と高密度集積化に伴う電磁干渉を抑制するためのシートである。2009年度は、「ノイズ抑制シートの特性パラメータ」について規格制定を行った。今後は、2010年のNP登録を目標に新測定方法の提案を行う。MT7では、既存規格のメンテナンスに重点を置いている。マイクロ波磁性材料の評価規格であるIEC 60556（マイクロ波用ジャイロ磁性体特性試験方法）を更新したが、測定項目として強磁性共鳴半幅幅の新しい測定方法の追加を検討している。

2009年10月15、16日に中国シンセン市でTC51の総会及び各WG会議が開催された。各WG会議では、現在進行中のプロジェクトの他に各WGより新規格開発の概要が提案された。2010年11月のミュンヘン会議までに提案元の担当国が新規格案の検討を行う。

以上

- └SC65C（工業用ネットワーク）
 - └MT9（フィールドバスメンテナンス）
 - └JWG10（工業用ケーブル）
 - └WG12（フィールドバス機能安全）
 - └WG13（サイバセキュリティ）
 - └WG15（高可用性ネットワーク）
 - └WG16（無線ネットワーク）
 - └WG17（無線・共存ネットワーク）
- └SC65E（企業システムにおけるデバイスと統合）
 - └WG2（製品諸元とクラス分類）
 - └WG3（コミッションング）
 - └WG4（フィールドデバイスツール）
 - └JWG5（ビジネス及び製造システム統合）
 - └JWG6（デバイスプロファイル）
 - └WG7（プロセス制御ファンクションブロック）
 - └／デバイス記述言語）
 - └WG8（OPCユニファイドアーキテクチャ）

1998年5月にはTC65プレナリ会議を東京で開催するなどTC65の活動に貢献し日本のプレゼンス向上に努めてきた。

近年生産現場の生産性、品質、安全性を向上させるためのデジタル通信技術であるフィールドバス関連の規格策定が活発に行われている。これらの技術は、単に情報技術による我が国の生産システムの最適化を実現するだけでなく、国内外の異なったオートメーション・サプライヤの様々な装置間の相互運用性による自由度の高い生産システムの構築と国際環境への整合を実現するという意味で、我が国の産業界として協力して優位性を確保するための国際標準化活動を進めていく必要がある。

また、中国の提案によって産業用機器向け電気安全要求のIEC 新規格開発がなされており、IEC 61010シリーズにIndustrial Automationのカテゴリーを設ける方向で進められている。安全は産業設備の基本であり、国際環境への整合を実現するという意味で、我が国の産業界として協力して優位性を確保するための国際標準化活動を進めていく必要がある。

中国GB規格制定とIEC規格開発が並行／独立して進行しているので、今後の動向を把握し、適切な国内対応が必要である。

以上

16. 第89, 101, 104 小委員会の活動

（財）日本電子部品信頼性センター 技術部長
佐々木 修三

【第89小委員会】

TC89（耐火性試験）（幹事国：カナダ）は、火災の危険性に関する試験方法、評価方法及び指針であるIEC 60695シリーズの規格を作成・維持している技術委員会である。TC89はIECの中で安全に関する「横断的技術委員会」と位置付けられ、IEC 60695は他の製品技術委員会が作成する規格において、火災安全の必要に応じて使用することになっている。

TC89には三つの作業部会（WG）がある。各々の担当領域は下記のとおりである。

- ・WG10（一般指針、危険性アセスメント及び火災安全技術、並びに用語）：
電気製品の耐火性の一般指針、火災危険性アセスメント指針及び用語を取り扱っている。
- ・WG11（燃焼生成物（発熱、煙、腐食性及び毒ガス）：
これらの燃焼生成物に関する試験方法とその指針を作成している。
- ・WG12（試験用火災と熱に対する抵抗性）：
火災及び非火災の熱源を用いた着火性試験及び燃焼の拡がりの試験方法、及びその指針を作成している。

耐火性試験に関する文書（プロジェクト）は上述のように「IEC 60695」で識別され、その後にさらに各文書がカバーする領域を示す枝番が付けられている。耐火性試験に関する規格は、技術報告書（TR）及び技術仕様書（TS）を含めて39規格が発行され、16規格が審議中である。これらの規格は、一般家庭用及び事務用電気製品、輸送機器の電気設備、電力設備、電線、絶縁油などの製品用の材料を選択する際に火災安全を考慮する方法として広く利用されている。

TC89が作成するIEC規格及び一致JIS規格は、電気・電子製品全般にわたる火災安全性の評価のためのガイド及び試験方法を規定するもので、電気・電子製品の火災安全性の確保に貢献している。最近は製品の安全性責任の明確化や、積極的に自由な安全設計を求める状況から、電気製品の火災安全性を総合的・包括的に評価する指針の必要性が生じてきており、TC89においてもそれに対応して規格の拡張を検討している。このような状況下で、多くの電気・電子製品を製作、輸出している我が国にとっては、これらのIEC規格及びその動向は影響が大きく適切な対応が求められる。今後も国内委員会において十分に検討し、国際審議の場で我が国の意見が反映されるよう積極的に対応していく。

【第101小委員会】

TC101（静電気）（幹事国：ドイツ）はTC15（絶縁物）傘下のSC15D（静電気）の活動を引継ぎ、1996年から活動を開始した比較的若い技術委員会である。なお、TC101はIECの中で安全に関する「横断的技術委員会」と位置付けられている。

対象領域は電気・電子製品のほか、建築物（床など）、作業時に着用する衣服、靴、さらにフレキシブルコンテナを含む各種梱包材料にまで及んでいる。これらについて、静電気耐性や安全性及びそれらの評価の観点から、静電気現象の原理と計測へのガイド、静電気の測定法、静電気効果のシミュレーション方法、特定用途向け標準試験法、静電気現象からの電子デバイスの保護の5項目について下記二つの作業委員会（WG）と一つの（ISO／TC 122／SC3との）共同作業委員会（JWG：Joint Working Group）で規格制定のための審議が行われて

いる。

- ・WG5：静電気に対する電子デバイスの保護
- ・WG6：静電気放電シミュレーション試験方法
- ・JWG7：フレキシブルコンテナの静電気特性―試験方法

これらのWGに併行して二つのPT（Project Team）が活動している。さらに数年前から、上記シミュレーション試験方法に関してもTC47とのJWGが発足し、両TC間で重複する規格の調整などが審議され、TC101はESD―シミュレーション関係の波形の標準化を主として担当することになった。

TC101が作成する規格群は、IEC 61340シリーズ11規格（うち、Technical Report：2件）が発行され、9規格が審議中である。各シリーズの規格は、さらに各文書がカバーする領域を示す枝番が付けられている。

静電気に関してIEC規格のJIS化作業が行われるようになったのは、他のTCに比べかなり遅く、平成12年度に、TC101国内委員会と連携してJIS原案作成委員会が設置されてからである。TC101（静電気）が対象とする領域は多岐にわたっており、したがって、テーマを共有する関連TCも少なくない。このため、JWGが順次設けられて活動していることは上に述べたが、今後もこれらに関連するTC間の調整あるいは共同作業の推進が標準化活動での一つの課題である。

TC101国内委員会と連携して設置されているJIS原案作成委員会において、TC101が作成した規格群IEC 61340シリーズのJIS原案作成が進められている。平成21年11月末現在、JIS C 61340シリーズは7規格（うち1件は国際規格がTR文書のためTR C 0036）が発行され、いずれも国際一致規格となっている。またIEC 61340シリーズの規格とJISとの整合性を図る努力が、JIS原案作成委員会で行われている。

【第104小委員会】

TC104（幹事国：スウェーデン）は、すべての電気・電子製品に共通する環境条件とその分類及び試験方法関連の規格を作成する技術委員会、IECの中で安全に関する「横断的技術委員会」と位置付けられている。

TC104では、振動試験方法とその選択に関する指針、最適な環境試験方法の開発、製品が置かれる環境データの収集とそのデータベース化、既存規格の見直し等のテーマを、二つのWG、一つのPT（Project Team）及び三つのMT（Maintenance Team）で審議している。各WG、PT、MTの担当分野は下記のとおりである。

- ・WG14：気象的環境データ
- ・WG15：動的環境データ
- ・MT16：耐候性環境分類及び試験方法
- ・MT17：動的環境分類及び試験方法
- ・MT18：特殊ケース（MT16及びMT17担当範囲以外）

TC104が作成する規格群は、主として試験方法規格のIEC 60068シリーズ53規格、主として環境条件の分類規格のIEC 60721シリーズ26規格（うち、Technical Report：8件）が発行され、再シリーズで16規格が審議中である。各シリーズの規格は、さらに各文書がカバーする領域を示す枝番が付けられている。なお、IEC 60068シリーズの規格には、SC48B及びTC91が作成したものが上記の53規格以外に含まれている。TC104国内委員会と連携して設置されているJIS原案作成委員会においては、TC104が作成した規格群IEC 60068シリーズ、IEC 60721シリーズの国際規格のJIS原案作成が進められている。

以上

17. 第108小委員会の活動

（社）ビジネス機械・情報システム産業協会
標準センター 担当部長 大野 克行

IT機器・オーディオ・ビデオ機器のデジタル化、ネットワーク化、多機能化、複合化への発展に伴い、安全性に係わる基準、判断も益々複雑化してきた。これに対応していくためIECでは従来のTC74（IT機器の安全性）、及びTC92（オーディオ・ビデオ及び関連電子機器の安全性）を統合し2001年9月、新たにTC108（IT機器、オーディオ・ビデオ及び関連電子機器の安全性）を設立した。

このTC108設立に伴い、2002年4月、我が国では第108委員会が設立され、その国内審議団体として（社）ビジネス機械・情報システム産業が引受けることとなった。

【TC108のタイトル及びスコープ】

- 1）タイトル：
オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性
- 2）スコープ：
オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全分野における標準化。加えて、情報通信機器の省エネを含むエネルギー効率についての要求を検討する。（設立当時のスコープによる）

【第108委員会の役割】

- 1）TC108の国内委員会
TC108（オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性）の国内委員会として、TC108のスコープに係わる新規提案、審議文書の審議、修正提案、国際投票の回答原案作成等を行う。
- 2）電気用品技術基準IEC 整合化
IECに整合した電気用品技術基準案の検討等を行う。
- 3）JIS原案の作成
TC108が扱うIECの整合JIS原案作成作業等を行う。

【第108委員会の主な活動】

TC108では、統合に伴うTC74及びTC92の対応に加え、新たな視点に立った「ハザード別安全基準（HBS）」が提案された。この為、我が国としても、IT機器、オーディオ・ビデオ機器分野で世界のリーダー的役割を果たす必要があり、積極的な活動が図れるよう、第108委員会を74分科会、92分科会、HBS分科会を構築した。

74分科会では、第108委員会発足以前より審議している、国際規格IEC 60950-1（Information technology equipment-Safety-Part1:General requirements）の継続審議をし、2001年4月のIEC制定後も、TC108/MT2のエキスパートとして参画

している。国内でも、IECに整合するJIS制定の必要性が論じられ、2003年10月よりJIS原案作成委員会、分科会を発足しJIS規格（JIS C 6950-1）は、2009年4月に制定された。

一方、92分科会では、IEC 60065（Audio,video and similar electronic apparatus-Safety requirements）の審議をし、2001年に第7版が制定された後も、TC108/MT1のエキスパートとして委員が参加しメンテナンスの審議を継続している。IECに整合するJIS規格（JIS C 6065）は、2003年10月に原案作成委員会を発足し2007年に制定された。

2005年の環境配慮設計に関わるTC108/WG10の発足に伴い、国内ではWG10分科会（環境）を発足させた。WG10は、TC111/WG2とリエゾン（子親）関係にあり、環境配慮設計に関してIEC 62430がIT製品全般の規格とIEC 62075がICT製品の規格である。国際会議にも毎回参加し、日本からのコメントはほぼ反映され、2008年頭にICT環境配慮設計規格IEC 62075が制定された。2009年3月には、TC108/WG10がTC108/WG ENV（環境配慮設計）として再発足し、これに伴い国内では、WG環境分科会を発足させ、IEC 62075のメンテナンスと、新規格 IEC 62623（PCのエネルギー消費に関する測定方法）の審議を開始した。

2009年4月には、74分科会はMT2分科会、92分科会はMT1分科会に名称を変更し、第108委員会は、新たに4つの分科会で構成し、審議活動を行うこととなった。

TC108は、設立当初から隔年に総会を、毎年数回の分科会を開催し、日本からは毎回複数のエキスパート委員が参加するとともに、2003年10月、2006年3月にHBS分科会、及び2008年10月に総会（HBS分科会、MT2分科会を含む）を日本の松江市で開催している。制定された主な国際規格及び第108委員会が作成した対応JISは次のとおりである。

- ・オーディオ・ビデオ及び関連電子機器の安全性：
IEC 60065（JIS C 6065及び追補版）
- ・IT機器の安全性：
IEC 60950及びIEC 60950-1（JIS C 6950及びJIS C 6950-1）
- ・環境配慮設計：
IEC 62075（JIS C 62075）
- ・ハザード別安全基準（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術の機器の安全性：
IEC 62368-1

【課題と展望】

ハザード別安全基準（オーディオ・ビデオ、情報及び通信技術の機器の安全性）IEC 62368-1が2010年1月に制定され、その改訂版の審議がすでに開始されている。日本からは複数のDCを提案し、現在審議が進んでいるが、安全性に関する本規格は、国際的に注目が集まっていることを反映して、多くのDCが提出されている。今後もHBS分科会の活動が第108委員会の中で大きな比重を占めるであろうと考えている。

以上

18. 第99小委員会の活動

(社)日本電気協会 技術部 部長
氏家 徳治

規格はIEC 61936-1「交流1kV超過・直流1.5kV超過の電力設備のシステムエンジニアリング及び施工」であり、高圧・特別高圧電気設備に関わる我が国の「電気設備技術基準」に対応するものである。平成14年の初版発行以来、わが国への導入について検討を進めてきた結果、安全面において問題のない箇条については、平成22年1月に「電気設備技術基準の解釈」に取り入れられた。本規格の特徴などは以下のとおりである。

- a) 定性的な箇条が半分程度を占めている。
IEC加盟各国の異なる事情を踏まえて弾力的な記述になっており、具体的な実現手段については、各国の規程による必要がある。
b) 他法令関連の箇条が含まれている。
建築基準法、消防法、労働安全衛生法などに関わる箇条が含まれているため、電気設備技術基準に関係する箇条のみ取り入れ対象とした。
c) 民間規格・マニュアルレベルの内容まで含まれている。
先進国以外の国が使用することを考慮し、わが国における民間規格レベル・マニュアル的な内容まで含まれている。

以上

19. ISO70小委員会の活動

(社)日本陸用内燃機関協会 企画部長
松本 瑞世

【ISO70小委員会について】

ISO70小委員会は幹事事務局を(社)日本陸用内燃機関協会（以下当協会）に置き、電気用品の中の「携帯発電機」を担当し、省令第1項、省令第2項の技術的事項に関する調査・検討を目的に活動して来た。構成メンバーは当協会の携帯発電機技術部会委員を中心に、(社)日本電機工業会ほかの関連団体および使用者・試験機関にもご参加を頂いている。

【活動経過】

平成7年に「規制緩和推進計画」が閣議決定され、規格・基準等の国際整合化が進められた。平成8年に電気用品調査委員会事務局分室である(財)電気安全環境研究所（JET）および当協会の携帯発電機技術部会の委員を中心に、携帯発電機のISO規格「ISO8528-8（10kWまで）」に対応する電気用品技術基準についての国際整合規格原案の検討を開始し、平成9年3月に第1版が発行された。平成10年3月に技術上の基準〔省令第2項：J8528-8（附表1-6-126）が公布された。

しかし、省令第1項では発電機の適用範囲が3kVA以下となっているのに、省令第2項：J8528-8では適用範囲が10kWまでとなっていることや用途、電圧、ISO・IEC適用試験項目等に差異があることが課題として残った。

なお、本規格の改訂版の検討も進められており、すでにFDIS投票の直前段階まで至っている。改訂版については、平成22年5月発行の見通しである。この改訂版についてもわが国への取り入れ検討を進めている。

TC99国内対策委員会および「電気設備技術基準国際化委員会」において、電気設備技術基準あるいは電気技術に精通している委員を中心として、わが国への取り入れにあたって、安全面などの技術検討を進めてきた。また、定性的な箇条を補完するための「解説」の整備に力を注いできた。これらの検討にあたっては、実際に欧米各国に出向いて技術者との意見交換をしたり、設備視察などを行って、技術課題の究明、解決に向けて検討を進めてきた。IECの技術に精通している委員も多く、非常に活発な討論が行われている。

IEC 61936-1の取り入れは、電技解釈第272条へのパッケージ取り入れの形態で検討が進められてきたが、従来の解釈に規定されていなかった接地等電位ボンディング、EMC・雷過電圧保護について、IECの知見を解釈に新たに織り込む方向で検討を行っている。

また、TC99においては、HVDCが次のテーマとして検討がスタートした。ただし、HVDCについては、TC115でも検討が始まったばかりであり、スコープの重なりなどについて調整が必要な状況である。

以上

- ・省令第1項：
300V以下で3kVA以下（旧電気用品取締法時代からの基準）
- ・省令第2項：
500V以下で10kWまで「ISO8528-8」規格に対応した基準）
この課題に対処するために省令第2項の見直し作業を行うことになり、平成13年度に事務局分室の「JET」と当協会のメンバーによる確認試験や検討がなされた。検討結果は「電気用品技術基準国際化調査研究報告書別冊（平成13年度）」としてまとめ、平成14年3月末にJETより経済産業省資源エネルギー庁に提出し、省令第2項「J8528-8（H14）」として発行された。その後も、技術上の基準「省令第2項」の改正審議が行われ、平成15年3月に改正原案が提出され、平成16年に「J8528-8（H16）・別紙199」として公布された。

- また、当協会の協会規格（LES規格）の中に以下の携帯発電機関連の4規格があり、この見直し作業、管理も担当している。
 - ・LES5101：「携帯発電機のカatalog仕様及び諸元様式」
 - ・LES5102：「携帯発電機」（省令第1項技術基準の説明）
 - ・LES5103：「携帯発電機自主検査マニュアル」（電気用品安全法技術基準遵守のために）
 - ・LES5104：「携帯発電機・省令第2項（J8528-8）についてのデビエーション・運用・解説」

現在、特に問題となる事項がないために小委員会は開催しておりませんがISO規格の改定等を見守り必要に応じて再開する予定。

以上

V. 参考資料

1. 電気用品調査委員会から国へ提出した要望案件リスト

過去（2000年以降）に電気用品調査委員会から経済産業省 製品安全課へ提出した、省令第1項と省令第2項の制改定要望案件一覧を表5-1に示す。

表5-1 電気用品調査委員会から国へ提出した制改定要望案件一覧（2000年～）

電気用品調査委員会		省令第1項		省令第2項	
開催年	開催数 (開催日)	項目	件数	項目	件数
2009年 (平成21年)	第76回 (11月12日)	――	―	AV機器（JIS C 6065 追補） 照明器具（JIS C 8147-2-11）	1 1
	第75回 (7月23日)	――	―	電波雑音（J55001、55013、55022）	3
	第74回 (5月13日)	カメラハウジング 電線管	1 1	――	―
2008年 (平成20年)	第73回 (3月13日)	事故例特別WG検討分 磁石式プラグ 速結端子	10 1 1	ヒューズ（JIS C 6575 シリーズ、6691） 電動工具（JIS C 9745 シリーズ） アーク溶接機（JIS C 9300 シリーズ） 情報機器（JIS C 6950-1） 接続機具（JIS C 2814 シリーズ） ライティングダクト（JIS C 8473）	3 17 6 1 5 1
	第72回 (12月18日)	――	―	電線（JIS C 3663 シリーズ） 安定器（JIS C 8147 シリーズ）	3 2
	第71回 (7月9日)	――	―	――	―
2007年 (平成19年)	第70回 (3月12日)	――	―	機器用カブラ（JIS C 8283 シリーズ） 電線（JIS C 3667） 変圧器（JIS C 61558 シリーズ）	6 1 16
	第69回 (10月17日)	――	―	家庭用治療器（JIS C 9335 シリーズ）	5
	第68回 (7月11日)	LED	1	AV機器の安全性（JIS C 6065）	1
2006年 (平成18年)	第67回 (3月14日)	――	―	ランプソケット（JIS C 8280） プラグ・コンセント（JIS C 8285-1） ボックス・エンクロージャ（JIS C 8462 シリーズ） プラグ・コンセント（JIS C 8282 シリーズ） 電気機器の安全性（JIS C 9335 シリーズ）	1 1 3 7 6
	第66回 (10月25日)	文書裁断機	1	家電機器の安全性（JIS C 9335 シリーズ） 電動工具（JIS C 9029 シリーズ） ソケット（JIS C 8122） シュレッダー（J60950）	9 12 1 1
	第65回 (7月12日)	――	―	――	―
2005年 (平成17年)	第64回 (3月15日)	――	―	ミニチュアヒューズ（JIS C 6575 シリーズ） 家電機器の安全性（JIS C 9335 シリーズ） ライティングダクト（JIS C 8472） ランプソケット（JIS C 8121 シリーズ） 機器用スイッチ（JIS C 4526 シリーズ） ランプ制御装置（JIS C 8147 シリーズ） 電線管（JIS C 8461 シリーズ）	4 48 1 2 4 5 4
	第63回 (10月12日)	白熱電球 蛍光灯 安定器	1 1 1	――	―
	第62回 (7月20日)	雑音の強さの測定方法	1	電波雑音（J55001、55015）	2

電気用品調査委員会		省令第1項		省令第2項	
開催年	開催数 (開催日)	項目	件数	項目	件数
2004年 (平成16年)	第61回 (10月13日)	電線及び電気温床線 コンデンサ サーモスタット 電子機器用スイッチ	1 1 1 1	家電機器の安全性 (JIS C 9335 シリーズ) ソケット (JIS C 8324) 電気制御装置 (JIS C 9730 シリーズ)	9 1 1 19
	第60回 (7月16日)	キャブタイヤケーブル 溶接用ケーブル	1 1	電線 (JIS C 3662 シリーズ、3663 シリーズ) 家電機器の安全性 (JIS C 9335 シリーズ) 温度ヒューズ (JIS C 6691)	13 11 1
2003年 (平成15年)	第59回 (10月23日)	電線管	1	電源装置の安全性 (JIS C 61558 シリーズ) 機器用カブラ (J60320-2-2) 接続ボックス (J60998-2-5)	7 1 1
	第58回 (7月11日)	直流電源装置 電線管 雑音の強さの測定方法	1 1 1	――	――
2002年 (平成14年)	第57回 (9月18日)	ネオン変圧器	1	カブラ (J60320 シリーズ) タイマスイッチ (J60669-2-3) エアコン (J60335-2-40) スイッチ (J61058 シリーズ) 安定器 (J61347 シリーズ) ネオン変圧器 (J61347-2-10、61050) 携帯発電機 (J8528-8) 情報技術機器の安全 (J60950)	4 1 1 2 4 2 2 1 1
	第56回 (7月2日)	――	――	――	――
2001年 (平成13年)	第55回 (11月14日)	平形導体合成樹脂絶縁電線 可燃性冷媒冷蔵庫	1 1	消費電力の表示 (J6005第5、6版) 電波雑音 (J55001、55013) 電線 (J60227 シリーズ、60245 シリーズ) ヒューズ (J60127 シリーズ) スイッチ (J60669 シリーズ) 家電機器の安全性 (J60335 シリーズ) 白熱電球 (J60432) 安定器内蔵ランプ (J60968) 蛍光灯 (J61195、J61199)	2 2 14 4 2 11 1 1 2
	第54回 (7月17日)	電線 (可とう導体ケーブル)	1	――	――
2000年 (平成12年)	第53回 (11月28日)	――	――	電子機器の安全 (J60065) ソケット (J60238、60400、61184、60838 シリーズ) 家電機器の安全性 (J60335 シリーズ) 照明器具 (J60598 シリーズ) 情報技術機器の安全 (J60950) トランス (J61558 シリーズ) リモコンリレー (J60669-2-2) コネクタ (J60998-1)	1 5 13 8 1 10 1 1
	第52回 (6月14日)	浴槽用電気温水循環浄化器	1	家電機器の安全性 (J60335 シリーズ) 照明器具 (J60598-1)	11 1

2. 電気用品調査委員会での審議項目

過去（平成元年度以降）に開催した電気用品調査委員会における審議項目について表5-2に示す。

表5-2 電気用品調査委員会における審議項目一覧

開催数	開催日	議 題
第28回	H1/3/28	(1)省令第1項改正案（別表第4の一部改正）について
第29回	H1/5/31	(1)平成63年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成元年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)「遠隔操作機構を有する電気用品に関する電気用品の技術上の基準を定める省令及び細則改正」に関する報告書（案）について (4)専門部会及びWG廃止（案）について
第30回	H1/12/14	(1)省令第1項原案（電気用品の雑音強さの測定方法）の報告について (2)省令第2項J規格（IEC60950の採用）について
第31回	H2/3/12	(1)「電気用品に使用されるサーモスタットの試験方法」に関する報告書（案）について (2)「電気用品に使用される機器用電線の燃焼試験方法」に関する報告書（案）について (3)「電気用品に使用されるブラウン管の試験方法」に関する報告書（案）について (4)「電気用品に使用される外郭用合成樹脂材料の水平燃焼試験方法」に関する報告書（案）について (5)「電気用品に使用される熱可塑性プラスチックのボールプレッシャー温度限度確認試験」に関する報告書 (6)「電気用品に使用される部品及び材料の試験方法等」に関する報告書（案）について
第32回	H2/5/28	(1)平成元年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成2年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)高調波専門部会（仮称）設置について (4)平成2年度事業の進め方について (5)テレビジョン受信機の技術基準等に関する報告書（案）について
第33回	H2/12/21 (書面審議)	(1)「電気用品に使用される印刷回路用積層板の垂直燃焼試験」に関する報告書（案）について
第34回	H3/5/27	(1)平成2年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成3年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)電気用品調査委員会規約改正案について (4)電気用品の漏洩電波の安全性に関する調査研究報告書（案）について (5)太陽発電システムの電気用品技術基準等に関する報告書（案）について (6)省令第2項J規格原案（14規格）について
第35回	H3/11/5 (書面審議)	(1)省令第1項改正案（別表第4の一部改正）について
第36回	H4/5/21	(1)平成3年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成4年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（別表第8の一部改正）について
第37回	H4/11/27	(1)平成4年度上期事業経過報告について (2)省令第1項改正案（別表第4、5、6、7、8の一部改正）について (3)昭和62、63、平成元年度の電気用品事故例の調査検討結果について (4)電気事故情報集約表（平成2年度）について
第38回	H5/5/27	(1)平成4年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成5年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（別表第2、別表第6、別表第8の一部改正）について (4)平成2年度分電気用品事故例分析結果報告書について (5)電気用品技術基準省令第2項のデビエーション改正について
第39回	H6/5/26	(1)平成5年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成6年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインについて (4)電気用品に使用される合成樹脂材料の垂直燃焼試験方法に関する報告書（案）及び電気用品技術基準の燃焼試験方法の適用拡大（案）について (5)省令第2項J規格改正案（6規格）について (6)平成3年度分事故例分析結果報告書（案）について
第40回	H6/7/15 (書面審議)	(1)第三者認証制度のありかた（骨子・報告書）について

開催数	開催日	議 題
第41回	H7/5/24	(1)平成6年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成7年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画（案）について (4)省令第1項改正案（太陽発電システム用開閉器及び接続器、携帯用発電機の容量拡大）の検討依頼について (5)省令第2項J規格改正案について (6)電気用品規格・基準本部（仮称）の設立について
第42回	H7/10/18	(1)太陽光発電システム用開閉器及び接続器の技術基準（案）について (2)携帯用発電機の容量拡大等に伴う技術基準（案）について (3)小出力水力発電設備の技術基準（案）について (4)小出力風力発電設備の技術基準（案）について
第43回	H8/5/27	(1)平成7年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成8年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)平成4年度分電気用品事故例分析結果報告書について (4)電気用品技術基準別表第八部改正について (5)電気用品の雑音強さの測定方法について (6)電気用品に使用される合成樹脂材料の推奨試験方法改正について (7)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画について (8)電気用品等規格・基準国際化本部の設置について
第44回	H9/5/29	(1)平成8年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成9年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)平成5、6年度分電気用品事故例分析結果報告書について (4)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン改正（案）について (5)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画について (6)電気用品等規格・基準国際化本部活動概要について
第45回	H9/12/3	(1)観賞魚用ヒーターの安全性向上に関する報告書（案）について (2)電気用品技術基準国際整合化（案）について
第46回	H9/2/27	(1)電気用品技術基準国際整合化（案）について (2)雑音の強さに関する技術基準の国際整合化（案）について
第47回	H10/5/27	(1)平成9年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成10年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画（案）について (4)高調波専門部会の業務移管について
第48回	H10/9/1 （書面審議）	(1)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン一部改正（案）について
第49回	H10/12/25 （書面審議）	(1)省令第1項改正案（電線及び電気温床線の「耐寒性試験」）について
第50回	H11/5/18	(1)平成10年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成11年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)平成7、8、9年度電気事故例分析結果報告書について
第51回	H11/12/24	(1)省令第1項改正案（電線及び電気温床線「1. 電線(6)コード」）について (2)省令第1項「浴槽用電気温水洗浄装置」及び「IEC規格の国際整合化」についての検討依頼
第52回	H12/6/14	(1)平成11年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成12年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（浴槽用電気温水循環浄化器）について (4)省令第2項J規格原案（家電機器の安全性、照明器具12規格）について (5)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画について (6)平成10年度電気用品事故情報集約表（最終報告）について
第53回	H12/11/28	(1)省令第2項J規格原案（家電機器の安全性、トランス他40規格）について (2)絶縁材料の温度上昇限度値に関する改正案（J60065、J60950）について (3)ネオン変圧器二次巻線接地タイプの検討依頼 (4)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実施状況報告書について (5)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン改正案について
第54回	H13/7/17	(1)平成12年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成13年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)委員会規約一部改正について (4)省令第1項「雑音強さの測定方法」の見直し依頼 (5)省令第1項改正案（可とう導体ケーブル）について (6)家電・汎用品高調波抑制ガイドライン実施状況の報告 (7)平成11年度分電気用品事故情報集約表（中間報告）について

開催数	開催日	議 題
第55回	H13/11/14	(1)省令第1項改正案（平形導体合成樹脂絶縁電線）について (2)省令第1項改正案（可燃性冷媒冷蔵庫等）について (3)電波雑音関連J規格（J55001、55013）について (4)IEC整合規格原案（全35規格）について (5)消費電力の表示（J6005第5版、第6版）について (6)平成11年度電気用品事故情報集約表（最終報告）について
第56回	H14/7/2	(1)平成13年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成14年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)ネオン変圧器二次巻線接地タイプについて (4)家電・汎用品高調波抑制ガイドライン実施状況の報告 (5)平成12年度電気用品事故例について
第57回	H14/10/22	(1)平成12年度電気用品事故例分析について (2)省令第1項改正案（ネオン変圧器）について (3)省令第2項J規格原案（カプラ、安定器他16規格）について (4)「電気用品の雑音の強さの測定方法」の改正案検討依頼
第58回	H15/7/11	(1)平成14年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成15年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（直流電源装置等」改正案について (4)省令第1項改正案（電気用品の雑音の強さの測定方法（付属の表2））」について (5)省令第1項改正案（電線管）について (6)平成12年度電気用品事故分析結果の報告 (7)家電・汎用品高調波抑制ガイドラインとJIS C 1000-3-2の差異について (8)家電・汎用品高調波抑制ガイドライン実施状況の報告
第59回	H15/10/23	(1)省令第1項改正案（電線管）について (2)省令第2項J規格原案（電源装置の安全性他9規格）について (3)平成13年度電気用品事故分析結果の報告
第60回	H16/7/16	(1)平成15年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成16年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（キャブタイヤケーブル、溶接用ケーブル）について (4)省令第2項採用JIS（塩化ビニル絶縁ケーブル等25規格）の採用について (5)性能規定化の検討について (6)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (7)平成14年度電気用品事故分析結果の報告
第61回	H16/10/13	(1)省令第2項採用JIS（家庭用自動電気制御装置、家電機器の安全性他29規格）の採用について (2)省令第1項改正案（コード、コンデンサ、電子機器用スイッチ、サーモスタット）について (3)電波雑音専門部会からの報告事項について (4)電気用品事故調査WGからの報告事項について
第62回	H17/7/20	(1)平成16年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成17年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)電線規格国際整合化特別委員会を設置について (4)省令第2項改正案（J55001、J55015）について (5)省令第1項改正案（電気用品の雑音強さの測定方法）について (6)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (7)平成15年度電気用品事故分析結果の報告
第63回	H17/10/12	(1)省令第1項改正案（安定器類）について (2)省令第1項改正案（蛍光灯）について (3)省令第1項改正案（白熱電球）について
第64回	H18/3/15	(1)省令第2項採用JIS（家電機器の安全性他68規格）の採用について (2)電線国際整合化特別委員会からの報告について (3)平成15年度電気用品事故分析結果の追加報告
第65回	H18/7/12	(1)平成17年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第2項案検討・調整委員会設置について (4)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (5)平成16年度電気用品事故分析結果の報告
第66回	H18/10/25	(1)省令第2項採用JIS（家電機器の安全性、電動工具、ソケット22規格）の採用について (2)省令第1項／第2項改正案（文書細断機）について
第67回	H19/3/14	(1)省令第2項採用JIS（プラグ・コンセント、ランプソケット他18規格）の採用について
第68回	H19/7/11	(1)平成18年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成19年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（電子発光体）について (4)省令第2項採用JIS（AV機器の安全性1規格）の採用について (5)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (6)平成17年度電気用品事故分析結果の報告

開催数	開催日	議 題
第69回	H19/10/17	(1)省令第2項採用JIS（家庭用治療器5規格）の採用について
第70回	H20/3/12	(1)省令第2項採用JIS（機器用カブラ、電線、変圧器23規格）の採用について
第71回	H20/7/25	(1)平成19年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成20年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正（事故事例を踏まえた見直し）に関する検討依頼〔製品安全課〕 (4)電波雑音関連J規格（3件）の見直し実施の件 (5)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (6)平成18年度電気用品事故分析結果の報告
第72回	H20/12/18	(1)省令第2項採用JIS（電線、ランプ制御装置5規格）の採用について
第73回	H21/3/13	(1)省令第2項採用JIS（ヒューズ、電動工具、アーク溶接機他33規格）の採用について (2)省令第1項改正案（事故事例を踏まえた見直し案10件）について (3)省令第1項改正案（磁石式接続機、連結端子）について (4)電波雑音関連J規格（3件）の見直し中間報告について
第74回	H21/5/13 （書面審議）	(1)省令第1項改正案（電線管及び附属品等）について (2)省令第1項改正案（屋外カメラ用ハウジングに係る絶縁性能）について
第75回	H21/7/23	(1)平成20年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成21年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正に伴う関連技術への横展開に関する検討依頼〔製品安全課〕 (4)省令第2項採用電波雑音関連J規格（3規格）の採用について (5)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況の報告 (6)平成19年度電気用品事故分析結果の報告
第76回	H21/11/12	(1)省令第1項の改正に対する関連技術への横展開に関する検討について (2)省令第2項採用JIS（ランプ制御装置、AV機器2規格）の採用について (3)電気用品調査委員会から提出した改正要望案件の施行現状について

3. 電気用品等規格・基準国際化調査委員会での審議項目

過去（平成8年度以降）に開催した電気用品等規格・基準調査委員会における審議項目について表5-3に示す。

表5-3 電気用品等規格・基準国際化委員会における審議項目一覧

開催数	開催日	議 題
第1回	H8/6/20	(1)電気用品等規格・基準国際化本部の設立の経緯について (2)電気用品等規格・基準国際化委員会規約（案）について (3)委員長、委員長代理の選任について (4)電気用品等規格・基準国際化本部小委員会の設置について
第2回	H9/11/20	(1)規約改正について (2)小委員会の統合について (3)IEC国内審議団体の変更について (4)各小委員会の審議活動報告について
第3回	H10/2/17	(1)各小委員会の審議活動報告について
第4回	H10/6/30	(1)平成9年度事業報告（案）及び決算報告書（案）について (2)平成10年度事業計画（案）及び収支予算書（案）について (3)各小委員会の審議活動報告について
第5回	H10/10/16	(1)各小委員会の審議活動報告について (2)省令第1項の改正案（別表第一 電線及び電気温床線）について
第6回	H11/2/23	(1)各小委員会の審議活動報告について (2)平成10年度電気用品技術基準国際化調査研究における技術基準国際化に伴う調査検討及び実証試験について (3)電気用品取締法技術基準省令第2項の表示方法に係る施行規則改正の提案について (4)省令第1項の改正案（別表第一 電線及び電気温床線）について
第7回	H11/6/24	(1)平成10年度事業報告（案）及び決算報告書（案）について (2)平成11年度事業計画（案）及び収支予算書（案）について (3)各小委員会の審議活動報告について (4)省令第1項の改正案（別表第一 電線及び電気温床線）について
第8回	H11/11/4	(1)各小委員会の審議活動報告について (2)省令第1項の改正案（別表第一 電線及び電気温床線）について (3)資源エネルギー庁公益事業部電力技術課からの報告について ・今後の電気用品安全法について
第9回	H12/2/23	(1)省令第1項改正案（浴槽用電気温水循環浄水装置）について (2)省令第2項J規格原案（12規格）について (3)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実行計画について (4)各小委員会の審議活動報告について
第10回	H12/6/21	(1)平成11年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成12年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)各小委員会の審議活動報告について
第11回	H12/10/20	(1)省令第2項J規格原案（40規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について (3)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実施状況報告について (4)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン改正提案について (5)絶縁材料に関する修正提案について (6)各小委員会の審議活動報告について
第12回	H13/2/21	(1)資源エネルギー庁電力技術課からの依頼について ・ネオン変圧器の二次巻線の接地タイプの検討について (2)各小委員会の審議活動報告について
第13回	H13/6/20	(1)平成12年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成13年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)可とう導体ケーブルの電気用品技術基準改正要望について (4)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実施状況報告について (5)各小委員会の審議活動報告について

開催数	開催日	議 題
第14回	H13/10/16	(1)平形導体合成樹脂絶縁電線に関する改正要望について (2)可燃性冷媒冷蔵庫等に関する改正要望について (3)省令第2項J規格原案（35規格）について (4)電気用品調査委員会電波雑音専門部会より報告 (5)各小委員会の審議活動報告について
第15回	H14/2/20	(1)小委員会の組織体系の見直しと設置について ・第59/61小委員会の組織体系見直し等について ・第106小委員会の設置について (2)可燃性冷媒冷蔵庫に関する報告について (3)各小委員会の審議活動報告について
第16回	H14/6/13	(1)平成13年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成14年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)第108小委員会の設置（案）について (4)ネオン変圧器二次巻線接地タイプについて (5)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実施状況報告について (6)各小委員会の審議活動報告について
第17回	H14/9/18	(1)省令第1項改正案（ネオン変圧器）について (2)省令第2項J規格原案（16規格）について (3)各小委員会の審議活動報告について (4)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインについて（改定検討報告）
第18回	H15/2/19 （書面審議）	(1)各小委員会の審議活動報告について
第19回	H15/6/18	(1)平成14年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成15年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)特別委員会の設置（案）について (4)省令第1項改正案（別表第二 電線管類）について (5)JIS C 1000-3-2原案と家電・汎用品高調波抑制対策ガイドラインの差異について (6)家電・汎用品高調波抑制対策ガイドライン実施状況報告書について (7)電気用品事故例調査WG報告について (8)省令第1項改正案（電気用品の雑音の強さの測定方法）について (9)各小委員会審議活動報告について
第20回	H15/9/18	(1)省令第1項改正案（別表第二 電線管類）について (2)省令第2項J規格原案（9規格）について (3)各小委員会審議活動報告について (4)電気用品安全法の技術基準性能規定化に関する現在の動向について
第21回	H16/2/25	(1)共通部品検討委員会（特別委員会）の経過報告について (2)電気用品安全法の技術基準性能規定化の検討について (3)各小委員会審議活動報告について
第22回	H16/6/16	(1)平成15年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成16年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)第26小委員会の設置（案）について (4)省令第1項改正案（別表第一 電線、別表第八 ブラウン管）について (6)共通部品検討委員会の経過報告について (7)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (8)各小委員会審議活動報告について
第23回	H16/9/17	(1)省令第1項改正案（別表第一 電線）について (2)省令第1項改正案（一般電子部品「コンデンサ等」）について (3)各小委員会の審議活動報告について
第24回	H17/2/25 （書面審議）	(1)各小委員会の審議活動報告について
第25回	H17/6/22	(1)平成16年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成17年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)電線規格国際整合化特別委員会設置要望書 (4)J55015規格原案の概要について (5)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (6)各小委員会の審議活動報告について

開催数	開催日	議 題
第26回	H17/9/21	(1)省令第1項改正案について ・別表第六 4、けい光燈用安定器、水銀燈用安定器その他の高圧放電燈用安定器、ナトリウム燈用安定器及び殺菌燈用安定器 ・別表第八 86の6 蛍光灯ランプ ・別表第八 86の5 白熱電球 (2)各小委員会の審議活動報告について
第27回	H18/2/22	(1)省令第2項の改正要望（ヒューズ、家庭用電気機器、電線管他68規格）について (2)電線規格国際整合化特別委員会報告について (3)第112小委員会の新設について (4)各小委員会の審議活動報告について
第28回	H18/6/21	(1)平成17年度事業報告（案）及び収支決算（案）について (2)平成18年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)「省令第2項改正案検討・調整委員会（仮称）設置要望書」について (4)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (5)各小委員会の審議活動報告について
第29回	H18/10/4	(1)省令第2項採用JIS規格（家庭用電気機器他22規格）について (2)文書細断機の技術基準に関する特別委員会の設置について (3)各小委員会の審議活動報告について
第30回	H18/10/25	(1)文書細断機の技術基準に関する特別委員会報告について
第31回	H19/2/14	(1)省令第2項採用JIS規格（配線器具、照明器具他18規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について
第32回	H19/6/20	(1)平成18年度事業報告（案）および収支決算（案）について (2)平成19年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第1項改正案（光源及び光源応用機械器具）について (4)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (5)各小委員会の審議活動報告について
第33回	H19/10/3	(1)省令第2項採用JIS規格（家庭用医療機器5規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について
第34回	H20/2/13	(1)省令第2項採用JIS規格（カプラ、変圧器、電線他25規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について
第35回	H20/7/9	(1)平成19年度事業報告（案）および収支決算（案）について (2)平成20年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第2項採用JIS（ヒース、接続器他10規格）について (4)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (5)委員長の交代について (6)各小委員会の審議活動報告について
第36回	H20/10/9	(1)省令第2項採用JIS（絶縁ケーブル、電動工具、アーク溶接機他27規格）について (2)鉛フリーはんだについて (3)各小委員会の審議活動報告について
第37回	H21/2/17	(1)省令第2項採用JIS（蛍光灯、電気こたつ・あんか他7規格）について (2)省令第1項改正案（接続器（磁石式）及び速結端子温度上昇値）について (3)各小委員会の審議活動報告について
第38回	H21/6/4	(1)平成20年度事業報告（案）および収支決算（案）について (2)平成21年度事業計画（案）及び収支予算（案）について (3)省令第2項採用JIS（家庭用自動制御装置、プラグ・コンセント、雑音強さの測定法他24規格）について (4)家電・汎用品高調波抑制対策実施状況報告について (5)各小委員会の審議活動報告について
第39回	H21/10/7	(1)省令第2項採用JIS（照明器具、ランプ制御装置他10規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について
第40回	H22/2/10	(1)省令第2項採用JIS（電線3規格）について (2)各小委員会の審議活動報告について

4. 電気用品調査委員会 委員名簿

電気用品調査委員会の歴代委員長を表5-4に示す。

表5-4 電気用品調査委員会 歴代委員長一覧

時 期	氏 名	所属・役職
第1回 ～ 第8回 (S47/2/16) (S50/5/2)	巽 良知	東海大学 工学部 教授
第9回 ～ 第36回 (S51/5/7) (H4/5/21)	藤井 孝	(財)関東電気保安協会 理事長 ～(社)日本内燃力発電設備協会 会長 (社)原子力工学試験センター 理事長
第37回 ～ 第44回 (H4/11/27) (H9/5/29)	石井 泰安	(財)電気工事技術講習センター 理事長
第45回 ～ (H9/12/3)	武田 康	(財)電気工事技術講習センター 理事長 ～(財)電気工事技術講習センター 顧問

以下表5-5～表5-14に、2000年度（平成12年度）以降の電気用品調査委員会の委員名簿を示す。



表5-5 電気用品調査委員会名簿（平成12年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	(財)電気工事技術講習センター	理事長
2	副委員長	菅 原 弘 道	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	永 井 信 夫	(社)日本電機工業会	専務理事
4	副委員長	藤 間 健 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	佐々木 隆 一	(財)日本品質保証機構	特別参与
6	幹事	飯 高 利 武	(社)日本電子機械工業会	環境・安全対策室長
7	幹事	石 黒 開 二	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	渡 辺 紀 明	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	川 瀬 太 郎	千葉大学 工学部	教授
11	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
12	委員	高 田 ユ リ	主婦連合会	参与、日用品試験室 主任
13	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
14	委員	樋 村 教 章	(財)電気安全環境研究所	理事、横浜事業所長
15	委員	田 辺 章	日本放送協会 営業総局受信技術センター	受信計画部長
16	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
17	委員	松 岡 寿 人	(財)日本機械玩具検査協会	理事
18	委員	福 田 勝 亮	全国電機商業組合連合会	会長
19	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
20	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
21	委員	渡 邊 清	日本電熱機工業協同組合	理事長
22	委員	堀 田 文 夫	塩化ビニル管・継手協会	開発部長
23	委員	廣 田 泰 輔	(社)日本電球工業会	専務理事
24	委員	小 山 敦 夫	(社)日本照明器具工業会	専務理事
25	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
26	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品分科会 主査
27	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
28	委員	服 部 燦	(社)日本陸内用内燃機関協会	業務担当部長
29	委員	中 村 紘 一	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部長
30	委員	井 出 正 孝	(社)日本事務機械工業会	技術部長
31	委員	軍 司 眞 幸	(社)日本映画機械工業会	理事・技術委員長
32	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
33	委員	天 野 譯 博	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
34	委員	奥 敏 夫	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
35	委員	山 本 勝	全日本電気工事業工業組合連合会	参事
36	委員	吉 谷 巖	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
37	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
38	委員	鈴 木 孝 雄	日本自動機器工業会	事務局長
39	委員	杉 江 忠	(社)日本合成樹脂技術協会	プラスチック電気用品安全研究会 委員長
40	委員	泉 ニ 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
41	委員	常 味 孝 幸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
42	委員	堀 坂 和 夫	インターホン工業会	技術委員会 副委員長
43	委員	御法川 義 雄	日本暖房機器工業会	顧問
44	委員	室 伏 紀 昭	(社)音楽電子事業協会	ハードウェア委員会 委員長
45	委員	井 上 正 弘	(社)日本電機工業会	家電EMC技術専門委員会 委員長
46	委員	福 岡 幸 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
47	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
48	委員	池 上 英 雄	(社)日本映画機械工業会	技術顧問
49	委員	近 藤 俊 夫	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
50	委員	小 林 清 作	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
51	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
52	委員	岩 寄 一 彦	アンダーライターズ・ラボラトリーズ・インコーポレーテッド	マネージャーエンジニアリングサービス
53	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
54	委員	古 澤 章	(社)日本電子工業振興協会	情報産業部 部長
55	委員	柊 平 洋 夫	ラインランド技研(株)	セーフティマーク認証部 部長
56	委員	吉 田 藤 夫	(社)日本電気協会	常務理事

表5-6 電気用品調査委員会名簿（平成13年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	(財)電気工事技術講習センター	顧問
2	副委員長	菅 原 弘 道	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	千 澤 忠 彦	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	藤 間 健 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	佐々木 隆 一	(財)日本品質保証機構	特別参与
6	幹事	桑 原 孝	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	石 黒 開 二	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	渡 辺 紀 明	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	川 瀬 太 郎	元千葉大学	教授
11	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
12	委員	高 田 ユ リ	主婦連合会	参与、日用品試験室 主任
13	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
14	委員	樋 村 教 章	(財)電気安全環境研究所	業務改革室長
15	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
16	委員	福 田 勝 亮	全国電機商業組合連合会	会長
17	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
18	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
19	委員	渡 邊 清	日本電熱機工業協同組合	理事長
20	委員	掘 田 文 夫	塩化ビニル管・継手協会	開発部長
21	委員	廣 田 泰 輔	(社)日本電球工業会	専務理事
22	委員	小 山 敦 夫	(社)日本照明器具工業会	専務理事
23	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
24	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品分科会 主査
25	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
26	委員	服 部 燦	(社)日本陸内用内燃機関協会	業務担当部長
27	委員	林 隆	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会 部会長
28	委員	井 出 正 孝	(社)日本事務機械工業会	技術部長
29	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
30	委員	天 野 譚 溥	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
31	委員	半 田 武	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
32	委員	高 橋 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
33	委員	吉 谷 巖	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
34	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
35	委員	鈴 木 孝 雄	日本自動機器工業会	事務局長
36	委員	杉 江 忠	(社)日本合成樹脂技術協会	プラスチック電気用品安全研究会 委員 長
37	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
38	委員	黒 田 武 夫	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
39	委員	堀 坂 和 夫	インターホン工業会	技術委員会 副委員長
40	委員	御法川 義 雄	日本暖房機器工業会	顧問
41	委員	室 伏 紀 昭	(社)音楽電子事業協会	ハードウェア委員会 委員長
42	委員	井 上 正 弘	(社)日本電機工業会	家電EMC技術専門委員会 委員長
43	委員	福 岡 幸 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
44	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
45	委員	池 上 英 雄	(社)日本映画機械工業会	技術顧問
46	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
47	委員	小 林 清 作	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
48	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
49	委員	佐 藤 俊 二	アンダーライターズ・ラボラトリーズ・イン コーポレーテッド	マネージャーエンジニアリングサービス
50	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
51	委員	古 澤 章	(社)日本電子工業振興協会	情報産業部 部長
52	委員	柊 平 洋 夫	ラインランド技研(株)	セーフティマーク認証部 部長
53	委員	吉 田 藤 夫	(社)日本電気協会	常務理事

表5-7 電気用品調査委員会名簿（平成14年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	(財)電気工事技術講習センター	顧問
2	副委員長	菅 原 弘 道	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	藤 間 健 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	原 田 敏 行	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	桑 原 孝	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	石 黒 開 二	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	木 村 健 二	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
13	委員	樋 村 教 章	(財)電気安全環境研究所	業務改革室長
14	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	福 田 勝 亮	全国電機商業組合連合会	会長
16	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
17	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
18	委員	渡 邊 清	日本電熱機工業協同組合	理事長
19	委員	石 原 章 司	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
20	委員	花 田 悌 三	(社)日本電球工業会	専務理事
21	委員	小 山 敦 夫	(社)日本照明器具工業会	専務理事
22	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
23	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品分科会 主査
24	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
25	委員	服 部 燦	(社)日本陸内用内燃機関協会	業務担当部長
26	委員	林 隆	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会 副部会長
27	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
28	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
29	委員	天 野 譚 溥	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
30	委員	半 田 武	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
31	委員	高 橋 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
32	委員	吉 谷 巖	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
33	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
34	委員	鈴 木 孝 雄	日本自動機器工業会	事務局長
35	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
36	委員	黒 田 武 夫	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
37	委員	堀 坂 和 夫	インターホン工業会	技術委員会 副委員長
38	委員	鴨志田 隆 英	日本暖房機器工業会	専務理事
39	委員	末 次 賢 一	(社)音楽電子事業協会	安全規格部会長
40	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職
41	委員	福 岡 幸 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
42	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
43	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
44	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
45	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
46	委員	江 原 智 彦	(株)ユー・エル日本	アソシエイト・プロジェクト・エンジニア
47	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
48	委員	柊 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	セーフティマーク認証部 部長
49	委員	吉 田 藤 夫	(社)日本電気協会	常務理事

表5-8 電気用品調査委員会名簿（平成15年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	菅 原 弘 道	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	石 川 明 彦	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	原 田 敏 行	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	桑 原 孝	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	木 村 健 二	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部 電気工学科	教授、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
13	委員	田 中 喜 一	(財)電気安全環境研究所	技術規格部 部長
14	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	福 田 勝 亮	全国電機商業組合連合会	会長
16	委員	亀 井 英 司	電気事業連合会	工務部長
17	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
18	委員	渡 邊 清	日本電熱機工業協同組合	理事長
19	委員	石 原 章 司	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
20	委員	花 田 悌 三	(社)日本電球工業会	専務理事
21	委員	小 山 敦 夫	(社)日本照明器具工業会	専務理事
22	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
23	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品分科会 主査
24	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
25	委員	服 部 燦	(社)日本陸内用内燃機関協会	業務担当部長
26	委員	吉 田 昌 稔	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会 部会長
27	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
28	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
29	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
30	委員	川 嶋 信 之	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
31	委員	高 橋 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
32	委員	吉 谷 巖	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
33	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
34	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
35	委員	榎 本 陸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
36	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
37	委員	鴨志田 隆 英	日本暖房機器工業会	専務理事
38	委員	末 次 賢 一	(社)音楽電子事業協会	安全規格部会長
39	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
40	委員	福 岡 幸 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
41	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
42	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
43	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
44	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
45	委員	江 原 智 彦	(株)ユー・エル・エーベックス	アソシエイトプロジェクトエンジニア
46	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
47	委員	柊 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	セーフティーマーク認証部 部長
48	委員	杉 山 喜 重	(社)日本玩具協会	理事・事務局長
49	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-9 電気用品調査委員会名簿（平成16年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	三 石 拓 治	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	石 川 明 彦	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	原 田 敏 行	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	桑 原 孝	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	木 村 健 二	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部 電気電子情報工学科	教授、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
13	委員	田 中 喜 一	(財)電気安全環境研究所	技術規格部 部長
14	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	福 田 勝 亮	全国電機商業組合連合会	会長
16	委員	亀 井 英 司	電気事業連合会	工務部長
17	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
18	委員	渡 邊 清	日本電熱機工業協同組合	理事長
19	委員	石 原 章 司	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
20	委員	花 田 悌 三	(社)日本電球工業会	専務理事
21	委員	小 山 敦 夫	(社)日本照明器具工業会	専務理事
22	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
23	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
24	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
25	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	技術部 主幹
26	委員	吉 田 昌 稔	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会 部会長
27	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
28	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
29	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
30	委員	川 嶋 信 之	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
31	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
32	委員	吉 谷 巖	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
33	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
34	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
35	委員	榎 本 陸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
36	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
37	委員	鴨志田 隆 英	日本暖房機器工業会	専務理事
38	委員	末 次 賢 一	(社)音楽電子事業協会	安全規格部会長
39	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
40	委員	金 子 勇 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
41	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
42	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
43	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
44	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
45	委員	阿 部 勇 治	(株)ユー・エル・エーベックス	業務執行役 認証部 部長
46	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
47	委員	柊 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	セーフティーマーク認証部 部長
48	委員	大 石 憲 一	(社)日本玩具協会	事務局長
49	委員	山 本 政 利	(社)コスモスコポレイション	電安事業部 電安課 総括課長
50	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-10 電気用品調査委員会名簿（平成17年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	三 石 拓 治	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	石 川 明 彦	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	塚 本 徹 也	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	湛 久 徳	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	竹 尾 実	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部 電気電子情報工学科	教授、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
13	委員	田 中 喜 一	(財)電気安全環境研究所	理事・業務管理部長
14	委員	三 上 裕 久	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
16	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
17	委員	辻 田 信 弘	日本電熱機工業協同組合	理事長
18	委員	坂 口 眞 幸	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
19	委員	花 田 悌 三	(社)日本電球工業会	専務理事
20	委員	赤 塚 美津雄	(社)日本照明器具工業会	専務理事
21	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
22	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
23	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
24	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	技術部 主幹
25	委員	林 隆 隆	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会長
26	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
27	委員	榎 本 龍 幸	(社)日本電設工業協会	副会長
28	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
29	委員	市 塚 洋 輔	(社)日本ホームヘルス機器工業会	常務理事
30	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
31	委員	丹 沢 正 治	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
32	委員	村 田 政 光	鉛筆シャープナー工業会	技術部長
33	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
34	委員	榎 本 陸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
35	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
36	委員	鴨志田 隆 英	日本暖房機器工業会	専務理事
37	委員	末 次 賢 一	(社)音楽電子事業協会	安全規格部会長
38	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
39	委員	金 子 勇 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
40	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
41	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
42	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
43	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	業務用電気厨房機器専門委員会 委員長
44	委員	渡 辺 有 一	(株)ユー・エル・エーベックス	製品認証部 製品安全法規課
45	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
46	委員	柊 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	セーフティマーク認証部 部長
47	委員	大 石 憲 一	(社)日本玩具協会	事務局長
48	委員	鈴 木 利 通	(社)コスモスコポレイション	営業技術 顧問
49	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-11 電気用品調査委員会名簿（平成18年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	三 石 拓 治	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	塚 本 徹 也	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	湛 久 徳	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
7	幹事	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	田 中 良 夫	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部 電気電子情報工学科	教授、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	早 川 克 己	(財)日本消費者協会	会長
13	委員	田 中 喜 一	(財)電気安全環境研究所	理事・業務管理部長
14	委員	松 本 敏 彦	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
16	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
17	委員	辻 田 信 弘	日本電熱機工業協同組合	理事長
18	委員	坂 口 眞 幸	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
19	委員	花 田 悌 三	(社)日本電球工業会	専務理事
20	委員	赤 塚 美津雄	(社)日本照明器具工業会	専務理事
21	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
22	委員	柳 瀬 文 夫	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
23	委員	小 林 敏 彦	日本写真映像用品工業会	専務理事
24	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	技術部 主幹
25	委員	林 隆 隆	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	技術部会長
26	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
27	委員	井 上 健 健	(社)日本電設工業協会	理事
28	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
29	委員	鴻 野 敏 明	(社)日本ホームヘルス機器工業会	技術部長
30	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
31	委員	丹 沢 正 治	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
32	委員	西 本 洋 二	鉛筆シャープナー工業会	会長
33	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
34	委員	榎 本 陸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
35	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
36	委員	山 本 次 郎	日本暖房機器工業会	事務局長
37	委員	末 次 賢 一	(社)音楽電子事業協会	安全規格副部会長
38	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
39	委員	金 子 勇 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
40	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
41	委員	小 倉 俊次郎	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
42	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
43	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	技術委員会 副委員長
44	委員	渡 辺 有 一	(株)ユー・エル・エーベックス	製品認証部 製品安全法規課
45	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本プリント回路工業会	専務理事
46	委員	柊 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	製品認証部 上席主任認証員
47	委員	山 口 隆 司	(社)日本玩具協会	事務局長
48	委員	鈴 木 利 通	(社)コスモスコポレイション	営業技術 顧問
49	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-12 電気用品調査委員会名簿（平成19年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	石 田 篤 志	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	塚 本 徹 也	(財)日本品質保証機構	理事、総合製品安全本部長
6	幹事	関 根 栄	(社)電子情報技術産業協会	知的基盤部 部長代理
7	幹事	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	田 中 良 夫	熔接銅管協会	理事
9	幹事	浅 井 功	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	(財)鉄道総合研究所	会長、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授
12	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
13	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部長
14	委員	田 中 喜 一	(財)電気安全環境研究所	理事・業務管理部長
15	委員	鈴 木 隆 治	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
16	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
17	委員	亀 田 実	(社)日本電線工業会	技術部長
18	委員	辻 田 信 弘	日本電熱機工業協同組合	理事
19	委員	坂 口 眞 幸	塩化ビニル管・継手協会	技術部長
20	委員	武 内 徹 二	(社)日本電球工業会	専務理事
21	委員	赤 塚 美津雄	(社)日本照明器具工業会	専務理事
22	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
23	委員	笠 原 茂	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
24	委員	佐 藤 幸 男	日本写真映像用品工業会	専務理事
25	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	技術部 主幹
26	委員	上 山 辰 美	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	専務
27	委員	真 野 弘 司	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部長
28	委員	井 上 健	(社)日本電設工業協会	理事
29	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
30	委員	鴻 野 敏 明	(社)日本ホームヘルス機器工業会	技術部長
31	委員	嶋 田 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
32	委員	丹 沢 正 治	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
33	委員	春 田 恭 秀	鉛筆シャープナー工業会	専務局長
34	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
35	委員	榎 本 隆	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
36	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
37	委員	山 本 次 郎	日本暖房機器工業会	事務局長
38	委員	長 江 英 昭	(社)音楽電子事業協会	
39	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
40	委員	金 子 勇 雄	日本プラスチック工業連盟	専務理事
41	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
42	委員	服 部 吉 孝	合成樹脂管可とう電線管工業会	会長
43	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
44	委員	岡 田 省 三	(社)日本厨房工業会	技術委員会 副委員長
45	委員	渡 辺 有 一	(株)ユー・エル・エーバックス	製品認証部 製品安全法規課
46	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本電子回路工業会	専務理事
47	委員	終 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	ビジネスデベロップメント シニアマネージャー
48	委員	山 口 隆 司	(社)日本玩具協会	理事・事務局長
49	委員	鈴 木 利 通	(社)コスモスコーポレイション	営業技術 顧問
50	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	参与

表5-13 電気用品調査委員会名簿（平成20年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	石 田 篤 志	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	秋 田 徹	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	渡 辺 博一朗	(財)日本品質保証機構	安全電磁センター 副所長
6	幹事	塚 田 潤 二	(社)電子情報技術産業協会	総合企画部 部長
7	幹事	澁 江 伸 之	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	田 中 良 夫	熔接銅管協会	理事
9	幹事	牧 野 政 雄	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	正 田 英 介	(財)鉄道総合研究所	会長、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授
12	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
13	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部長
14	委員	吉 沢 正 治	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所 所長
15	委員	鈴 木 隆 治	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
16	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
17	委員	亀 田 実	(社)日本電線工業会	技術部長
18	委員	辻 田 信 弘	日本電熱機工業協同組合	理事
19	委員	坂 口 眞 幸	塩化ビニル管・継手協会	技術・環境部長
20	委員	武 内 徹 二	(社)日本電球工業会	専務理事
21	委員	赤 塚 美津雄	(社)日本照明器具工業会	専務理事
22	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
23	委員	笠 原 茂	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
24	委員	佐 藤 幸 男	日本写真映像用品工業会	専務理事
25	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	企画部長
26	委員	上 山 辰 美	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	専務
27	委員	水 野 重 徳	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部 担当部長
28	委員	原 洋 二	(社)日本電設工業協会	理事
29	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
30	委員	鴻 野 敏 明	(社)日本ホームヘルス機器工業会	技術部長
31	委員	嶋 田 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
32	委員	丹 沢 正 治	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
33	委員	春 田 恭 秀	鉛筆シャープナー工業会	専務局長
34	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
35	委員	榎 本 隆	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
36	委員	一 家 正 昭	インターホン工業会	技術委員
37	委員	山 本 次 郎	日本暖房機器工業会	事務局長
38	委員	長 江 英 昭	(社)音楽電子事業協会	
39	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所・EMCセンター 課長職 電波雑音専門部会長
40	委員	勝 浦 嗣 夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
41	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
42	委員	早 川 和 行	合成樹脂管可とう電線管工業会	技術委員長
43	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
44	委員	藤 田 京一郎	(社)日本厨房工業会	技術委員会 委員長
45	委員	岡 崎 憲 二	(株)UL Japan	製品認証部 認証管理グループリーダー
46	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本電子回路工業会	専務理事
47	委員	終 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	ビジネスデベロップメント シニアマネージャー
48	委員	山 口 隆 司	(社)日本玩具協会	理事・事務局長
49	委員	鈴 木 利 通	(社)コスモスコーポレイション	営業技術 顧問
50	委員	杉 野 一 夫	(社)電池工業会	専務理事
51	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	常務理事

表5-14 電気用品調査委員会名簿（平成21年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	武 田 康	前財電気工事技術講習センター顧問	
2	副委員長	石 田 篤 志	電気安全全国連絡委員会	副委員長
3	副委員長	秋 田 徹	(社)日本電機工業会	常務理事
4	副委員長	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
5	幹事	松 野 勉	(財)日本品質保証機構	理事
6	幹事	塚 田 潤 二	(社)電子情報技術産業協会	総合企画部 部長
7	幹事	澁 江 伸 之	(社)日本配線器具工業会	専務理事
8	幹事	田 中 良 夫	熔接鋼管協会	理事
9	幹事	牧 野 政 雄	(社)日本電気協会	技術部長
10	委員	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授、電気用品等規格・基準国際化委員会委員長
11	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
12	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部長
13	委員	吉 沢 正 治	(財)電気安全環境研究所	横浜事業所 所長
14	委員	青 木 清	電気保安協会全国連絡会議	技術部長
15	委員	豊 馬 誠	電気事業連合会	工務部長
16	委員	亀 田 実	(社)日本電線工業会	技術部長
17	委員	辻 田 信 弘	日本電熱機工業協同組合	理事
18	委員	坂 口 眞 幸	塩化ビニル管・継手協会	技術・環境部長
19	委員	武 内 徹 二	(社)日本電球工業会	専務理事
20	委員	赤 塚 美津雄	(社)日本照明器具工業会	専務理事
21	委員	長 内 紀 男	日本ヒューズ工業組合	理事長
22	委員	笠 原 茂	日本自動販売機工業会	技術委員会電気用品WG 主査
23	委員	佐 藤 幸 男	日本写真映像用品工業会	専務理事
24	委員	松 本 瑞 世	(社)日本陸内用内燃機関協会	企画部長
25	委員	上 山 辰 美	(社)日本アミューズメントマシン工業協会	専務
26	委員	水 野 重 徳	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部 担当部長
27	委員	藤 田 訓 彦	(社)日本電設工業協会	副会長
28	委員	岸 本 哲 郎	(社)日本冷凍空調工業会	専務理事
29	委員	鴻 野 敏 明	(社)日本ホームヘルス機器工業会	技術部長
30	委員	嶋 田 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
31	委員	丹 沢 正 治	全国金属製電線管附属品工業組合	理事長
32	委員	春 田 恭 秀	鉛筆シャープナー工業会	専務局長
33	委員	泉 二 隆 正	(社)日本電気制御機器工業会	技術課長
34	委員	榎 本 陸	(社)日本縫製機械工業会	専務理事
35	委員	坂 本 孝	インターホン工業会	技術委員
36	委員	山 本 次 郎	日本暖房機器工業会	事務局長
37	委員	長 江 英 昭	(社)音楽電子事業協会	
38	委員	井 上 正 弘	(財)電気安全環境研究所	電波雑音専門部会長
39	委員	勝 浦 嗣 夫	日本プラスチック工業連盟	専務理事
40	委員	鈴 木 茂 雄	(社)日本電機工業会	電力ヒューズ技術専門委員会 委員長
41	委員	早 川 和 行	合成樹脂管可とう電線管工業会	技術委員長
42	委員	竹 内 啓 泰	(社)日本電球工業会	安定器技術委員会電気用品分科会 主査
43	委員	藤 田 京一郎	(社)日本厨房工業会	技術委員会 委員長
44	委員	岡 崎 憲 二	(株)UL Japan	製品認証部 認証管理グループリーダー
45	委員	長 嶋 紀 孝	(社)日本電子回路工業会	専務理事
46	委員	終 平 洋 夫	テュフ・ラインランド・ジャパン(株)	ビジネスデベロップメント シニアマネージャー
47	委員	山 口 隆 司	(社)日本玩具協会	理事・事務局長
48	委員	中 原 茂 樹	(社)コスモスコーポレイション	営業技術 顧問
49	委員	中 谷 謙 助	(社)電池工業会	専務理事
50	委員	山 田 正 治	(社)電線総合技術センター	認証試験 室長
51	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	常務理事

5. 電気用品等規格・基準国際化委員会 委員名簿

電気用品等規格・基準国際化委員会の歴代委員長を表5-15に示す。

表5-15 電気用品等規格・基準国際化委員会 歴代委員長一覧

時 期	氏 名	所属・役職
第1回 ～ 第36回 (H8/6/20) (H20/10/9)	正 田 英 介	東京大学 工学部 教授 ～東京大学 理工学部 教授 ～(財)鉄道総合研究所 会長
第37回 ～ (H21/2/17)	大 崎 博 之	東京大学 大学院 教授

以下表5-16～表5-25に、第1回目以降の電気用品等規格・基準国際化委員会の委員名簿を示す。



表5-16 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成12年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員長代理	荒 井 聰 明	東京電機大学 工学部	教授
3	委員	武 田 康 康	財電気工事技術講習センター	理事長、電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	川 瀬 太 郎	千葉大学 工学部	教授
6	委員	中 村 亨	社電気学会	電気規格調査会 理事
7	委員	甲 斐 麗 子	主婦連合会	参与
8	委員	長 見 萬里野	財日本消費者協会	理事
9	委員	永 井 信 夫	社日本電機工業会	専務理事
10	委員	飯 高 利 武	社日本電子機械工業会	環境・安全対策室長
11	委員	高 山 芳 郎	社日本電線工業会	技術部長
12	委員	石 黒 開 二	社日本配線器具工業会	専務理事
13	委員	新 畑 隆 司	社日本電気計測器工業会	技術部長
14	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
15	委員	清 水 智 雄	日本電気大型店協会	常務理事
16	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
17	委員	山 本 勝	全日本電気工事業工業組合連合会	参事
18	委員	竹 野 正 二	財関東電気保安協会	専務理事
19	委員	藤 間 健 一	財電気安全環境研究所	常務理事
20	委員	吉 田 藤 夫	社日本電気協会	常務理事

表5-17 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成13年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員長代理	荒 井 聰 明	東京電機大学 工学部	教授
3	委員	武 田 康 康	財電気工事技術講習センター	理事長、電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	川 瀬 太 郎	元千葉大学	教授
6	委員	中 村 亨	社電気学会	電気規格調査会 理事
7	委員	甲 斐 麗 子	主婦連合会	参与
8	委員	長 見 萬里野	財日本消費者協会	理事
9	委員	千 澤 忠 彦	社日本電機工業会	常務理事
10	委員	桑 原 孝 孝	社電子情報技術産業協会	環境・安全部長
11	委員	高 山 芳 郎	社日本電線工業会	技術部長
12	委員	石 黒 開 二	社日本配線器具工業会	専務理事
13	委員	新 畑 隆 司	社日本電気計測器工業会	技術部長
14	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
15	委員	小 川 作 蔵	日本電気大型店協会	事務局長
16	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
17	委員	高 橋 剛 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
18	委員	竹 野 正 二	財関東電気保安協会	顧問
19	委員	藤 間 健 一	財電気安全環境研究所	常務理事
20	委員	吉 田 藤 夫	社日本電気協会	常務理事

表5-18 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成14年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員長代理	荒 井 聰 明	東京電機大学 工学部	教授
3	委員	武 田 康 康	財電気工事技術講習センター	顧問、電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	村 岡 泰 夫	社電気学会	専務理事
6	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
7	委員	長 見 萬里野	財日本消費者協会	理事
8	委員	安 立 正 明	社日本電機工業会	常務理事
9	委員	桑 原 孝 孝	社電子情報技術産業協会	環境・安全部長
10	委員	高 山 芳 郎	社日本電線工業会	技術部長
11	委員	石 黒 開 二	社日本配線器具工業会	専務理事
12	委員	新 畑 隆 司	社日本電気計測器工業会	技術部長
13	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
14	委員	小 川 作 蔵	日本電気大型店協会	事務局長
15	委員	川 越 康 宣	電気事業連合会	工務部長
16	委員	高 橋 剛 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
17	委員	竹 野 正 二	財関東電気保安協会	顧問
18	委員	藤 間 健 一	財電気安全環境研究所	常務理事
19	委員	吉 田 藤 夫	社日本電気協会	常務理事

表5-19 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成15年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員長代理	荒 井 聰 明	東京電機大学 工学部	教授
3	委員	武 田 康 康	前財電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	村 岡 泰 夫	社電気学会	専務理事
6	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
7	委員	長 見 萬里野	財日本消費者協会	理事
8	委員	安 立 正 明	社日本電機工業会	常務理事
9	委員	桑 原 孝 孝	社電子情報技術産業協会	環境・安全部長
10	委員	高 山 芳 郎	社日本電線工業会	技術部長
11	委員	岡 本 数 久	社日本配線器具工業会	専務理事
12	委員	新 畑 隆 司	社日本電気計測器工業会	技術部長
13	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
14	委員	小 川 作 蔵	日本電気大型店協会	事務局長
15	委員	亀 井 英 司	電気事業連合会	工務部長
16	委員	高 橋 剛 剛	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
17	委員	竹 野 正 二	財関東電気保安協会	顧問
18	委員	石 川 明 彦	財電気安全環境研究所	常務理事
19	委員	蝦 田 佑 一	社日本電気協会	常務理事

表5-20 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成16年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員長代理	荒 井 聰 明	東京電機大学 工学部	教授
3	委員	武 田 康 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	村 岡 泰 夫	(社)電気学会	専務理事
6	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
7	委員	伊 藤 文 一	(財)日本消費者協会	理事・B.B.L所長
8	委員	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
9	委員	桑 原 孝 孝	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
10	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
11	委員	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
12	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
13	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
14	委員	小 川 作 蔵	日本電気大型店協会	事務局長
15	委員	亀 井 英 司	電気事業連合会	工務部長
16	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
17	委員	竹 野 正 二	(財)関東電気保安協会	顧問
18	委員	石 川 明 彦	(財)電気安全環境研究所	常務理事
19	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-21 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成17年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員	武 田 康 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
3	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
4	委員	村 岡 泰 夫	(社)電気学会	専務理事
5	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
6	委員	伊 藤 文 一	(財)日本消費者協会	理事・B.B.L所長
7	委員	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
8	委員	湛 久 徳	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
9	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
10	委員	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
11	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
12	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
13	委員	小 川 作 蔵	日本電気大型店協会	事務局長
14	委員	亀 井 英 司	電気事業連合会	工務部長
15	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
16	委員	三 上 裕 久	電気安全保安協会全国連絡会議	技術部長
17	委員	石 川 明 彦	(財)電気安全環境研究所	常務理事
18	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-22 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成18年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	東京理科大学 理工学部	教授
2	委員	武 田 康 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
3	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
4	委員	村 岡 泰 夫	(社)電気学会	専務理事
5	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
6	委員	伊 藤 文 一	(財)日本消費者協会	参与
7	委員	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
8	委員	湛 久 徳	(社)電子情報技術産業協会	環境・安全部長
9	委員	高 山 芳 郎	(社)日本電線工業会	技術部長
10	委員	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
11	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
12	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	事務局長
13	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
14	委員	富 田 義 一	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
15	委員	三 上 裕 久	電気安全保安協会全国連絡会議	技術部長
16	委員	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
17	委員	蝦 田 佑 一	(社)日本電気協会	常務理事

表5-23 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成19年6月）

No.	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	(財)鉄道総合研究所	会長
2	委員長代理	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授
3	委員	武 田 康 康	前(財)電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京理科大学	教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	島 田 敏 男	(社)電気学会	専務理事
6	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
7	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部 部長
8	委員	安 立 正 明	(社)日本電機工業会	常務理事
9	委員	関 根 栄 栄	(社)電子情報技術産業協会	知的基盤部 部長代理
10	委員	亀 田 実 実	(社)日本電線工業会	技術部長
11	委員	岡 本 数 久	(社)日本配線器具工業会	専務理事
12	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
13	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	常務理事
14	委員	能 見 和 司	電気事業連合会	工務部長
15	委員	嶋 田 実 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
16	委員	鈴 木 隆 治	電気安全保安協会全国連絡会議	技術部長
17	委員	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
18	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	参与

表5-24 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成20年6月）

No	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員長	正 田 英 介	財鉄道総合研究所	会長
2	委員長代理	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授
3	委員	武 田 康	前財電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
4	委員	関 根 泰 次	東京大学	名誉教授、日本電気技術規格委員会 委員長
5	委員	島 田 敏 男	(社)電気学会	専務理事
6	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
7	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部 部長
8	委員	秋 田 徹	(社)日本電機工業会	常務理事
9	委員	塚 田 潤 二	(社)電子情報技術産業協会	総合企画部 部長
10	委員	亀 田 実	(社)日本電線工業会	技術部長
11	委員	澁 江 伸 之	(社)日本配線器具工業会	専務理事
12	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
13	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	常務理事
14	委員	能 見 和	電気事業連合会	工務部長
15	委員	嶋 田 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
16	委員	青 木 清	電気安全保安協会全国連絡会議	技術部長
17	委員	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
18	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	常務理事

表5-25 電気用品等規格・基準国際化委員会名簿（平成21年6月）

No	委員区分	委員名	所 属	役職名
1	委員	大 崎 博 之	東京大学大学院 新領域創成科学研究科 先端エネルギー工学専攻	教授
2	委員	武 田 康	前財電気工事技術講習センター顧問	電気用品調査委員会 委員長
3	委員	関 根 泰 次	東京大学	名誉教授、日本電気技術規格委員会 委員長
4	委員	島 田 敏 男	(社)電気学会	専務理事
5	委員	飛 田 恵理子	東京都地域婦人団体連盟	生活環境部 副部長
6	委員	三 浦 佳 子	(財)日本消費者協会	広報部 部長
7	委員	秋 田 徹	(社)日本電機工業会	常務理事
8	委員	塚 田 潤 二	(社)電子情報技術産業協会	総合企画部 部長
9	委員	亀 田 実	(社)日本電線工業会	技術部長
10	委員	澁 江 伸 之	(社)日本配線器具工業会	専務理事
11	委員	新 畑 隆 司	(社)日本電気計測器工業会	技術部長
12	委員	大 内 孝 典	全国電機商業組合連合会	常務理事
13	委員	豊 馬 誠	電気事業連合会	工務部長
14	委員	嶋 田 実	全日本電気工事業工業組合連合会	常務理事
15	委員	青 木 清	電気安全保安協会全国連絡会議	技術部長
16	委員	松 尾 清 一	(財)電気安全環境研究所	常務理事
17	委員	森 信 昭	(社)日本電気協会	常務理事

6. 電気用品調査委員会、電気用品等規格・基準国際化委員会 規約

制 定：昭和47年2月16日
一部改訂：昭和47年5月25日
一部改訂：昭和58年12月10日
一部改訂：平成3年5月27日
一部改訂：平成13年7月17日

電気用品調査委員会 規約
(目 的) 第1条 本委員会は、「電気用品調査委員会」（以下「委員会」という。）と称し、電気用品安全法の規制対象となる電気用品・電気用品の技術上の基準等を広く調査研究し、必要に応じて関係官庁にこれに関する意見及び資料を提出し、また、関係官庁よりの依頼に応じ当該事項を調査研究してその結果を報告し、もって不良電気用品による災害等を防止することを目的とする。 (委 員 会) 第2条 (1) 委員会は、次に掲げるもののうちから日本電気協会会長が委嘱する委員で構成する。 (イ)学識経験者 (ロ)試験検査機関 (ハ)使用者団体 (ニ)販売業者団体 (ホ)製造業者団体 (ヘ)その他電気用品に関係ある団体 (2) 委員会に委員長1名、副委員長3名及び委員会幹事若干名を置く。 (3) 委員長及び副委員長は、委員会の議を経て、日本電気協会会長が委嘱する。 (4) 委員会幹事は、委員の互選とする。 (5) 委員長は、委員会を代表して会務を総括し、また、委員会を招集し、その議長となる。 (6) 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。 (7) 委員会に必要に応じて顧問を置くことができる。 顧問は、(1)の各号に掲げるもののうちから日本電気協会会長が委嘱する。 顧問は、委員会に出席して意見を述べることができる。 (部会及び専門部会) 第3条 (1) 委員会は、技術的事項の審議検討を行うため部会を設ける。また、必要に応じて専門的事項の調査研究を行うため専門部会を設けることができる。 (2) 部会及び専門部会の委員は、前記第2条(1)の各号に掲げるもののうちから委員長が委嘱する。 (3) 部会及び専門部会に部会長1名を置く。また、必要に応じて部会幹事若干名を置くことができる。 (4) 部会長は、委員長が委嘱する。 (5) 部会長は、各部会又は専門部会を総括し、また、必要に応じて各部会又は専門部会を招集し、その議長となる。 (6) 部会幹事は、各部会又は専門部会の委員の互選とする。 (7) 部会は、必要に応じて特性の技術的事項の審議検討を行うため、分科会を設けることができる。 (任 期) 第4条 委員会の委員、部会及び専門部会の委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補充された委員の任期は、前任者の残存期間とする。 (部会長会) 第5条 (1) 委員会は、主要な事項をあらかじめ検討するため、委員長、副委員長及び部会の部会長をもって構成する部会長会を設ける。 (2) 委員長は、部会長会を総括し、また、必要に応じて部会長会を招集し、その議長となる。 (3) 委員長は、必要に応じて部会長会にその他の委員の出席を求めることができる。 (参 加) 第6条 関係官庁の職員は、委員会、部会、専門部会及びその他の会合に参加することができる。 (委 託) 第7条 委員会は、前記第1条の目的を達成するため、他の機関に対しその業務の一部を委託することができる。

(事務局)	
第8条	委員会の事務を処理するため、日本電気協会（東京都千代田区有楽町1丁目7番1号）に事務局を置く。
(経 費)	
第9条	委員会の運営に必要な経費は、参加諸団体よりの分担金をもってこれに充てる。
(事業年度)	
第10条	委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。
(その他)	
第11条	この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、委員会の議を経て定める。

制 定：平成8年6月20日
一部改訂：平成9年11月20日
一部改訂：平成13年10月15日

電気用品等規格・基準国際化委員会 規約	
(目 的)	
第1条	本委員会は、「電気用品等規格・基準国際化委員会」（以下「国際化委員会」という。）と称し、我が国の電気製品・設備に関する規格・基準の国際化等を推進するため、電気用品の技術上の基準及び日本工業規格の国際規格への整合化等、国内の規格・基準に関する所要の調査・検討を実施して、その結果を関係官庁又は関係団体等へ報告するとともに、関係する国際電気標準会議（IEC）規格の国内審議を行うことを目的とする。
(電気用品等規格・基準国際化委員会)	
第2条	(1) 国際化委員会は、次に掲げるもののうちから、電気用品調査委員会委員長、日本工業標準調査会標準部会電気技術専門委員会委員長及びIEC専門委員会委員長（以下「関係委員長等」という。）の協議により定める委員により組織する。但し、委員の所属組織内における異動に伴う委員の補充等の場合は関係委員長等の協議を要しない。委員委嘱の事務手続きは、社団法人日本電気協会会長が行う。 (イ)学識経験者 (ロ)試験・認証機関 (ハ)使用者団体 (ニ)販売業者団体 (ホ)製造業者団体 (ヘ)電気事業者又は電気事業団体 (ト)その他電気製品・設備の規格・基準に関係を有する団体 (2) 国際化委員会に委員長1名及び委員長代理1名を置く。 (3) 委員長及び委員長代理は、国際化委員会委員の互選により定める。 (4) 委員長は、国際化委員会を代表して会務を総括し、また、国際化委員会を招集し、その議長となる。 (5) 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(任 期)	
第3条	(1) 国際化委員会の委員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。 (2) 補充された委員の任期は、前任者の残存期間とする。
(事務局)	
第4条	(1) 国際化委員会は、技術的事項の調査・検討を行うため、製品・設備分野毎に小委員会を置く。また、専門的・特命的事項の調査・検討を行うため、必要に応じ特別委員会を置くことができる。小委員会及び特別委員会の設置、改廃は、国際化委員会において定める。なお、国際化委員会が小委員会及び特別委員会を設置するに当たっては、当該設置される委員会の運営に関する事務を担当する団体を合わせて定める。

(2) 小委員会及び特別委員会は、国際化委員会の委任を受けて所要の調査・検討を行うほか、必要に応じ個別に調査・検討を行い、国際化委員会に対し報告することができる。	
(3) 小委員会及び特別委員会の代表は、当該小委員会及び特別委員会に関する事項が国際化委員会において審議される場合には、国際化委員会に出席して意見を述べることができる。	
(4) 小委員会及び特別委員会の事務局は、次の場合、国際化委員会事務局に対し報告を行う。 (イ)小委員会及び特別委員会の委員に異動があった場合 (ロ)国際化委員会において審議すべき事項が生じた場合 (ハ)国際化委員会又は国際化委員会事務局から求めがあった場合 (ニ)その他国際化委員会、小委員会又は特別委員会の運営上の必要がある場合	
(5) 小委員会及び特別委員会は、本規約の他、当該小委員会及び特別委員会の具体的運営に関して、必要に応じ運営要領を定めることができる。	
(委 託)	
第5条	国際化委員会は、第1条の目的を達成するため、他の関係機関にその業務の一部を委託することができる。
(経 費)	
第6条	(1) 国際化委員会の運営に必要な経費は、関係団体からの拠出金、参加諸団体等からの分担金等をもってこれに充てる。 (2) 小委員会の運営に必要な経費は、小委員会の事務を担当する団体が負担する。
(事業年度)	
第7条	国際化委員会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。
(参 加)	
第8条	関係官庁の職員は、国際化委員会、小委員会及び特別委員会に参加することができる。
(情報の提供)	
第9条	国際化委員会事務局は、電気用品調査委員会委員の中から国際化委員会、小委員会又は特別委員会における状況等について求めがあった際には、支障のない範囲でこれを提供する。
(その他)	
第10条	この規約の変更又はこの規約に定められていない事項については、国際化委員会の議を経て定める。

7. IECと国内委員会との関係

IECのTC（Technical Committee：専門委員会）及びSC（Subcommitte：分化委員会）と、それぞれを所轄する国内委員会との対応を表5-26に示す。

表5-26 IECのTC・SCと国内委員会の対応表

国内委員会	IEC		名 称	所轄団体（事務局）
	TC	SC		
1	1		用語	(財)日本規格協会
2	2		回転機	(社)電気学会
3	3		情報構造、ドキュメンテーション及び図記号	(財)日本規格協会
		C	機器・装置用図記号	
		D	電子部品データ要素	
4	4		水車	(社)電気学会
5	5		蒸気タービン	(社)火力原子力発電技術協会
7	7		架空電気導体	(社)日本電線工業会
8	8		電力供給に関わるシステムアспект	(社)電気学会
9	9		鉄道用電気設備とシステム	(財)鉄道総合技術研究所
10	10		電気機器に用いる流体	(社)電気学会
11	11		架空送電線路	
13	13		電力量計測・負荷制御装置	
14	14		電力用変圧器	(社)電気学会
15	15		固体電気絶縁材料	
16	16		マンマシンインタフェース、表示及び識別に関する基本と安全原則	
17-1	17		開閉装置及び制御装置	(社)電気学会
		A	高圧開閉装置及び制御装置	
		C	高圧開閉装置及び制御装置組立品	
17-2		B	低圧開閉装置及び制御装置	(社)日本電機工業会
17-3		D	低圧開閉装置及び制御装置組立品	
18	18		船舶並びに移動及び固定式海洋構造物の電気設備	(財)日本船舶技術研究協会
		A	ケーブル及びケーブルの敷設	
20	20		電力ケーブル	(社)日本電線工業会
21	21		蓄電池	(社)電池工業会
		A	アルカリ蓄電池及び酸を含まない蓄電池	
22	22		パワーエレクトロニクス	(社)電気学会
		E	安定化電源装置	
		F	送配電システム用パワーエレクトロニクス	
		G	可変速電気駆動システム	
		H	無停電電源システム（UPS）	
23-1	23		電気用品	(社)日本配線器具工業会
		B	プラグ、コンセント及びスイッチ	
		C	国際形プラグ及びコンセントシステム	
		F	コネクタ	
		G	機器用カブラ	
		H	工業用プラグ及びコンセント	

国内委員会	IEC		名 称	所轄団体（事務局）
	TC	SC		
23-2		A	電線管システム	(社)電気設備学会
23-3		J	機器用スイッチ	(社)日本電気制御機器工業会
23-4		E	住宅用遮断器	(社)日本電機工業会
25	25		量及び単位	(財)日本規格協会
26	26		電気溶接	(社)電気学会
27	27		工業用電気加熱装置	
28	28		絶縁協調	
29	29		電気音響	(社)日本音響学会
31	31		爆発性雰囲気で使用する機器	(社)日本電機工業会
		G	本質安全防爆	
		J	危険場所の分類及び設置要件	
		M	爆発性雰囲気で使用する非電気機械器具と保護システム	
32-1	32		ヒューズ	(社)電気学会
		A	高電圧ヒューズ	
32-2		B	低電圧ヒューズ	(社)日本電機工業会
		C	ミニチュアヒューズ	
33	33		電力用コンデンサ	(社)電気学会
34-1	34		電球類及び関連機器	(社)日本電球工業会
		A	電球類	
		B	電球類口金・受金及びソケット	
		C	放電灯用付属品	
34-2		D	照明器具	(社)日本照明器具工業会
35	35		一次電池	(社)電池工業会
36	36		がいし	(社)電気学会
		A	ブッシング	
		B	架空線路用がいし	
		C	変電所用がいし	
37-1	37		避雷器	(社)電気学会
37-2		A	低電圧サージ防護デバイス（SPD）	(社)電子情報技術産業協会
		B	サージアレスタ及びサージ防護デバイス用部品	
38	38		計器用変成器	(社)電気学会
39	39		電子管	(社)電子情報技術産業協会
40	40		電子機器用コンデンサ及び抵抗器	(社)電気学会
42	42		高電圧試験方法	
44	44		機械類の安全性 ― 電氣的側面	
45	45		原子力計測	(社)日本電気計測器工業会
		A	原子力施設の計測制御	
		B	放射線防護計測	
46	46		通信用伝送線及びマイクロ波受動部品	(社)電子情報通信学会
		A	同軸ケーブル	
		C	平衡ケーブル	
		F	無線及びマイクロ波受動回路部品	

国内 委員会	IEC		名 称	所轄団体（事務局）
	TC	SC		
47	47		半導体デバイス	(社)電子情報技術産業協会
		A	集積回路	
		D	半導体パッケージ	
		E	個別半導体デバイス	(財)マイクロマシンセンター
		F	MEMS	
48	48		電子機器用機構部品	(社)電子情報技術産業協会
		B	コネクタ	
		D	電子装置の機械的構造	
49	49		周波数制御・選択デバイス	
51	51		磁性部品及びフェライト材料	(社)電子情報技術産業協会
55	55		巻線	(社)日本電線工業会
56	56		ディベンダビリティ	(財)日本規格協会
57	57		電力システム管理及び関連する情報交換	(社)電気学会
59	59		家庭用及びこれに類する電気機器の性能	(社)日本電機工業会
		A	電気食器洗機の性能	
		C	加熱機器の性能	
		D	家庭用電気洗濯機の性能	
		F	電気掃除機の性能	
		K	電子レンジ、オープン及び類似器具の性能	
		L	小形家電器具の性能	
		M	家庭用電気冷蔵・冷凍機器の性能	
61	61		家庭用電気機器の安全性	(社)日本電機工業会
		B	電子レンジの安全性	
		C	電気冷蔵庫の安全性	
		D	家庭用空調機器の安全性	
		E	業務用調理器具の安全性	
		H	農場機具の安全1生	
		J	業務用掃除機	
62	62		医用電気機器	(社)電子情報技術産業協会
		A	医用電気機器の共通事項	
		D	医用電子機器	
		B	画像診断機器	(社)日本画像医療システム工業会
		C	放射線治療、核医学機器及び線量計	
64	64		電気設備及び感電保護	(社)電気設備学会
65	65		工業プロセス計測制御	(社)日本電気計測器工業会
		A	システム一般	
		B	装置	
		C	デジタルデータ伝送	
		E	エンジニアリング及び管理	
66	66		計測、制御及び研究用機器の安全性	(社)電気学会
68	68		磁性合金及び磁性鋼	
69	69		電気自動車及び電動産業車両	(財)日本自動車研究所
70	70		外郭による保護等級の分類	(社)日本電機工業会

国内 委員会	IEC		名 称	所轄団体（事務局）
	TC	SC		
72	72		家庭用自動制御装置	(社)日本電機工業会
73	73		短絡電流	(社)電気学会
76	76		レーザ機器の安全性	(財)光産業技術振興協会
77	77		電磁両立性	(社)電気学会
		A	低周波現象	
		B	高周波現象	
		C	高電磁界過渡現象	
78	78		活線作業	(社)電気学会
79	79		警報システム	(社)電気設備学会
80	80		船用航海及び無線通信装置とシステム	(社)電子情報技術産業協会
81	81		雷保護	(社)電気設備学会
82	82		太陽光発電システム	(社)日本電機工業会
85	85		電磁気量計測器	(社)電気学会
86	86		ファイバオプティクス	(社)電子情報通信学会
		A	光ファイバ及び光ファイバケーブル	
		B	光ファイバ接続デバイス及び光受動部品	
		C	光ファイバシステム及び光能動部品	
87	87		超音波	(社)電子情報技術産業協会
88	88		風カタービン	(社)日本電機工業会
89	89		耐火性試験	(財)日本電子部品信頼性センター
90	90		超電導	(財)国際超電導産業技術研究センター
91	91		電子実装技術	(社)電子情報技術産業協会
93	93		デザインオートメーション	(社)電子情報通信学会
94	94		補助継電器	(社)日本電気制御機器工業会
95	95		メジャリング継電器及び保護装置	(社)電気学会
96	96		1100V 以下の変圧器、リアクトル、電源ユニット等	(社)日本電機工業会
97	97		空港の照明及びビーコンに係わる電気設備	国土交通省航空局 航空灯火・電気技術室
99	99		交流1kV 超過・直流1.5kV 超過の電力設備のシステムエンジニアリング及び施工	(社)日本電気協会
100	100		オーディオ・ビデオ・マルチメディアシステム及び機器	(社)電子情報技術産業協会
		TA1	放送用エンドユーザ機器	
		TA2	色彩計測及び管理	
		TA4	デジタルシステムインタフェース	
		TA5	テレビ、サウンドシグナル及びインタラクティブサービスのケーブルネットワーク	
		TA6	業務用ストレージ	
		TA7	民生用ストレージ	
		TA8	マルチメディアホームサーバシステム	
		TA9	エンドユーザネットワーク用 AV マルチメディアアプリケーション	
		TA10	マルチメディア電子出版及び電子書籍	
		TA11	AV マルチメディアシステムのクオリティ	
101	101		静電気	(財)日本電子部品信頼性センター

国内 委員会	IEC		名 称	所轄団体（事務局）
	TC	SC		
103	103		無線通信用送信装置	(社)電子情報通信学会
104	104		環境条件、分類及び試験方法	(財)日本電子部品信頼性センター
105	105		燃料電池	(社)日本電機工業会
106	106		人体ばく露に関する電界、磁界及び電磁界評価方法	(社)電気学会
107	107		航空用電子部品のプロセスマネジメント	(社)日本航空宇宙工業会
108	108		オーディオ・ビデオ、情報技術、通信技術分野における電子機器の安全性	(社)ビジネス機械・情報システム産業協会
109	109		低圧系統内機器の絶縁協調	(社)電気学会
110	110		フラットパネルディスプレイ	(社)電子情報技術産業協会
111	111		電気・電子機器、システムの環境規格	(社)電気学会
112	112		電気絶縁材料とシステムの評価と認定	
113	113		電気・電子分野の製品及びシステムのナノテクノロジー	(社)電子情報技術産業協会
114	114		海洋エネルギー（波力・潮力変換）	(社)電気学会
115	115		100kVを超える高電圧直流送電システム	
116	116		手持ち電動工具の安全性	(社)日本電機工業会
ISO70	ISO70		携帯発電機	日本陸用内燃機関協会

【備考】塗りつぶしたセルの国内委員会が、電気用品等規格・基準国際化委員会の小委員会に該当する。

8. 省令2項J規格一覧

平成21年9月11日時点における省令2項のJ規格一覧表を表5-27に示す。J規格として引用するJIS規格がある場合は、そのJISとの対比も示している。

表5-27 省令2項J規格一覧表（H21/9/11時点）

基 準		引用JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60065 (H20)	オーディオ、ビデオ及び類似の電子機器－安全性要求事項	日本工業規格（以下「JIS」という。）C 6065：2007	International Electrotechnical Commission規格（以下「IEC」という。）60065(2001)に対応
J60068-2-2 (H14)	環境試験方法－電気・電子－高温（耐熱性）－試験方法	JIS C 60068-2-2：1995	IEC 60068-2-2(1974), Amendment(以下「Amd.」という。)No.1(1993), Amd.No.2(1994)に対応
J60068-2-3 (H14)	環境試験方法－電気・電子－高温高湿（定常）試験方法	JIS C 60068-2-3：1987	IEC 60068-2-3(1969)に対応
J60068-2-6 (H14)	環境試験方法－電気・電子－正弦波振動試験方法	JIS C 60068-2-6：1999	IEC 60068-2-6(1995)に対応
J60068-2-11 (H14)	環境試験方法－電気・電子－塩水噴霧試験方法	JIS C 60068-2-11：1989	IEC 60068-2-11(1981)に対応
J60068-2-20 (H14)	環境試験方法－電気・電子－はんだ付け試験方法	JIS C 60068-2-20：1996	IEC 60068-2-20(1979), Amd.No.2(1987)に対応
J60068-2-21 (H14)	環境試験方法－電気・電子－端子強度試験方法	JIS C 0051：1994	IEC 60068-2-21(1983),Amd.No.1(1985),Amd.No.2(1991), Amd.No.3(1993)に対応
J60068-2-28 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐湿性試験－指針	JIS C 60068-2-28：1993	IEC 60068-2-28(1990)に対応
J60068-2-30 (H14)	環境試験方法－電気・電子－温湿度サイクル（12＋12時間サイクル）試験方法	JIS C 60068-2-30：1988	IEC 60068-2-30(1980),Amd.No.1(1985)に 対応
J60068-2-32 (H14)	環境試験方法－電気・電子－自然落下試験方法	JIS C 60068-2-32：1995	IEC 60068-2-32(1975),Amd.No.1(1982),Amd.No.2(1990)に対応
J60068-2-63 (H14)	環境試験方法－電気・電子－スプリングハンマ衝撃試験方法	JIS C 0046：1993	IEC 60068-2-63(1991)に対応
J60085 (H14)	電気絶縁の耐熱クラス及び耐熱性評価	JIS C 4003：1998	IEC 60085(1984)に対応
J60112 (H14)	湿潤状態での固体電気絶縁材料の比較トラッキング指数及び保証トラッキング指数を決定する試験方法	JIS C 2134：1996	IEC 60112(1979)に対応
J60127-1 (H20)	ミニチュアヒューズ－ 第1部：ミニチュアヒューズに関する定義及びミニチュアヒューズリンクに対する一般要求事項	JIS C 6575-1：2005	IEC 60127-1(1988),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2002)に対応
J60127-2 (H20)	ミニチュアヒューズ－ 第2部：管形ヒューズリンク	JIS C 6575-2：2005	IEC 60127-2(2003),Amd.No.1(2003)に対応
J60127-3 (H20)	ミニチュアヒューズ－ 第3部：サブミニチュアヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）	JIS C 6575-3：2005	IEC 60127-3(1988),Amd.No.1(1991),Amd.No.2(2002)に対応
J60127-4 (H20)	ミニチュアヒューズ－ 第4部：UMヒューズリンク（UMF）及びその他の包装ヒューズリンク（その他の包装ヒューズ）	JIS C 6575-4：2005	IEC 60127-4(1996),Amd.No.1(2002),Amd.No.2(2003)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60155 (H14)	蛍光灯用グロースタータ	—	IEC 60155(1993),Amd.No.1(1995)に対応
J60227-1 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第1部：一般的要求事項	JIS C 3662-1：2003	IEC 60227-1(1993),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1998)に対応
J60227-2 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第2部：試験方法	JIS C 3662-2：2003	IEC 60227-2(1997)に対応
J60227-3 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第3部：固定配線用シースなしケーブル	JIS C 3662-3：2003	IEC 60227-3(1993),Amd.No.1(1997)に対応
J60227-4 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第4部：固定配線用シース付きケーブル	JIS C 3662-4：2003	IEC 60227-4(1992),Amd.No.1(1997)に対応
J60227-5 (H20)	定格電圧450/750V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第5部：可とうケーブル（コード）	JIS C 3662-5：2003	IEC 60227-5(1997),Amd.No.1(1997)に対応
J60227-7 (H20)	定格電圧450/750 V以下の塩化ビニル絶縁ケーブル－ 第7部：遮へい付き又は遮へいなしの2心以上の多心可とうケーブル	JIS C 3662-7：2003	IEC 60227-7(1995)に対応
J60228 (H14)	絶縁ケーブルの導体	JIS C 3664：1998	IEC 60228(1978),Amd.No.1(1993)に対応
J60238 (H20)	ねじ込みランプソケット	JIS C 8280：2007	IEC 60238(2004)に対応
J60245-1 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第1部：一般的要求事項	JIS C 3663-1：2003	IEC 60245-1(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1997)に対応
J60245-2 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第2部：試験方法	JIS C 3663-2：2003	IEC 60245-2(1994),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(1997)に対応
J60245-3 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第3部：耐熱シリコンゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-3：2003	IEC 60245-3(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60245-4 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第4部：コード及び可とうケーブル	JIS C 3663-4：2003	IEC 60245-4(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60245-6 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第6部：アーク溶接電極ケーブル	JIS C 3663-6：2003	IEC 60245-6(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60245-7 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第7部：耐熱性エチレンビニルアセテートゴム絶縁ケーブル	JIS C 3663-7：2001	IEC 60245-7(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60245-8 (H20)	定格電圧450/750V以下のゴム絶縁ケーブル－ 第8部：高可とう性コード	JIS C 3663-8：2003	IEC 60245-8(1998)に対応
J60269-1 (H14)	低電圧ヒューズ－ 第1部：一般要求事項	JIS C 8269-1：2000	IEC 60269-1(1986),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(1995)に対応
J60269-2 (H14)	低電圧ヒューズ－ 第2部：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）	JIS C 8269-2：2000	IEC 60269-2(1986),Amd.No.1(1995)に対応
J60269-2-1 (H14)	低電圧ヒューズ パート2-1：専門家用ヒューズの追加要求事項（主として工業用のヒューズ）セクションIからV：専門家用標準ヒューズの例	—	IEC 60269-2-1(1996)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60269-3 (H14)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）	—	IEC 60269-3(1987)に対応
J60269-3-1 (H14)	低電圧ヒューズ パート3：非熟練者用ヒューズの追加必要事項（主として家庭用及びこれに類する用途のヒューズ）セクションIからIV	—	IEC 60269-3-1(1994),Amd.No.1(1995)に対応
J60269-J1 (H14)	低電圧ヒューズ－ 第11部：A種、B種ヒューズ	JIS C 8269-11：2000	
J60309-1 (H20)	工業用プラグ、コンセント及びカプラー 第1部：通則	JIS C 8285-1：2007	IEC 60309-1(1999)に対応
J60320-1 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート1：一般要求事項	—	IEC 60320-1(1994),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(1996)に対応
J60320-2-1 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：ミシン用カブラ	—	IEC 60320-2-1(2000)に対応
J60320-2-3 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：IPX1以上の保護度合を有する機器用カブラ	—	IEC 60320-2-3(1998)に対応
J60320-2-J1 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の機器用カプラー パート2：電熱機器用カブラ	—	
J60332-1 (H14)	電気ケーブルの難燃試験－ 第1部：絶縁電線又はケーブルの一条垂直試験	JIS C 3665-1：1998	IEC 60332-1(1993)に対応
J60335-1 (3版-H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート1：一般要求事項（以下「3版対応のパート1」という。）	—	IEC 60335-1(1991),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(1999)に対応
J60335-1 (4版-H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第1部：一般要求事項	JIS C 9335-1：2003	IEC 60335-1(2001)に対応
J60335-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-2部：真空掃除機及び吸水式掃除機の個別要求事項	JIS C 9335-2-2：2004	IEC 60335-2-2(2002)に対応
J60335-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-3部：電気アイロンの個別要求事項	JIS C 9335-2-3：2004	IEC 60335-2-3(2002)に対応
J60335-2-4 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-4部：電気脱水機の個別要求事項	JIS C 9335-2-4：2004	IEC 60335-2-4(2002)に対応
J60335-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-5部：電気食器洗機の個別要求事項	JIS C 9335-2-5：2004	IEC 60335-2-5(2002)に対応
J60335-2-6 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-6部：据置形ホブ、オープン、クッキングレンジ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-6：2004	IEC 60335-2-6(2002)に対応
J60335-2-7 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-7部：電気洗濯機の個別要求事項	JIS C 9335-2-7：2004	IEC 60335-2-7(2002)に対応
J60335-2-8 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-8部：電気かみそり及び毛髪バリカンの個別要求事項	JIS C 9335-2-8：2004	IEC 60335-2-8(2002)に対応
J60335-2-9 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-9部：可搬形ホブ、オープン、トースタ及びこれらに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-9：2004	IEC 60335-2-9(2002)に対応

基 準		引用JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60335-2-10 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-10部：床処理機及び湿式洗いブラシ機の個別要求事項	JIS C 9335-2-10：2004	IEC 60335-2-10(2002)に対応
J60335-2-11 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-11部：回転ドラム式電気乾燥機の個別要求事項	JIS C 9335-2-11：2004	IEC 60335-2-11(2002)に対応
J60335-2-12 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-12部：ウォームプレート及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-12：2005	IEC 60335-2-12(2002)に対応
J60335-2-13 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-13部：深めのフライなべ、フライパン及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-13：2006	IEC 60335-2-13(2002)に対応
J60335-2-14 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-14部：ちゅう房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-14：2005	IEC 60335-2-14(2002)に対応
J60335-2-15 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-15部：液体加熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-15：2004	IEC 60335-2-15(2002)に対応
J60335-2-16 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-16部：デイスポーザの個別要求事項	JIS C 9335-2-16：2005	IEC 60335-2-16(2002)に対応
J60335-2-17 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-17部：毛布、パッド及びこれに類する可とう電熱機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-17：2005	IEC 60335-2-17(2002)に対応
J60335-2-21 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-21部：貯湯式電気温水器の個別要求事項	JIS C 9335-2-21：2005	IEC 60335-2-21(2002)に対応
J60335-2-23 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-23部：スキンケア又はヘアケア用機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-23：2005	IEC 60335-2-23(2003)に対応
J60335-2-24 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-24部：冷却用機器、アイスクリーム機器及び製氷機の個別要求事項	JIS C 9335-2-24：2005	IEC 60335-2-24(2002)に対応
J60335-2-25 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-25部：電子レンジ及び複合形電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-25：2003	IEC 60335-2-25(2002)に対応
J60335-2-26 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-26部：クロックの個別要求事項	JIS C 9335-2-26：2004	IEC 60335-2-26(2002)に対応
J60335-2-27 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-27部：紫外線及び赤外線による皮膚照射用装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-27：2005	IEC 60335-2-27(2003),Amd.No.1(2004) に対応
J60335-2-28 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-28部：ミシンの個別要求事項	JIS C 9335-2-28：2004	IEC 60335-2-28(2002)に対応
J60335-2-29 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-29部：バッテリーチャージャの個別要求事項	JIS C 9335-2-29：2004	IEC 60335-2-29(2002)に対応
J60335-2-30 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-30部：ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-30：2006	IEC 60335-2-30(2002)に対応
J60335-2-31 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-31部：レンジフードの個別要求事項	JIS C 9335-2-31：2005	IEC 60335-2-31(2002)に対応
J60335-2-32 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-32部：マッサージ器の個別要求事項	JIS C 9335-2-32：2005	IEC 60335-2-32(2002)に対応
J60335-2-34 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-34部：電動圧縮機の個別要求事項	JIS C 9335-2-34：2004	IEC 60335-2-34(2002)に対応

基 準		引用JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60335-2-35 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-35部：瞬間湯沸器の個別要求事項	JIS C 9335-2-35：2005	IEC 60335-2-35(2002)に対応
J60335-2-36 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-36部：業務用電気レンジ、オープン、コンろ及びコンろ部の個別要求事項	JIS C 9335-2-36：2005	IEC 60335-2-36(2002),Amd.No.1(2004) に対応
J60335-2-37 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-37部：業務用フライヤの個別要求事項	JIS C 9335-2-37：2005	IEC 60335-2-37(2002)に対応
J60335-2-38 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-38部：業務用電気グリドル及びグリドルグリルの個別要求事項	JIS C 9335-2-38：2005	IEC 60335-2-38(2002)に対応
J60335-2-39 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-39部：業務用多目的調理なべの個別要求事項	JIS C 9335-2-39：2005	IEC 60335-2-39(2002),Amd.No.1(2004) に対応
J60335-2-40 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-40部：エアコンディショナ及び除湿機の個別要求事項	JIS C 9335-2-40：2004	IEC 60335-2-40(2002)に対応
J60335-2-41 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-41部：ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-41：2006	IEC 60335-2-41(2002)に対応
J60335-2-42 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-42部：業務用コンベクション、蒸し器及びスチームコンベクションオープンの個別要求事項	JIS C 9335-2-42：2005	IEC 60335-2-42(2002)に対応
J60335-2-43 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-43部：衣類乾燥機及びタオルレールの個別要求事項	JIS C 9335-2-43：2005	IEC 60335-2-43(2002)に対応
J60335-2-44 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-44部：電気アイロナの個別要求事項	JIS C 9335-2-44：2006	IEC 60335-2-44(2002)に対応
J60335-2-45 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-45部：可搬形加熱工具及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-45：2005	IEC 60335-2-45(2002)に対応
J60335-2-47 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-47部：業務用電気煮炊きなべの個別要求事項	JIS C 9335-2-47：2005	IEC 60335-2-47(2002)に対応
J60335-2-48 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-48部：業務用グリル及びトースタの個別要求事項	JIS C 9335-2-48：2005	IEC 60335-2-48(2002)に対応
J60335-2-49 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-49部：業務用電気温蔵庫の個別要求事項	JIS C 9335-2-49：2005	IEC 60335-2-49(2002)に対応
J60335-2-50 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-50部：業務用湯せん器の個別要求事項	JIS C 9335-2-50：2005	IEC 60335-2-50(2002)に対応
J60335-2-51 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-51部：給湯及び給水設備用据置形循環ポンプの個別要求事項	JIS C 9335-2-51：2006	IEC 60335-2-51(2002)に対応
J60335-2-52 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-52部：口こう（腔）衛生機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-52：2005	IEC 60335-2-52(2002)に対応
J60335-2-53 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-53部：サウナ用電熱装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-53：2005	IEC 60335-2-53(2002)に対応

基 準		引用JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60335-2-54 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-54部：液体又は蒸気利用表面掃除機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-54：2005	IEC 60335-2-54(2002),Amd.No.1(2004) に対応
J60335-2-55 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-55部：水槽及び庭池用電気機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-55：2005	IEC 60335-2-55(2002)に対応
J60335-2-56 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-56部：プロジェクタ及びこれに類する機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-56：2005	IEC 60335-2-56(2002)に対応
J60335-2-58 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-58部：業務用の電気式食器洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-58：2005	IEC 60335-2-58(2002)に対応
J60335-2-59 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-59部：電撃殺虫器の個別要求事項	JIS C 9335-2-59：2005	IEC 60335-2-59(2002)に対応
J60335-2-60 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-60部：渦流浴槽の個別要求事項	JIS C 9335-2-60：2005	IEC 60335-2-60(2002)に対応
J60335-2-61 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-61部：蓄熱形ルームヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-61：2006	IEC 60335-2-61(2002)に対応
J60335-2-64 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-64部：業務用ちゅう（厨）房機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-64：2005	IEC 60335-2-64(2002)に対応
J60335-2-65 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-65部：空気清浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-65：2004	IEC 60335-2-65(2002)に対応
J60335-2-66 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-66部：ウォータベッド用ヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-66：2005	IEC 60335-2-66(2002)に対応
J60335-2-67 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-67部：工業用及び業務用床処理並びに床磨き機の個別要求事項	JIS C 9335-2-67：2005	IEC 60335-2-67(2002)に対応
J60335-2-71 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-71部：動物ふ卵及び飼育用電熱器具の個別要求事項	JIS C 9335-2-71：2005	IEC 60335-2-71(2002)に対応
J60335-2-73 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-73部：固定形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-73：2005	IEC 60335-2-73(2002)に対応
J60335-2-74 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-74部：可搬形浸せきヒータの個別要求事項	JIS C 9335-2-74：2005	IEC 60335-2-74(2002)に対応
J60335-2-75 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-75部：業務用ディスペンサ及び自動販売機の個別要求事項	JIS C 9335-2-75：2004	IEC 60335-2-75(2002)に対応
J60335-2-76 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-76部：電気さく用電源装置の個別要求事項	JIS C 9335-2-76：2005	IEC 60335-2-76(2002)に対応
J60335-2-77 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-77部：手押し式制御芝刈り機の個別要求事項	JIS C 9335-2-77：2005	IEC 60335-2-77(2002)に対応
J60335-2-78 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-78部：屋外用バーベキュー台の個別要求事項	JIS C 9335-2-78：2005	IEC 60335-2-78(2002)に対応

基 準		引用JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60335-2-79 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-79部：高圧洗浄機及びスチーム洗浄機の個別要求事項	JIS C 9335-2-79：2007	IEC 60335-2-79(2002),Amd.No.1(2004) に対応
J60335-2-80 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-80部：ファンの個別要求事項	JIS C 9335-2-80：2006	IEC 60335-2-80(2002)に対応
J60335-2-81 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-81部：足温器及び電熱マットの個別要求事項	JIS C 9335-2-81：2006	IEC 60335-2-81(2002)に対応
J60335-2-82 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-82部：サービスマシン及びアミューズメント機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-82：2005	IEC 60335-2-82(2002)に対応
J60335-2-83 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-83部：電熱式雨どい凍結防止器の個別要求事項	JIS C 9335-2-83：2007	IEC 60335-2-83(2001)に対応
J60335-2-84 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気トイレーの個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	—	IEC 60335-2-84(1998)に対応
J60335-2-85 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-85部：ファブリックスチーマの個別要求事項	JIS C 9335-2-85：2005	IEC 60335-2-85(2002)に対応
J60335-2-89 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-89部：業務用冷凍冷蔵機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-89：2005	IEC 60335-2-89(2002)に対応
J60335-2-90 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-90部：業務用電子レンジの個別要求事項	JIS C 9335-2-90：2003	IEC 60335-2-90(2002)に対応
J60335-2-91 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-91部：電気後押し式及び手持ち式の芝刈り込み機及び芝緑刈り込み機の個別要求事項	JIS C 9335-2-91：2005	IEC 60335-2-91(2002)に対応
J60335-2-92 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-92部：歩行式芝生用スカリアファイア及びエアレータの個別要求事項	JIS C 9335-2-92：2005	IEC 60335-2-92(2002)に対応
J60335-2-94 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-94部：はさみ形草刈り機の個別要求事項	JIS C 9335-2-94：2005	IEC 60335-2-94(2002)に対応
J60335-2-96 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-96部：室内暖房のためのシート状の可とう性電熱素子の個別要求事項	JIS C 9335-2-96：2005	IEC 60335-2-96(2002),Amd.No.1(2003) に対応
J60335-2-98 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-98部：加湿器の個別要求事項	JIS C 9335-2-98：2006	IEC 60335-2-98(2002)に対応
J60335-2-100 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-100部：手持形のガーデンブロー、バキューム及びブロワバキュームの個別要求事項	JIS C 9335-2-100：2007	IEC 60335-2-100(2002)に対応
J60335-2-102 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-102部：商用電源に接続するガス、石油及び固形燃料燃焼機器の個別要求事項	JIS C 9335-2-102：2007	IEC 60335-2-102(2004)に対応
J60335-2-105 (H20)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全性－ 第2-105部：多機能シャワーキャビネットの個別要求事項	JIS C 9335-2-105：2007	IEC 60335-2-105(2004)に対応
J60335-2-J1 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート2：電気カーペット等の床敷物類の個別要求事項（3版対応のパート1を併用する）	—	

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60335-2-J2 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：電気こたつの個別要求事項（3版対応 のパート1を併用する）	—	
J60335-2-J3 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：ハードあんかの個別要求事項（3版対 応のパート1を併用する）	—	
J60335-2-J5 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：温風暖房機の個別要求事項（3版対応 のパート1を併用する）	—	
J60335-2-J6 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：電気乾燥機器の個別要求事項（3版対 応のパート1を併用する）	—	
J60335-2-J7 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：水電解器の個別要求事項（3版対応の パート1を併用する）	—	
J60335-2-J8 (H14)	家庭用及びこれに類する電気機器の安全 パート 2：電子冷蔵庫の個別要求事項（3版対応 のパート1を併用する）	—	
J60384-14 (H14)	電子機器用固定コンデンサ－ 第14部：品種別通則：電源用電磁障害防止固定 コンデンサ	JIS C 5101-14： 1998	IEC 60384-14(1993),Amd.No.1(1995)に対応
J60400 (H14)	蛍光灯用ソケット及びグロースタートソケット	—	IEC 60400(1999)に対応
J60432-1 (H14)	白熱電球類の安全規定 パート 1：一般照明用の白熱電球	—	IEC 60432-1(1999)に対応
J60491 (H14)	エレクトロニクフラッシュ装置の安全要求事 項	—	IEC 60491(1984)に対応
J60529 (H14)	電気機器の防水試験及び固形物の侵入に対する 保護等級（IPコード）	—	IEC 60529(1989)に対応
J60570 (H20)	ライティングダクト－ 照明器具用ダクトの安全性要求事項	JIS C 8472：2005	IEC 60570(2003)に対応
J60584-1 (H14)	熱電対 パート 1：参考表	—	IEC 60584-1(1977)に対応
J60598-1 (H14)	照明器具 パート 1：一般要求事項及び試験	—	IEC 60598-1(1996),Amd.No.1(1998)に対応
J60598-2-1 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション1：定着灯器具	—	IEC 60598-2-1(1979),Amd.No.1(1987)に対応
J60598-2-2 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション2：埋込型照明器具	—	IEC 60598-2-2(1996),Amd.No.1(1997)に対応
J60598-2-3 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション3：道路及び街路用照明器具	—	IEC 60598-2-3(1993),Amd.No.1(1997)に対応
J60598-2-4 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション4：一般用移動灯器具	—	IEC 60598-2-4(1997)に対応
J60598-2-5 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション5：投光器	—	IEC 60598-2-5(1998)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60598-2-6 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション6：変圧器内蔵白熱灯器具	—	IEC 60598-2-6(1994),Amd.No.1(1996)に対応
J60598-2-7 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション7：可搬式庭園灯器具	—	IEC 60598-2-7(1982),Amd.No.1(1987), Amd. No.2(1994)に対応
J60598-2-8 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション8：ハンドランプ	—	IEC 60598-2-8(1996)に対応
J60598-2-9 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション9：写真及び映画照明器具（ノンプロ フェッショナル）	—	IEC 60598-2-9(1987),Amd.No.1(1993)に対応
J60598-2-17 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション17：舞台照明、テレビ、映画及び写 真スタジオ用の照明器具（屋外、屋内用）	—	IEC 60598-2-17(1984),Amd.No.1(1987),Amd. No.2(1990)に対応
J60598-2-19 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション19：空調照明器具（安全要求事項）	—	IEC 60598-2-19(1981),Amd.No.1(1987),Amd. No.2(1997)に対応
J60598-2-20 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション20：ライティングチェーン	—	IEC 60598-2-20(1996),Amd.No.1(1998)に 対 応
J60598-2-22 (H14)	照明器具 パート 2：個別要求事項 セクション22：非常時用照明器具	—	IEC 60598-2-22(1997)に対応
J60669-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用 スイッチ パート 1：一般要求事項	—	IEC 60669-1(1998), Amd.No.1(1999)に対応
J60669-2-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用 スイッチ パート 2：個別要求事項 セクション1：電子スイッチ	—	IEC 60669-2-1(1996),Amd.No.1(1997),Amd. No.2(1999)に対応
J60669-2-2 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用 スイッチ パート 2：個別要求事項 セクション2：電磁遠隔制御式スイッチ（R.C.S.）	—	IEC 60669-2-2(1996),Amd.No.1(1997)に対応
J60669-2-3 (H16)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備用 スイッチ パート 2：遅延スイッチ（T.D.S.）の個別要求事 項	—	IEC 60669-2-3(1997)に対応
J60670-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の 電気アクセサリ用のボックス及びエンクロー ジャー 第1部：一般要求事項	JIS C 8462-1： 2007	IEC 60670-1(2002)に対応
J60670-21 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の 電気アクセサリ用のボックス及びエンクロー ジャー 第21部：懸架手段を備えたボックス及びエンク ロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-21： 2007	IEC 60670-21(2004)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60670-22 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の固定電気設備の電気アクセサリ用のボックス及びエンクロージャー 第22部：接続用ボックス及びエンクロージャに対する個別要求事項	JIS C 8462-22：2007	IEC 60670-22(2003)に対応
J60691 (H20)	温度ヒューズ－ 要求事項及びガイドライン	JIS C 6691：2003	IEC 60691(1993),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(2000)に対応
J60695-2-1/0 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 グローワイヤ（赤熱棒押付け）試験方法－通則	JIS C 60695-2-10：1997	IEC 60695-2-1/0(1994)に対応
J60695-2-1/1 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 最終製品に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）試験及び指針	JIS C 60695-2-11：1997	IEC 60695-2-1/1(1994)に対応
J60695-2-1/2 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）燃焼性試験方法	JIS C 60695-2-12：1997	IEC 60695-2-1/2(1994)に対応
J60695-2-1/3 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 材料に対するグローワイヤ（赤熱棒押付け）着火性試験方法	JIS C 60695-2-13：1997	IEC 60695-2-1/3(1994)に対応
J60695-2-2 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 ニードルフレーム（注射針バーナ）試験方法	JIS C 60695-2-2：2000	IEC 60695-2-2(1991),Amd.No.1(1994)に対応
J60695-2-3 (H14)	環境試験方法－電気・電子－ ヒータによる不完全接続耐火性試験方法	JIS C 60695-2-3：1987	IEC 60695-2-3(1984)に対応
J60695-2-4/0 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 拡散炎及び予混炎試験方法	JIS C 60695-2-4-0：1995	IEC 60695-2-4/0(1991)に対応
J60695-2-4/1 (H14)	環境試験方法－電気・電子－耐火性試験 公称1kw 予混試験用炎及び指針	JIS C 60695-11-2：1995	IEC 60695-2-4/1(1991),Amd.No.1(1994)に対応
J60707 (H14)	環境試験方法－電気・電子－ 炎着火源による固体非金属材料の燃焼性－試験方法のリスト	JIS C 0066：1993	IEC 60707(1981), Amd.No.1(1992)に対応
J60730-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第1部：一般要求事項	JIS C 9730-1：2004	IEC 60730-1(1999)に対応
J60730-2-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-1部：家庭用電気機器の電気制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-1：2000	IEC 60730-2-1(1989)に対応
J60730-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-2部：感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-2：2004	IEC 60730-2-2(2001)に対応
J60730-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-3部：蛍光灯用安定器の温度保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-3：2004	IEC 60730-2-3(1990),Amd.No.1(1995),Amd.No.2(2001)に対応
J60730-2-4 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-4部：密閉形及び半密閉形の電動圧縮機用の感熱式モータ保護装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-4：2004	IEC 60730-2-4(1990),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(2001)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60730-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-5部：バーナ制御システムの個別要求事項	JIS C 9730-2-5：2004	IEC 60730-2-5(2000)に対応
J60730-2-6 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-6部：機械的要求事項を含む自動圧力検出電気制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-6：2004	IEC 60730-2-6(1991),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(1997)に対応
J60730-2-7 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-7部：タイマ及びタイマスイッチの個別要求事項	JIS C 9730-2-7：2004	IEC 60730-2-7(1990),Amd.No.1(1994)に対応
J60730-2-8 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-8部：電動式ウォーターバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-8：2004	IEC 60730-2-8(2000),Amd.No.1(2002)に対応
J60730-2-9 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-9部：温度検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-9：2004	IEC 60730-2-9(2000),Amd.No.1(2002)に対応
J60730-2-10 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-10部：電気駆動モータ起動リレーの個別要求事項	JIS C 9730-2-10：2004	IEC 60730-2-10(1991),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(2001)に対応
J60730-2-11 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-11部：エネルギー調整器の個別要求事項	JIS C 9730-2-11：2004	IEC 60730-2-11(1993),Amd.No.1(1994),Amd.No.2(1997)に対応
J60730-2-12 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-12部：電気作動ドアロックの個別要求事項	JIS C 9730-2-12：2004	IEC 60730-2-12(1993),Amd.No.1(1995)に対応
J60730-2-13 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-13部：湿度検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-13：2004	IEC 60730-2-13(1995),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2000)に対応
J60730-2-14 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-14部：電気アクチュエータの個別要求事項	JIS C 9730-2-14：2004	IEC 60730-2-14(1995),Amd.No.1(2001)に対応
J60730-2-15 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-15部：ボイラー用のフロート又は電極式の自動電気水位検知制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-15：2004	IEC 60730-2-15(1994),Amd.No.1(1997)に対応
J60730-2-16 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-16部：家庭用及びこれに類するフロート式自動電気水位作動制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-16：2004	IEC 60730-2-16(1995),Amd.No.1(1997),Amd.No.2(2001)に対応
J60730-2-17 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-17部：ガスバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-17：2004	IEC 60730-2-17(1997),Amd.No.1(2000)に対応
J60730-2-18 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第2-18部：水流量及び空気流量検出制御装置の個別要求事項	JIS C 9730-2-18：2004	IEC 60730-2-18(1997)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60730-2-19 (H20)	家庭用及びこれに類する用途の自動電気制御装置－ 第 2-19 部：オイルバルブの個別要求事項	JIS C 9730-2-19：2004	IEC 60730-2-19(1997),Amd.No.1(2000) に 対 応
J60745-1 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 1：一般要求事項	—	IEC 60745-1(1982)に対応
J60745-2-1 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：電気ドリルの個別要求事項	—	IEC 60745-2-1(1989),Amd.No.1(1992)に対応
J60745-2-2 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：電気スクリュードライバー及びインパクトレンチの個別要求事項	—	IEC 60745-2-2(1982),Amd.No.1(1991)に対応
J60745-2-3 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：グラインダー、ポリッシャー及びディスクサンダーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-3(1984),Amd.No.1(1995)に対応
J60745-2-4 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：サンダーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-4(1983),Amd.No.1(1992),Amd.No.2(1995)に対応
J60745-2-5 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：丸鋸及び円盤式ナイフの個別要求事項	—	IEC 60745-2-5(1993)に対応
J60745-2-6 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：ハンマーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-6(1989),Amd.No.1(1992)に対応
J60745-2-7 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：不燃性液体用スプレーガンの個別要求事項	—	IEC 60745-2-7(1989)に対応
J60745-2-8 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：シートメタルシャーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-8(1982),Amd.No.1(1992)に対応
J60745-2-9 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：タッパーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-9(1984)に対応
J60745-2-11 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：往復動ののこぎりの個別要求事項（ジグソー及びセーバーソー）	—	IEC 60745-2-11(1984)に対応
J60745-2-12 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：コンクリートバイブレーターの個別要求事項（内部振動）	—	IEC 60745-2-12(1982),Amd.No.1(1991) に 対 応
J60745-2-13 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：チェーンソーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-13(1989),Amd.No.1(1992) に 対 応
J60745-2-14 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：かんなの個別要求事項	—	IEC 60745-2-14(1984)に対応
J60745-2-15 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：ヘッジトリマー及びグラスシャーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-15(1984)に対応
J60745-2-16 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：タッカーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-16(1993)に対応
J60745-2-17 (H14)	手持ち型電動工具の安全 パート 2：ルーター及びトリマーの個別要求事項	—	IEC 60745-2-17(1989)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60811-1-1 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 1 部：試験法総則－ 第 1 節：厚さ、仕上寸法の測定及び機械的特性試験	JIS C 3660-1-1：1998	IEC 60811-1-1(1993)に対応
J60811-1-2 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 1 部：試験法総則－ 第 2 節：熱老化試験方法	JIS C 3660-1-2：1998	IEC 60811-1-2(1985),Amd.No.1(1989)に対応
J60811-1-3 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 1 部：試験法総則－ 第 3 節：密度測定の方法－耐水性試験－収縮試験	JIS C 3660-1-3：1998	IEC 60811-1-3(1993)に対応
J60811-1-4 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 1 部：試験法総則－ 第 4 節：低温試験	JIS C 3660-1-4：1998	IEC 60811-1-4(1985),Amd.No.1(1993)に対応
J60811-2-1 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 2 部：エラストマーの特性試験方法－ 第 1 節：オゾン試験－ホットセット試験－耐油試験	JIS C 3660-2-1：1998	IEC 60811-2-1(1986),Amd.No.1(1993),Amd.2(1993)に対応
J60811-3-1 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 3 部：ビニルコンパウンドの試験方法－ 第 1 節：加熱変形試験－巻付加熱試験	JIS C 3660-3-1：1998	IEC 60811-3-1(1985),Amd.No.1(1994)に対応
J60811-3-2 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 3 部：ビニルコンパウンドの試験方法－ 第 2 節：加熱減量試験－熱安定性試験	JIS C 3660-3-2：1998	IEC 60811-3-2(1985),Amd.No.1(1993)に対応
J60811-4-1 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 4 部：ポリエチレン及びポリプロピレンコンパウンドの試験方法－ 第 1 節：耐環境応力き裂性－熱老化後の巻付試験－溶融指数の測定－PE 中のカーボンブラック及び無機充てん剤の含有量測定	JIS C 3660-4-1：1998	IEC 60811-4-1(1985),Amd.No.1(1988),Amd.No.2(1993)に対応
J60811-4-2 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 4 部：ポリエチレン及びポリプロピレンコンパウンドの試験方法－ 第 2 節：前処理後の破断時の伸び－前処理後の巻付試験－熱老化後の巻付試験－長期安定性試験(附属書 A)－銅触媒の酸化劣化試験(附属書 B)	JIS C 3660-4-2：1998	IEC 60811-4-2(1990)に対応
J60811-5-1 (H14)	電気ケーブルの絶縁体及びシース材料の共通試験方法－ 第 5 部：充てんコンパウンドの試験方法－ 第 1 節：滴下点－油分離－低温ぜい化－全酸価－腐食性試験－23℃誘電率－23℃と100℃の直流固有抵抗	JIS C 3660-5-1：1998	IEC 60811-5-1(1990)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60825-1 (H14)	レーザ製品の安全基準	JIS C 6802：1998	IEC 60825-1(1993),Amd.No.1(1998)に対応
J60838-1 (H20)	ランプソケット類－ 第 1 部：一般要求事項及び試験	JIS C 8121-1：2005	IEC 60838-1(1997),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2002)に対応
J60838-2-1 (H20)	ランプソケット類－ 第 2-1 部：S 14 形ランプソケットに関する安全性要求事項	JIS C 8121-2-1：2000	IEC 60838-2-1(1994),Amd.No.1(1998)に対応
J60884-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 1 部：通則	JIS C 8282-1：2007	IEC 60884-1(2002)に対応
J60884-2-1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-1 部：ヒューズ付きプラグの個別要求事項	JIS C 8282-2-1：2007	IEC 60884-2-1(1987)に対応
J60884-2-2 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-2 部：機器用コンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-2：2007	IEC 60884-2-2(1989)に対応
J60884-2-3 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-3 部：固定配線用インターロックをもたないスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-3：2007	IEC 60884-2-3(1989)に対応
J60884-2-5 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-5 部：アダプタの個別要求事項	JIS C 8282-2-5：2007	IEC 60884-2-5(1995)に対応
J60884-2-6 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-6 部：固定配線用インターロックをもつスイッチ付きコンセントの個別要求事項	JIS C 8282-2-6：2007	IEC 60884-2-6(1997)に対応
J60884-2-J1 (H20)	家庭用及びこれに類する用途のプラグ及びコンセント－ 第 2-11 部：引掛形などの接続器の個別要求事項	JIS C 8282-2-11：2007	
J60885-1 (H14)	電気ケーブルの電気試験方法－ 第 1 部：450／750 V 以下のケーブル、コード及び電線の電気試験	JIS C 3661-1：1998	IEC 60885-1(1987)に対応
J60920 (H14)	蛍光灯用安定器 一般及び安全要求事項	――	IEC 60920(1990),Amd.No.1(1993),Amd.No.2(1995)に対応
J60922 (H14)	放電灯用安定器（蛍光灯用安定器を除く） 一般及び安全要求事項	――	IEC 60922(1989),Amd.No.1(1990),Amd.No.2(1992)に対応
J60928 (H14)	蛍光灯用電子安定器 一般及び安全要求事項	――	IEC 60928(1995)に対応
J60950 (H19)	情報技術機器の安全性	――	IEC 60950(1999)に対応
J60968 (H14)	一般照明用の安定器内蔵型ランプ－安全要求事項	――	IEC 60968(1988),Amd.No.1(1991),Amd.No.2(1999)に対応
J60998-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 1：一般要求事項	――	IEC 60998-1(1990),Amd.No.1(1998)に対応
J60998-2-1 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 2：ねじ形締付式接続器具の個別要求事項	――	IEC 60998-2-1(1990)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J60998-2-2 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 2：ねじ無し形締付式接続器具の個別要求事項	――	IEC 60998-2-2(1991)に対応
J60998-2-3 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 2：絶縁貫通形締付式接続器具の個別要求事項	――	IEC 60998-2-3(1991)に対応
J60998-2-4 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 2：ねじ込み形接続器具の個別要求事項	――	IEC 60998-2-4(1993)に対応
J60998-2-5 (H14)	家庭用及びこれに類する用途の低電圧用接続器具 パート 2：端子又は接続器具用の接続ボックス（接続又は分岐用）の個別要求事項	――	IEC 60998-2-5(1996)に対応
J61029-1 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 1 部：一般要求事項	JIS C 9029-1：2006	IEC 61029-1(1990)に対応
J61029-2-1 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-1 部：丸のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-1：2006	IEC 61029-2-1(1993),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2001)に対応
J61029-2-2 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-2 部：ラジアルアームソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-2：2006	IEC 61029-2-2(1993)に対応
J61029-2-3 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-3 部：かんな盤及び一面かんな盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-3：2006	IEC 61029-2-3(1993),Amd.No.1(2001)に対応
J61029-2-4 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-4 部：卓上グラインダーの個別要求事項	JIS C 9029-2-4：2006	IEC 61029-2-4(1993),Amd.No.1(2001)に対応
J61029-2-5 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-5 部：帯のこ盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-5：2006	IEC 61029-2-5(1993),Amd.No.1(2001)に対応
J61029-2-6 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-6 部：給水式ダイヤモンドドリルの個別要求事項	JIS C 9029-2-6：2006	IEC 61029-2-6(1993)に対応
J61029-2-7 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-7 部：給水式ダイヤモンドソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-7：2006	IEC 61029-2-7(1993)に対応
J61029-2-8 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-8 部：単軸立面取り盤の個別要求事項	JIS C 9029-2-8：2006	IEC 61029-2-8(1995),Amd.No.1(1999),Amd.No.2(2001)に対応
J61029-2-9 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-9 部：マイタソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-9：2006	IEC 61029-2-9(1995)に対応
J61029-2-10 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-10 部：切断機の個別要求事項	JIS C 9029-2-10：2006	IEC 61029-2-10(1998)に対応
J61029-2-11 (H20)	可搬形電動工具の安全性－ 第 2-11 部：マイタベンチソーの個別要求事項	JIS C 9029-2-11：2006	IEC 61029-2-11(2001)に対応
J61050 (H15)	ネオン変圧器－一般及び安全要求事項	――	IEC 61050(1991),Amd.No.1(1994)に対応
J61058-1 (H20)	機器用スイッチ－ 第 1 部：一般要求事項	JIS C 4526-1：2005	IEC 61058-1(2000),Amd.No.1(2001)に対応
J61058-2-1 (H20)	機器用スイッチ－ 第 2-1 部：コードスイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-1：2005	IEC 61058-2-1(1992),Amd.No.1(1995)に対応
J61058-2-4 (H20)	機器用スイッチ－ 第 2-4 部：独立形固定スイッチの個別要求事項	JIS C 4526-2-4：2005	IEC 61058-2-4(1995),Amd.No.1(2003)に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J61058-2-5 (H20)	機器用スイッチ－ 第 2-5 部：切換セレクタの個別要求事項	JIS C 4526-2-5： 2005	IEC 61058-2-5(1994) に対応
J61084-1 (H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティ ングシステム－ 第 1 部：一般要求事項	JIS C 8471-1： 2000	IEC 61084-1(1991),Amd.No.1(1993) に対応
J61084-2-1 (H14)	電気設備用ケーブルトランキング及びダクティ ングシステム－ 第 2-1 部：壁及び天井に取り付けることを目的 とするケーブルトランキング及びダクティング システムの個別要求事項	JIS C 8471-2-1： 2000	IEC 61084-2-1(1996) に対応
J61184 (H20)	差込みランプソケット	JIS C 8122：2006	IEC 61184(1997),Amd.No.1(2000) に対応
J61195 (H14)	直管蛍光ランプ－安全要求事項	――	IEC 61195(1999) に対応
J61199 (H14)	片口金蛍光ランプ－安全要求事項	――	IEC 61199(1999) に対応
J61242 (H14)	電気附属品－家庭用及びこれに類するケーブル リール	――	IEC 61242(1995) に対応
J61347-1 (H20)	ランプ制御装置 －第 1 部：一般及び安全性要求事項	JIS C 8147-1： 2005	IEC 61347-1(2000) に対応
J61347-2-3 (H20)	ランプ制御装置 －第 2-3 部：交流電源用蛍光灯電子安定器の個 別要求事項	JIS C 8147-2-3： 2005	IEC 61347-2-3(2000) に対応
J61347-2-8 (H20)	ランプ制御装置 －第 2-8 部：蛍光灯安定器の個別要求事項	JIS C 8147-2-8： 2005	IEC 61347-2-8(2000) に対応
J61347-2-9 (H20)	ランプ制御装置 －第 2-9 部：放電灯安定器個別要求事項（蛍光 灯を除く）	JIS C 8147-2-9： 2005	IEC 61347-2-9(2000),Amd.No.1(2003) に対応
J61347-2-10 (H20)	ランプ制御装置－ 第 2-10 部：管形冷陰極放電ランプ（ネオン管） の高周波動作電子インバータ及び変換器の個 別要求事項	JIS C 8147-2- 10：2005	IEC 61347-2-10(2000) に対応
J61386-1 (H20)	電線管システム－ 第 1 部：通則	JIS C 8461-1： 2005	IEC 61386-1(1996),Amd.No.1(2000) に対応
J61386-21 (H20)	電線管システム－ 第 21 部：剛性（硬質）電線管システムの個別要 求事項	JIS C 8461-21： 2005	IEC 61386-21(2002) に対応
J61386-22 (H20)	電線管システム－ 第 22 部：プライアブル電線管システムの個別要 求事項	JIS C 8461-22： 2005	IEC 61386-22(2002) に対応
J61386-23 (H20)	電線管システム－ 第 23 部：フレキシブル電線管システムの個別要 求事項	JIS C 8461-23： 2005	IEC 61386-23(2002) に対応
J61558-1 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 1：一般要求事項と試験	――	IEC 61558-1(1997) に対応
J61558-2-1 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-1：汎用型複巻変圧器に関する特別要 求事項	――	IEC 61558-2-1(1997) に対応

基 準		引用 JIS	備 考
基準番号	表 題		
J61558-2-2 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-2：制御変圧器に関する特別要求事項	――	IEC 61558-2-2(1997) に対応
J61558-2-4 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-4：汎用型絶縁変圧器に関する特別要 求事項	――	IEC 61558-2-4(1997) に対応
J61558-2-5 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-5：シェーバー変圧器及びシェーバー 電源装置に関する特別要求事項	――	IEC 61558-2-5(1997) に対応
J61558-2-6 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-6：汎用安全絶縁変圧器に関する特別 要求事項	――	IEC 61558-2-6(1997) に対応
J61558-2-7 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-7：玩具用変圧器に関する特別要求事 項	――	IEC 61558-2-7(1997) に対応
J61558-2-8 (H14)	小型電力変圧器、電源装置及びこれに類する機 器の安全性 パート 2-8：ベル及びチャイム変圧器に関する 特別要求事項	――	IEC 61558-2-8(1998) に対応
J61558-2-15 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-15：医療施設の電源用アイソレート型 絶縁変圧器に関する特別要求事項	――	IEC 61558-2-15(1999) に対応
J61558-2-17 (H14)	変圧器、電源装置及びこれに類する機器の安全 性 パート 2-17：スイッチモード電源のための電源 変圧器に関する特別要求事項	――	IEC 61558-2-17(1997) に対応
J8528-8(H16)	往復動内燃機関駆動による交流発電装置 パート 8：低出力発電装置に対する要求事項及 び試験	――	International Standard Organization 規格 8528-8(1995) に対応
J55001 (H20)	雑音の強さの規定	――	
J55013 (H14)	音声及びテレビジョン放送受信機並びに関連機 器の無線妨害波特性の許容値及び測定法	――	International Special Committee on Radio Interface 規格（以下「CISPR」という。）13 (1996),Amd.No.1(1998) に対応
J55014-1 (H20)	家庭用電気機器、電動工具及び類似機器からの 妨害波の許容値及び測定法	――	CISPR14(1993), Amd.No.1(1996) に対応
J55015 (H20)	電気照明及び類似機器の無線妨害波特性の許容 値及び測定法	――	CISPR15(2000), Amd.No.1(2001),Amd.No.2 (2002) に対応
J55022 (H20)	情報技術装置からの妨害波の許容値及び測定法	――	CISPR22(1993), Amd.No.1(1995),Amd.No.2 (1996) に対応
J1000 (H14)	遠隔操作機構を有するものに対する要求事項	――	
J2000 (H20)	経年劣化による注意喚起表示に対する要求事項	――	

9. 電気用品安全法関係法令集記載のホームページ一覧

電気用品安全法関係法令等記載のホームページを表5-28に紹介する。

表5-28 電安法関係法令集記載のホームページリスト

法令名		HP アドレス
経済産業省 製品安全課 電気用品安全法のページ		http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei.htm
電気用品安全法		http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S36/S36HO234.html
電気用品安全法施行例		http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37SE324.html
電気用品安全法施行規則		http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37F03801000084.html
電気用品の適用範囲	特定電気用品	http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/denkiyouhin_ichiran/tokutei_denki.htm
	特定電気用品以外の電気用品	http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/denkiyouhin_ichiran/tokuteigai_denki.htm
電気用品の技術上の基準を定める省令＜第一項基準＞		http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S37/S37F03801000085.html
電気用品の技術上の基準を定める省令＜第二項基準＞		http://www.meti.go.jp/policy/consumer/seian/denan/hourei/gijutsukijun/2koukijun/140318.htm

10. 問合せ先リスト

電気用品調査委員会、電気用品等規格・基準国際化委員会に関連する団体の問い合わせ先を表5-29に紹介する。

表5-29 問い合わせ先リスト

組織名	所属名	電話番号	FAX 番号	HP アドレス
(社)日本電気協会	技術部	03-3216-0553	03-3214-6005	http://www.denki.or.jp/
経済産業省	商務情報政策局 製品安全課	03-3501-4707	03-3501-6201	http://www.meti.go.jp/product_safety/index.html
(独)製品評価技術基盤機構	生活・福祉技術センター 製品安全技術課	06-6942-1114	06-6946-7280	http://www.nite.go.jp/
(財)電気安全環境研究所	技術規格部	045-582-2356	045-582-2384	http://www.jet.or.jp/
(財)日本規格協会	規格開発部	03-5770-1572	03-5770-1636	http://www.jsa.or.jp/
(社)電気学会	標準化推進室	03-3221-7201	03-3221-3704	http://www.iee.or.jp/
(社)日本電機工業会	技術部	03-3556-5884	03-3556-5892	http://www.jema-net.or.jp/
	家電部	03-3556-5887	03-3556-5891	
	新エネルギー部	03-3556-5888	03-3556-5892	
(社)電子情報技術産業協会	総合企画部	03-5275-7256	03-5212-8121	http://www.jeita.or.jp/
(社)ビジネス機械・情報システム産業協会	技術部	03-5472-1101	03-5472-2511	http://www.jbmia.or.jp/
(社)日本電線工業会	技術部	03-3542-6035	03-3542-6037	http://www.jcma.jp/
(社)日本配線器具工業会	技術部	03-5640-1611	03-5640-1613	http://www.jewa.or.jp/
(社)日本電球工業会	技術部	03-5812-1271	03-5812-1272	http://www.jelma.or.jp/
(社)日本照明器具工業会	技術部	03-3833-5747	03-3833-8455	http://www.jlassn.or.jp/
(社)電気設備学会	技術部	03-5805-3375	03-5805-3265	http://www.ieiej.or.jp/
(社)電池工業会	国際／標準化担当	03-3434-0261	03-3434-2691	http://www.baj.or.jp/

組織名	所属名	電話番号	FAX 番号	HP アドレス
(財)日本電子部品信頼性センター	技術部	03-3272-2736	03-3272-2926	http://www.rcj.or.jp/
(社)日本電気制御機器工業会	事務局	03-3437-5727	03-3437-5904	http://www.neca.or.jp/
(社)日本電機計測器工業会	事務局	03-3662-8183	03-3662-8180	http://www.jemima.or.jp/
(社)日本溶接協会	業務部	03-3257-1524	03-3255-5196	http://www.jwes.or.jp/
東京都地域婦人団体連盟	生活環境部	03-3407-2370	03-3400-5131	http://www.chifuren.gr.jp/tokyo/
(財)日本消費者協会	広報部	03-5282-5313	03-5282-5315	http://www1.sphere.ne.jp/jca-home/

編集後記

今回、「電気用品調査委員会」並びに「電気用品等規格・基準国際化委員会」の沿革・活動状況等を纏めた記念誌作成を企画しましたが、関係する多くの方々のご支援により無事発行に至りました。

寄稿及び座談会では、両委員会の委員・オブザーバー殿から電気用品安全法の在り方や今後の両委員会の方向性に関する貴重なご意見を数多く頂き、今後の活動の礎にさせて頂きたいと考えております。

また、関係の工業会殿からはIECの国内委員会に関する活動状況等について詳細なご報告を頂き、多岐にわたる分野の数多くの専門家による活動の結果として、国内規格の国際整合化が図られていることを改めて認識させて頂いた次第です。

今回の記念誌発行にご協力頂いた皆様へ深く感謝申し上げますとともに、今後とも益々のご支援の程宜しくお願い申し上げます。

平成22年3月
電気用品調査委員会事務局<(社)日本電気協会>
牧野政雄、古川真一、倉田正巳、勝山靖博

文書による発行元の事前了解なしに、この冊子のいかなる形の複写・転載もおこなってはなりません。この冊子の著作権は、全て電気用品調査委員会及び電気用品等規格・基準国際化委員会に帰属します。

本冊子について、ご質問がある方は、下記(社)日本電気協会技術部内の電気用品調査委員会事務局までご連絡下さい。

電気用品調査委員会の歩み 記念誌

2010年3月18日 発行

発行 電気用品調査委員会 事務局
電気用品等規格・基準国際化委員会 事務局
〒100-0006
東京都千代田区有楽町1-7-1 有楽町電気ビル北館4F
(社)日本電気協会 技術部
TEL：03-3216-0553 FAX：03-3214-6005
URL：http://www.denki.or.jp
電気用品等規格・基準国際化委員会 事務局分室
〒151-8545
東京都渋谷区代々木5-14-12
財団法人電気安全環境研究所
TEL：03-3466-5234 FAX：03-3466-9219
URL：http://www.jet.or.jp